

府中市地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画

(令和3年度～令和8年度)

素案

令和2年10月

府 中 市

はじめに

～市長挨拶文掲載予定～

目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨	1
2 国及び都の動向	2
3 計画の位置付け	4
4 計画期間	5
5 計画の策定体制	6
6 福祉エリア（日常生活圏域）	9

第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題

1 本市の地域福祉・福祉のまちづくりを取り巻く現状	11
2 高齢者に関する現状	14
3 障害のある人に関する現状	17
4 子どもに関する現状	19
5 市民生活に関する現状	21
6 相談及び支援等に関する現状	27
7 本計画策定のための調査（一般市民調査）の結果	33
8 前計画期間の取組について	62
9 地域福祉・福祉のまちづくり推進に当たっての今後の課題	67

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本的な考え方	71
--------------	----

第4章 重点施策

1 地域から課題解決につながる体制づくりの推進	77
2 課題を抱える人・世帯を包括的に支援する仕組みづくりの推進	79

第5章 計画の基本目標に向けた取組

基本目標1 地域力の強化	91
基本目標2 包括的支援体制の整備	96
基本目標3 いきいきと健康に暮らすための環境づくり	103
基本目標4 福祉のまちづくりの推進	106

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	111
2 計画の進行管理	112

資料

資料 1	府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿・・・・・・・・・・	113
資料 2	検討経過・・・・・・・・・・	114

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

本市は、ソフトとハードの両面から地域福祉と福祉のまちづくりを推進するため、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定し、施策を展開しています。

平成27年度から令和2年度までの「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」では、上位計画である「府中市福祉計画」の基本理念の実現に向け、地域福祉・福祉のまちづくり分野として「みんなでつくる、「共に生きるまち」」を計画の理念として掲げ、「福祉コミュニティの形成」と「セーフティネットの充実」を重点に、地域の福祉課題を解決すべく施策を進めてきました。

しかし、この間においても市民生活を取り巻く環境は大きく変化しており、従来の制度では対応できない課題が顕在化し、新たな対応が求められています。

国は、高齢化や人口減少といった社会情勢の変化やそれに伴う地域でのつながりの希薄化、地域社会の担い手不足等の課題を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的な地域や社会を創る「地域共生社会」の実現を目指し、取組を進めています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした心のバリアフリー及びユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組を展開しています。

このような背景を踏まえ、本市においても地域共生社会の実現に向け、住民に身近なエリアにおいて、地域の課題を我が事として捉え、解決を試みることができる地域づくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを目指し、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を策定するものです。

2 国及び都の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

平成28年6月閣議決定の「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現を目指していくことを示し、地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。

○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月公布、平成30年4月施行）

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉推進の理念及び理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しています。また、市町村の地域福祉計画に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めるなど地域福祉計画の充実について記載されています。

○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月公布）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域住民同士が気かけ合う関係性の育成支援）」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

○東京都地域福祉支援計画（平成30年3月策定）

総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するとともに、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させることを目的として東京都地域福祉支援計画が策定されました。

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした福祉のまちづくりの推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とし、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会等の実現に向けた取組が進められています。

○ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月関係閣僚会議決定）

ユニバーサルデザイン2020行動計画では、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働き掛ける取組（「心のバリアフリー」分野）と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組（まちづくり分野）を実施する事としており、今後の施策の検討及び評価のために取り組むべき事項が定められています。

○ユニバーサル社会実現推進法（平成30年12月公布及び施行）

すべての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害のある人、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（バリアフリー法改正法）（令和2年5月公布）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策の強化を目的とし、公共交通事業者等施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大を定めています。

○東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月策定）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標に掲げた東京都福祉のまちづくり推進計画が策定されました。

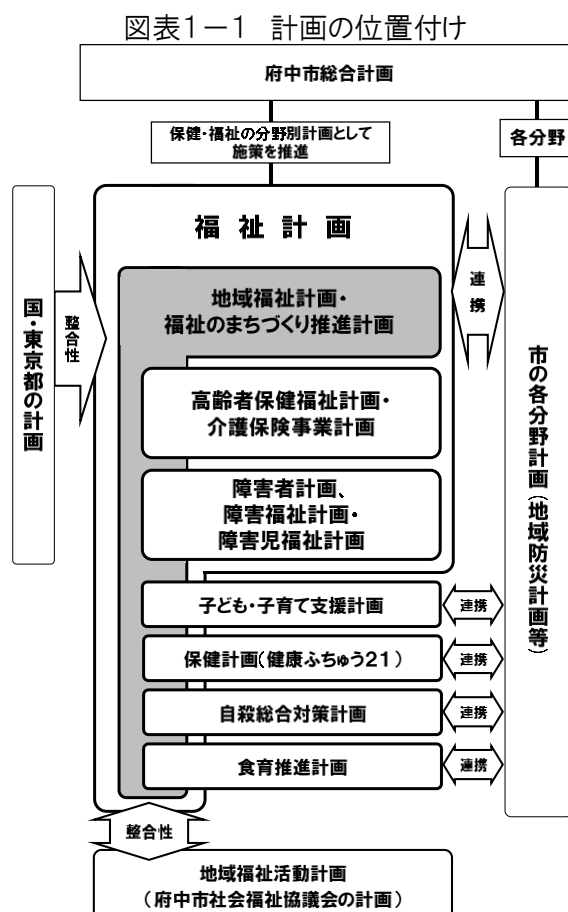
3 計画の位置付け

「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（以下、本計画といいます。）」は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」及び、府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定したものです。

「府中市総合計画」及び「府中市福祉計画」を上位計画とし、計画の内容には、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野といった分野別の個別計画に共通する施策を含んでいます。

また、本市の保健・福祉以外の分野計画と連携し、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合性を図っています。

また、本計画には、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用促進に関する内容及び再犯の防止等に関する内容を盛り込んでいます。これらは、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第14条に規定する「市町村成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」及び再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第8条に規定する「市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」として位置付けます。



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

図表1－2 計画期間

	平成					令和							
	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31/元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	
府中市総合計画	第6次府中市総合計画（平成26～令和3年度）							第7次府中市総合計画 （令和4～11年度）					
福祉計画	福祉計画（平成27～令和2年度）							福祉計画（令和3～8年度）					
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画 福祉のまちづくり推進計画 （社会福祉法） （府中市福祉のまちづくり条例）	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画							地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画					
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 （老人福祉法） （介護保険法）	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第6期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第7期）			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第8期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第9期）					
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画							障害者計画					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （障害者総合支援法） （児童福祉法）	障害福祉計画 （第4期）		障害福祉計画（第5期） ・障害児福祉計画 （第1期）			障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画 （第2期）		障害福祉計画（第7期） ・障害児福祉計画 （第3期）					
【子ども・子育て支援】 子ども・子育て支援計画 （子ども・子育て支援法）	子ども・子育て支援計画					第2次子ども・子育て支援計画				第3次子ども・ 子育て支援 計画			
【保健・食育分野】 保健計画（健康ふちゅう21） （健康増進法）	第2次保健計画					第3次保健計画							
自殺総合対策計画 （自殺対策基本法）						自殺総合対策計画				第2次 自殺総合対策計画			
食育推進計画 （食育基本法）	第2次食育推進計画					第3次食育推進計画							

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において計画の内容を審議しました。

また、郵送による「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査（一般市民調査）」を実施したほか、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野を横断する調査を実施しました。

更に、本計画の案について、パブリックコメント手続を実施し、幅広い市民意見の聴取を図りました。

（１）郵送による調査（一般市民調査）

目的	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定に当たって、市民の近所づきあいや地域での生活・活動状況、日頃の悩みと相談状況等を把握するとともに、本市の地域福祉及び福祉のまちづくりに関する意見、要望等を把握する。
対象者	令和元年10月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民3,000人
実施手法	郵送による配布及び回収
調査時期	令和元年10月25日から令和元年11月11日まで
実施結果	配布件数 3,000件 回収数(回収率) 1,383件(46.1%) 有効回収数(有効回収率) 1,380件(46.0%)

（２）分野横断調査（地域福祉の担い手グループインタビュー）

目的	日頃の活動状況や活動する上での課題、地域福祉の担い手が求める今後の支援方法及び市との協働に向けた意向を把握する。
対象者	エリアに縛られない活動をしている地域福祉の担い手（ボランティア団体、NPO法人、地域貢献活動を行っている企業等）
実施手法	グループインタビュー
調査時期	令和元年12月14日（土）、12月16日（月）
テーマ	①活動状況 ○活動人数、活動内容、今後力を入れていきたいこと等 ②活動をする上での課題 ○活動上の問題点 ○支援等を行う上で難しい事例 ③活動をとおして気になっていること ○市の地域課題として考えていること ○地域全体で取り組む必要があると感じること ④市との協働について ○市と協働で行っていること、協働をする上での課題 ○今後、市と協働で行いたいこと

(3) 分野横断調査（相談支援機関グループインタビュー）

目的	多機関協働による包括的な相談支援体制の方策を検討するため、様々な相談機関の現状と課題等を把握する。
対象者	市、及び市内の相談機関
実施手法	グループインタビュー
調査時期	令和元年12月17日(火)、12月23日(月)
テーマ	①業務内容 ②相談の現状 ○複合的な課題を抱えるケースの事例、対応 ③相談の課題 ○複合的な課題を抱えるケースに支援が難しいと感じること ④多分野で連携を進めていく上での現状と課題 ○連携の現状と課題 ⑤今後の連携体制 ⑥福祉エリアの見直しについて

(4) 分野横断調査（生活支援機関インタビュー）

目的	市民の普段の生活を支える事業者・企業から地域課題を把握する。今後の地域貢献の方向性、市と協働の方向性を伺う。
対象者	市内の生活関連の事業者・企業（タクシー会社、郵便局、金融機関、コンビニエンスストア、団地関係者、スーパー）
実施手法	ヒアリング、グループインタビュー等
調査時期	令和元年12月9日(月)、12月16日(月)、12月18日(水)、 12月27日(金)、令和2年1月23日(木)
テーマ	①事業概要及び地域の状況 ②地域貢献活動の内容 ③福祉ニーズ、支え合い活動の状況、他の機関等との連携 ④事業活動をする上での課題と方向 ○事業活動をする上で考える地域課題 ○今後の活動・取組の意向 ⑤市との協働・連携について

(5) 分野横断調査（文化センター圏域別グループディスカッション）

目的	地域に根付いて活動している団体の方々から地域における課題と課題解決のためにできることを把握し、地域における住民主体の課題解決力強化の方向性を検討する。また、市全体の課題と圏域別の課題を整理する。
対象者	地域で活動している団体の方（民生委員・児童委員、自治会・町会等、シニアクラブ、ふれあいいきいきサロン運営者、コミュニティ協議会、わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーター）
実施手法	①文化センター圏域ごとの2つのグループでグループディスカッション形式の懇談会 ②各グループで模造紙に意見を書き出し、最後に各グループの模造紙を貼り出し全体で結果を共有
調査時期	令和元年10月26日（土） 白糸台文化センター圏域、押立文化センター圏域 令和元年10月27日（日） 中央文化センター圏域、新町文化センター圏域、紅葉丘文化センター圏域 令和元年11月9日（土） 住吉文化センター圏域、是政文化センター圏域、四谷文化センター圏域 令和元年11月10日（日） 西府文化センター圏域、武蔵台文化センター圏域、片町文化センター圏域
テーマ	あなたが住んでいる地域のこれからを考えませんか？ ①地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯） ②課題を解決するために地域でできること

(6) パブリックコメントの実施

令和2年●月●日から令和2年●月●日まで実施しました。

6 福祉エリア（日常生活圏域）

本市では、これまで人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域等を考慮した6つの区域を福祉エリア（日常生活圏域）として福祉施策を進めてきました。

福祉施策を取り巻く現状としては、福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、個人や世帯が抱える様々な福祉課題について一体的な対応や、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の従来の福祉分野を超えた包括的な支援体制の構築が求められています。

また、人間関係の希薄化を背景とした「社会的孤立」や「制度の狭間」の問題等が表面化し、公的な福祉サービスの充実のみならず、地域における住民の支え合いによる仕組みづくりが必要となっています。

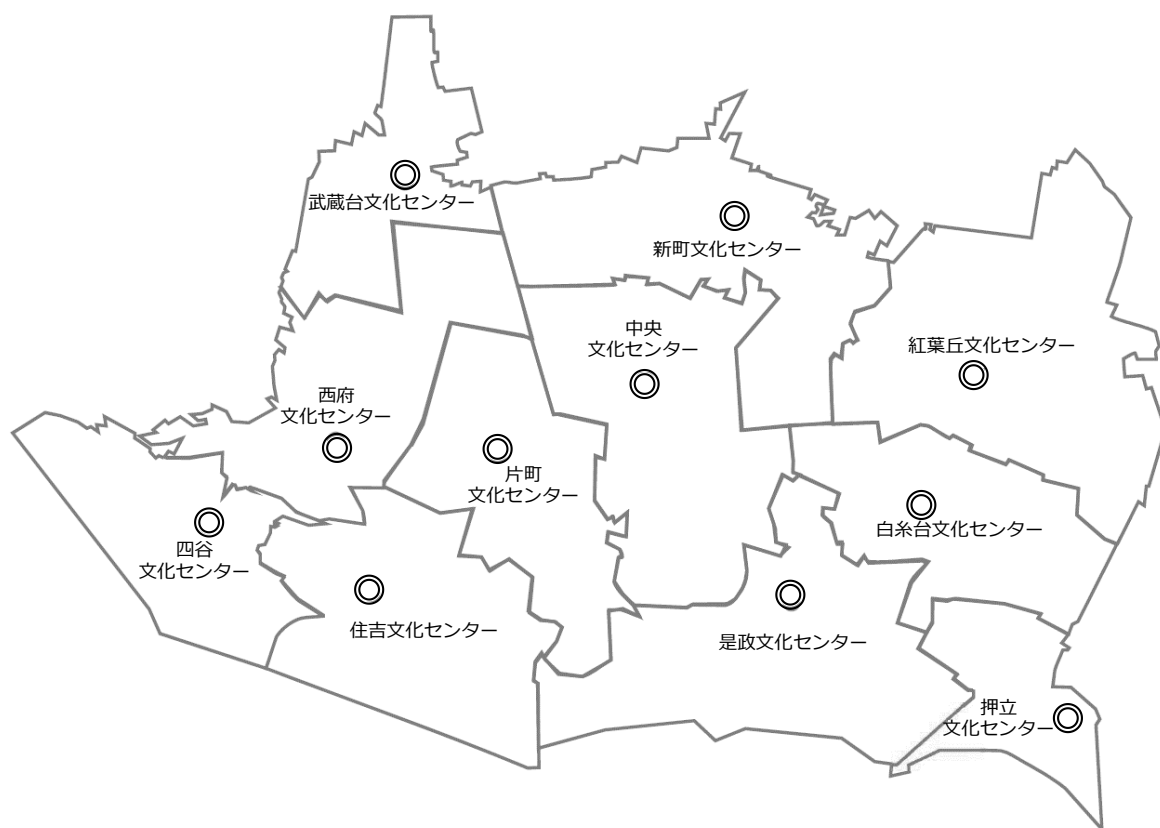
国においては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや地域の生活課題を包括的に受け止める体制の構築等を進めています。

このようなことから、多様な福祉課題を抱えた個人や世帯に対し、福祉施策の横断的な連携による切れ目のない支援や、地域住民をはじめとした地域の多様な活動主体の参画及び地域における住民の支え合いによる仕組みづくりを構築し、総合的・包括的な相談体制を充実させていく必要があります。

この体制づくりは、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域で行うことがより効果的であることから、令和3年度から令和8年度を計画期間とする府中市福祉計画では、従来の福祉エリアを見直すこととしました。

本市には、地域に根差し、住民に身近な文化センターが11か所あります。各文化センター圏域には、地縁のコミュニティや「わがまち支えあい協議会」等の多様な地域資源が存在し、地域における支え合いの仕組みづくりが進められています。また、文化センターを中心とした相談機能の充実を図っていることから、新たに設定する福祉エリア（日常生活圏域）は、文化センター圏域を基礎とした11のエリアに設定するものです。今後は、地域福祉・福祉のまちづくり分野においても新たな福祉エリア（日常生活圏域）を地域活動の基礎としながら支え合いの仕組みづくりを推進し、「地域力」の強化を進めていきます。

図表1－3 令和3年度からの福祉エリア(日常生活圏域)



第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題

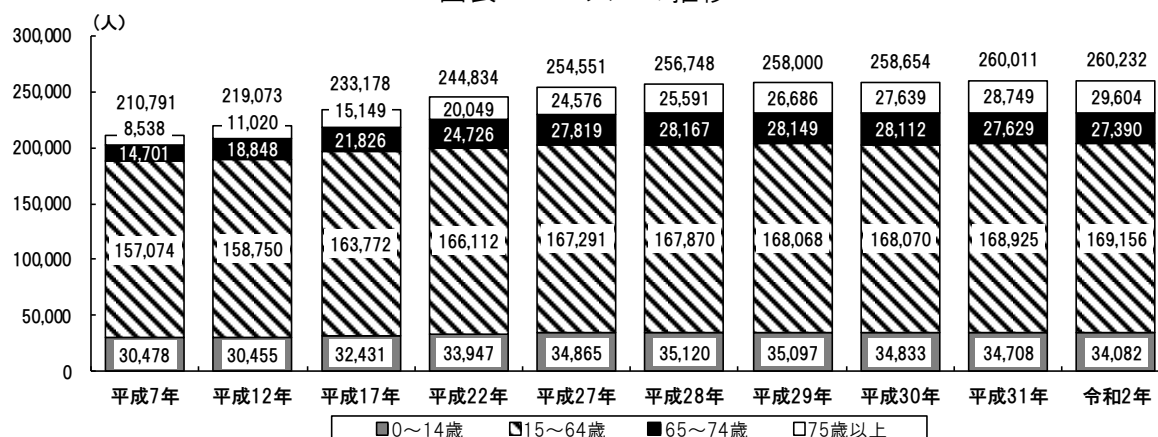
1 本市の地域福祉・福祉のまちづくりを取り巻く現状

(1) 人口・世帯の推移

① 人口

本市の人口は増加を続けており、令和2年1月1日時点の人口は、26万232人です。そのうち、65歳以上の高齢者人口は、5万6,994人で、平成27年から令和2年までの5年間で4,599人増加しています。平成31年には、75歳以上の後期高齢者の人口が、65歳から74歳までの人口を上回りました。また、0歳から14歳までの年少人口は、3万4,082人で、平成28年以降微減傾向にあります。(図表2-1)

図表2-1 人口の推移



(単位:人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年
75歳以上	8,538	11,020	15,149	20,049	24,576	25,591	26,686
65~74歳	14,701	18,848	21,826	24,726	27,819	28,167	28,149
15~64歳	157,074	158,750	163,772	166,112	167,291	167,870	168,068
0~14歳	30,478	30,455	32,431	33,947	34,865	35,120	35,097
合計	210,791	219,073	233,178	244,834	254,551	256,748	258,000

	平成30年	平成31年	令和2年
75歳以上	27,639	28,749	29,604
65~74歳	28,112	27,629	27,390
15~64歳	168,070	168,925	169,156
0~14歳	34,833	34,708	34,082
合計	258,654	260,011	260,232

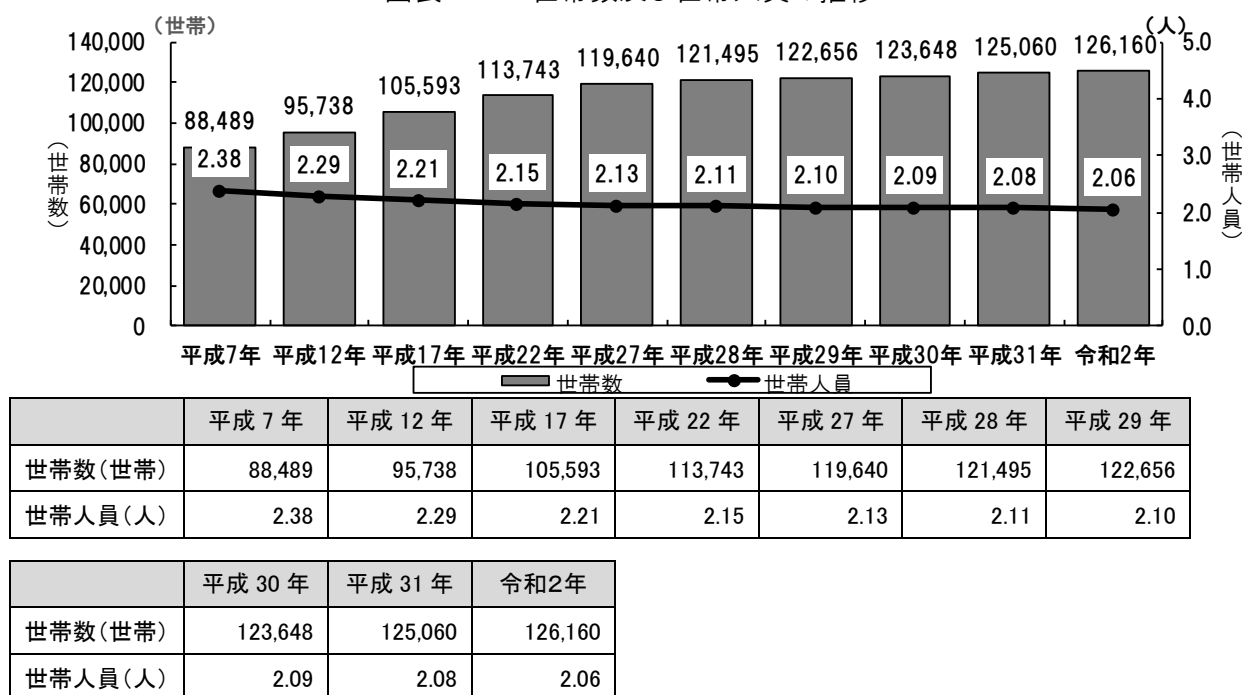
※平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。

出典:住民基本台帳(各年1月1日)

② 世帯数及び世帯人員

世帯数は、増加を続けており、令和2年1月1日時点の世帯数は12万6,160世帯です。しかしながら、一世帯当たりの世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます。（図表2-2）

図表2-2 世帯数及び世帯人員の推移



※平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。

出典：住民基本台帳（各年1月1日）

③ 昼間・夜間・流入・流出人口

平成7年から平成27年の20年間で昼間人口は約3.5万人、夜間人口は約4.4万人増加しています。平成27年度の市外から市内へ通勤・通学をする流入人口は、6万4,445人であるのに対し、市内から市外へ通勤・通学をする流出人口は、8万1,511人と、市外へ通勤・通学をする市民が多いことが分かります（図表2-3）。

図表2-3 昼間・夜間・流入・流出人口の推移

	昼間人口 (人)	流入人口(人)			流出人口(人)			夜間人口 (人)	昼間人口指数 (夜間 = 100)
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者		
平成 7 年	210,521	70,788	62,635	8,153	76,393	62,504	13,889	216,126	97
平成 12 年	221,456	70,447	62,615	7,832	75,638	63,120	12,518	226,647	98
平成 17 年	236,133	66,784	59,555	7,229	75,943	65,001	10,942	245,292	96
平成 22 年	246,380	64,374	58,095	6,279	78,485	66,692	11,793	255,506	96
平成 27 年	245,693	64,445	58,020	6,425	80,151	69,198	10,953	260,274	94

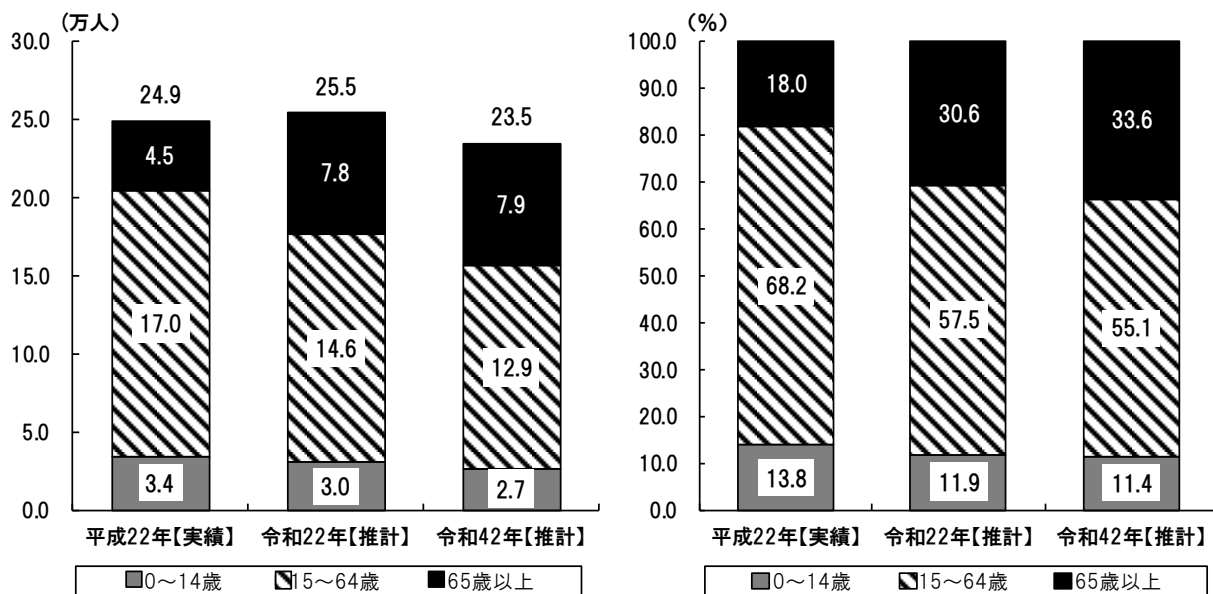
※ 通学者は、15歳未満の通学者を含む。

出典：国勢調査（各年10月1日）

(2) 人口推計

「府中市人口ビジョン」の人口推計（基本ケース）によると、本市は、令和22年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、急激に高齢化が進むこと見込まれます。その後、令和42年には、団塊ジュニア世代のような極端なピークを形成する年齢層はなくなるものの、年少人口の減少傾向が強まることが想定されます。（図表2-4）

図表2-4 人口推計（府中市人口ビジョン 基本ケース）
【3区分別人口】 【3区分別人口の割合】



		平成 22 年【実績】	令和 22 年【推計】	令和 42 年【推計】
65 歳 以上	人口(人)	44,934	78,015	78,968
	割合(%)	18	30.6	33.6
15~64 歳	人口(人)	170,072	146,488	129,494
	割合(%)	68.2	57.5	55.1
0~14 歳	人口(人)	34,372	30,310	26,760
	割合(%)	13.8	11.9	11.4
合計	人口(人)	249,378	254,831	235,222

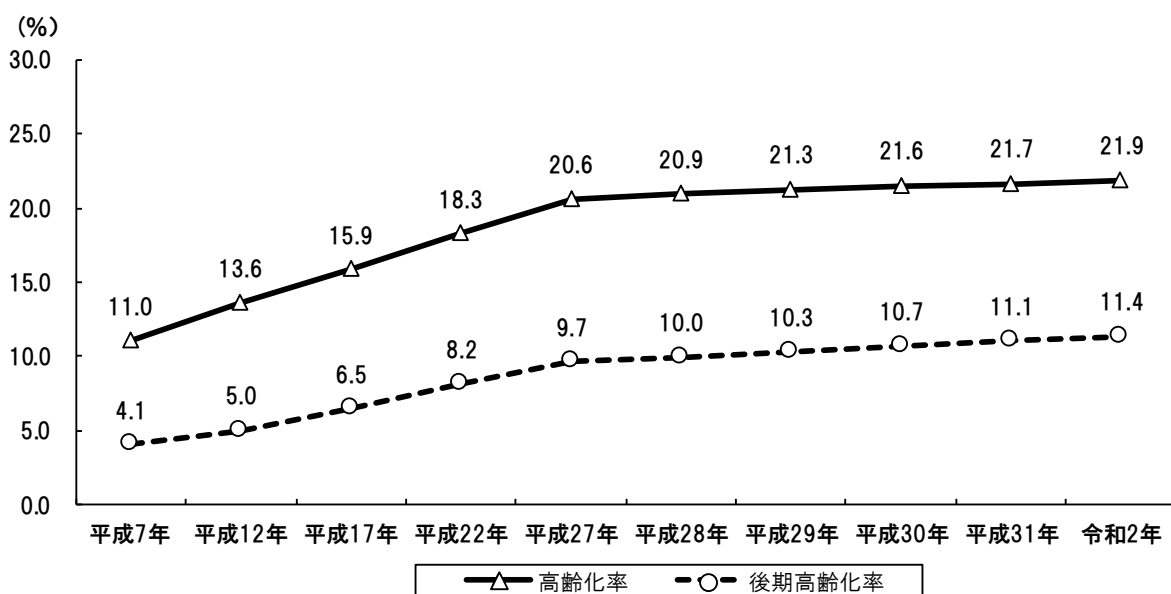
出典:「府中市人口ビジョン」

2 高齢者に関する現状

(1) 高齢化率・後期高齢化率

本市の高齢化率は上昇傾向にあります。令和2年時点の高齢化率は、21.9%で、75歳以上の後期高齢化率は、11.4%です。(図表2-5)

図表2-5 高齢化率の推移



(単位: %)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 28 年
高齢化率	11.0	13.6	15.9	18.3	20.6	20.9
後期高齢化率	4.1	5.0	6.5	8.2	9.7	10.0

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
高齢化率	21.3	21.6	21.7	21.9
後期高齢化率	10.3	10.7	11.1	11.4

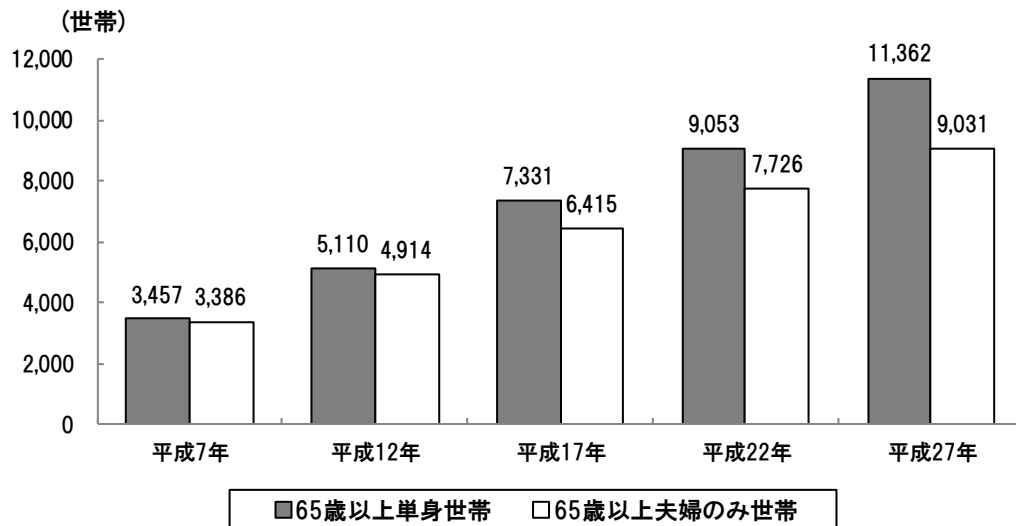
※平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。

出典:住民基本台帳(各年1月1日)

(2) 高齢者世帯

本市の65歳以上の単身世帯は増加傾向にあり、平成27年には1万1,362世帯となっています。65歳以上の夫婦のみ世帯も増加傾向にあり、平成27年には9,031世帯となっています。(図表2-6)

図表2-6 高齢者世帯の推移



(単位:世帯)

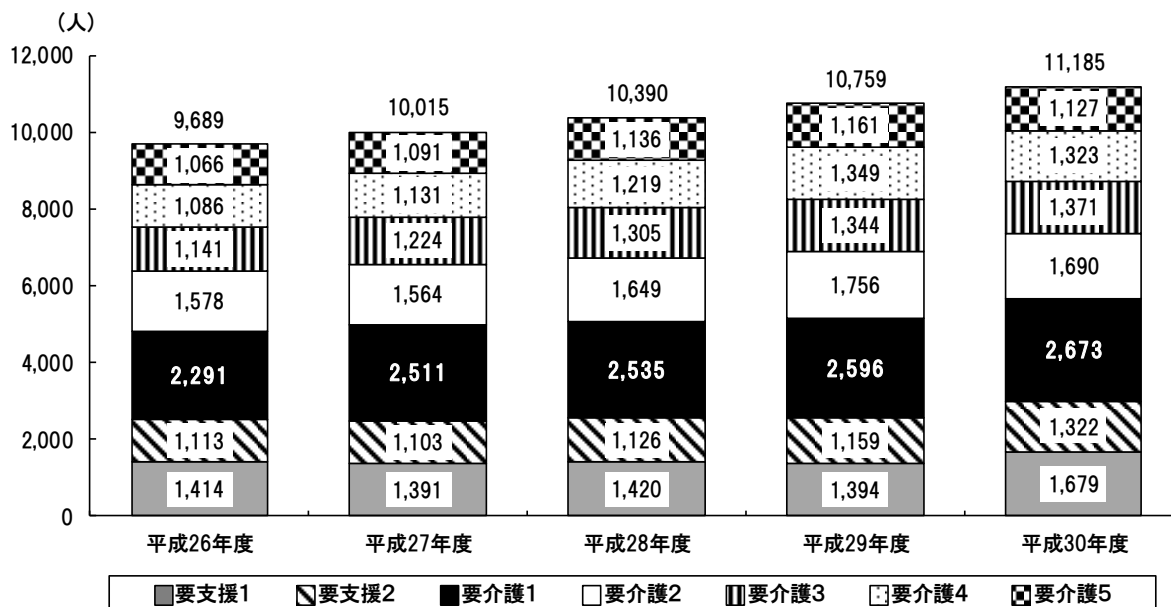
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
65歳以上の単身世帯	3,457	5,110	7,331	9,053	11,362
65歳以上夫婦のみ世帯	3,386	4,914	6,415	7,726	9,031

出典:国勢調査(各年10月1日)

(3) 要介護認定者数

本市の要介護認定者数は増加傾向にあり、平成27年度に1万人を超え、平成30年度には、1万1,185人となっています。要介護度別では、要介護1が最も多く、2,673人で、要介護者認定全体の23.9%を占めています。(図表2-7)

図表2-7 要介護認定者数の推移



(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
要支援1	1,414	1,391	1,420	1,394	1,679
要支援2	1,113	1,103	1,126	1,159	1,322
要介護1	2,291	2,511	2,535	2,596	2,673
要介護2	1,578	1,564	1,649	1,756	1,690
要介護3	1,141	1,224	1,305	1,344	1,371
要介護4	1,086	1,131	1,219	1,349	1,323
要介護5	1,066	1,091	1,136	1,161	1,127
計	9,689	10,015	10,390	10,759	11,185

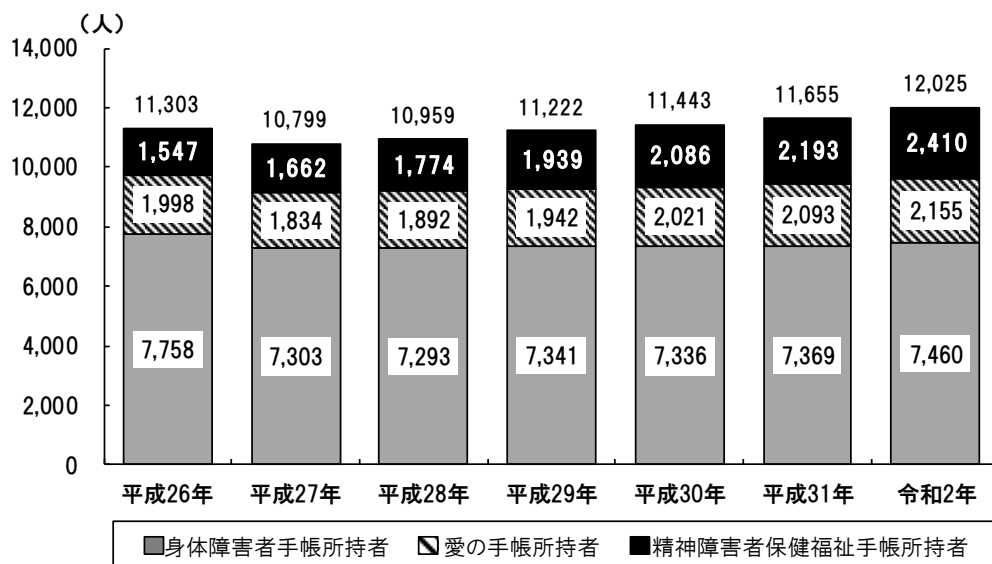
出典:府中市統計書(各年度3月31日)

3 障害のある人に関する現状

(1) 障害者手帳所持者

本市の令和2年3月31日時点の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、1万2,025人です。手帳種別では、身体障害者手帳所持者が7,460人、愛の手帳所持者が2,155人、精神障害者保健福祉手帳所持者が2,410人です。(図表2-8)

図表2-8 障害者手帳所持者数の推移



(単位:人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
身体障害者手帳所持者	7,758	7,303	7,293	7,341	7,336	7,369	7,460
愛の手帳所持者	1,998	1,834	1,892	1,942	2,021	2,093	2,155
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,547	1,662	1,774	1,939	2,086	2,193	2,410
合計	11,303	10,799	10,959	11,222	11,443	11,655	12,025

※重複障害者を含むため、合計は延べ人数

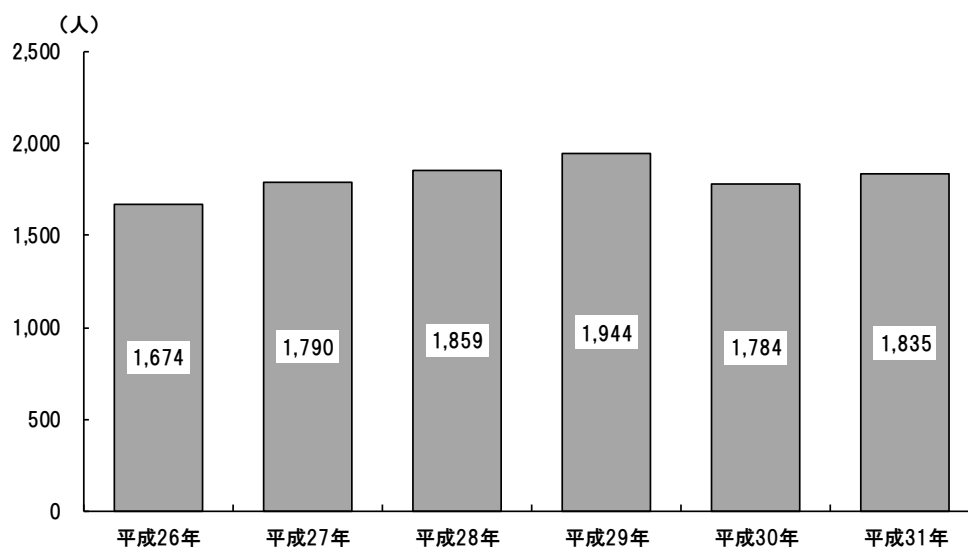
※身体障害者手帳所持者数及び愛の手帳所持者については、平成27年に一時的に減少していますが、これは、前年のシステム改修による手帳所持者数を精査した結果によるものです。(府中市障害者福祉計画(第5期)障害児福祉計画(第1期))より

出典:府中市事務報告書(各年3月31日)

(2) 難病のある人

本市の難病患者（特殊疾病認定患者）数は、平成26年から平成29年にかけては増加傾向にありましたが、平成30年に減少しました。しかし、平成31年は再び増加し、平成31年3月31日時点では、1,835人となっています。（図表2－9）

図表2－9 難病患者(特殊疾病認定患者)数の推移



(単位:人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
難病患者 (特殊疾病認定患者)	1,674	1,790	1,859	1,944	1,784	1,835

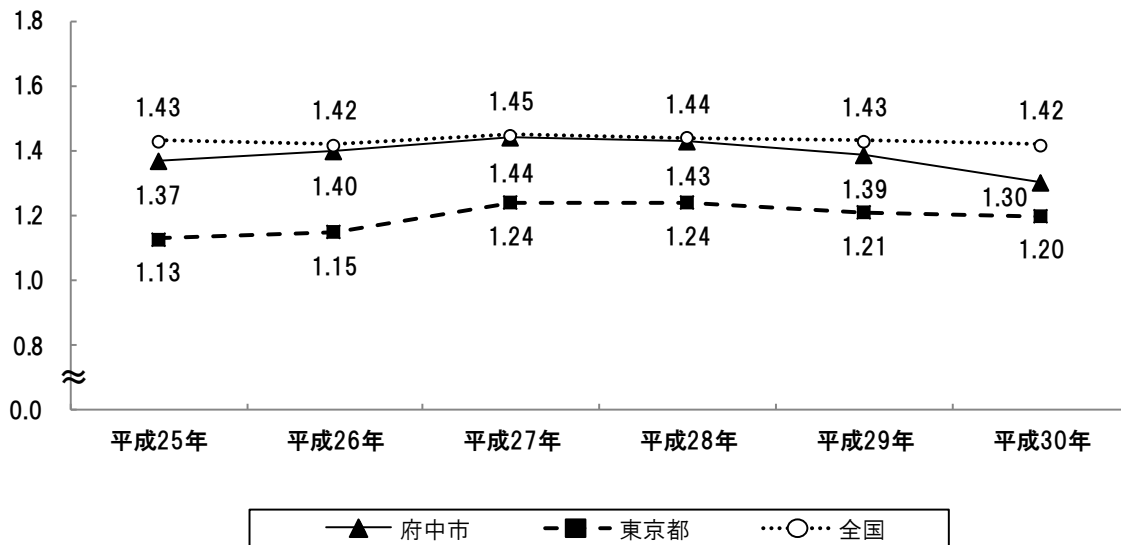
出典:福祉・衛生統計年報(東京都)(各年3月31日)

4 子どもに関する現状

(1) 合計特殊出生率

本市の平成30年時点の合計特殊出生率は、1.30です。東京都の平均に比べると高い値で推移していますが、全国平均に比べると、低い値で推移しています。
(図表2-10)

図表2-10 合計特殊出生率の推移(府中市、東京都及び国)



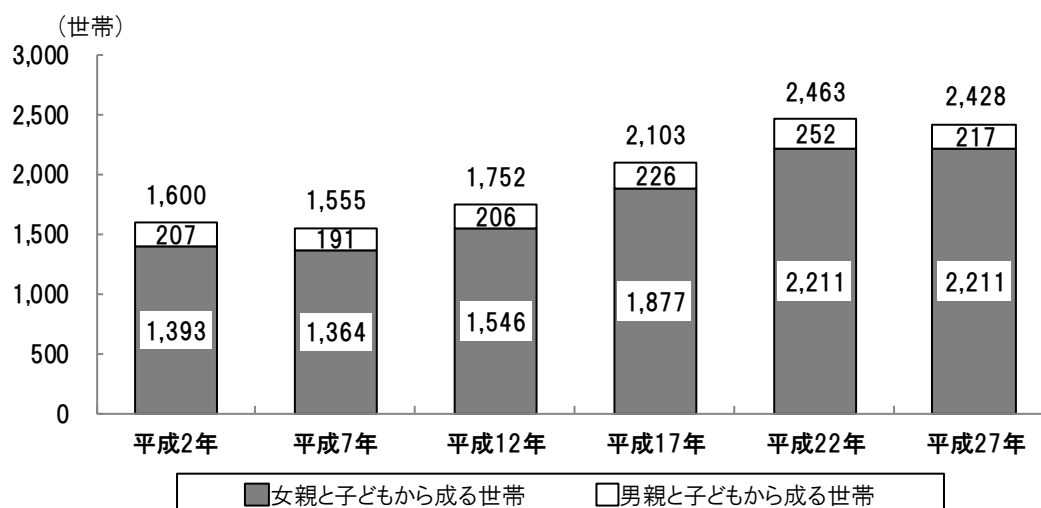
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
府中市	1.37	1.40	1.44	1.43	1.39	1.30
東京都	1.13	1.15	1.24	1.24	1.21	1.20
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

出典：人口動態統計

(2) ひとり親世帯

本市のひとり親世帯は、平成22年までは増加傾向にありましたが、平成22年から平成27年にかけては減少しています。平成27年時点のひとり親の世帯数は、2,428世帯で、その内訳は、母親と子どもの世帯が2,211世帯、父親と子どもの世帯が217世帯となっています。(図表2-11)

図表2-11 ひとり親世帯数の推移



※18歳未満親族のいる一般世帯

(単位:世帯)

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
女親と子どもから成る世帯	1,393	1,364	1,546	1,877	2,211	2,211
男親と子どもから成る世帯	207	191	206	226	252	217
合計	1,600	1,555	1,752	2,103	2,463	2,428

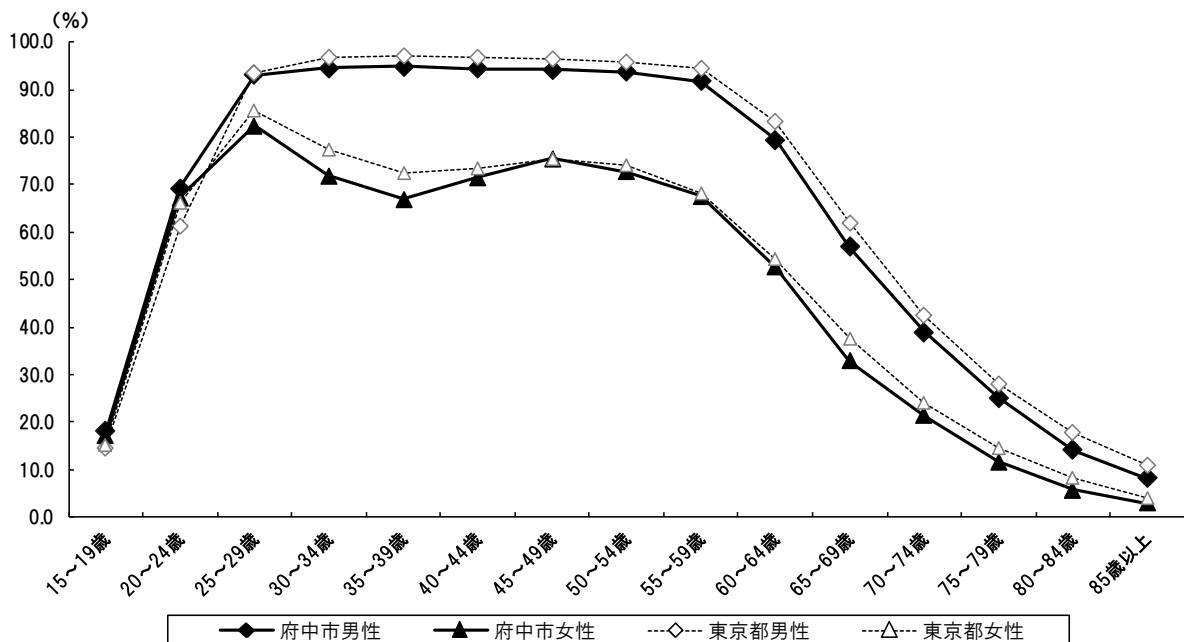
出典: 国勢調査(各年10月1日)

5 市民生活に関する現状

(1) 労働力率

本市の男性の労働力率は、20歳代から50歳代では9割を超えています。女性の労働力率は30歳代で低下し、40歳代で上昇するいわゆるM字カーブを描いています。東京都の平均値と比較すると、本市のM字の谷の方が深くなっています。(図表2-12)

図表2-12 平成27年の男女別15歳以上年齢階級別労働力率



(単位: %)

		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
府中市	男性	18.0	69.2	93.0	94.6	94.8	94.4	94.2	93.7
	女性	17.0	67.3	82.3	71.8	66.9	71.5	75.5	72.7
東京都	男性	14.4	61.4	93.4	96.7	97.2	96.9	96.6	95.9
	女性	15.3	66.0	85.5	77.2	72.4	73.4	75.2	73.9

		55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
府中市	男性	91.7	79.5	56.9	39.0	25.2	14.1	8.1
	女性	67.6	52.7	32.8	21.4	11.7	5.6	2.9
東京都	男性	94.4	83.2	61.9	42.6	28.1	17.8	11.0
	女性	68.1	54.4	37.7	24.2	14.5	8.2	4.0

出典: 国勢調査(平成27年10月1日)

(2) 生活保護世帯及び人員

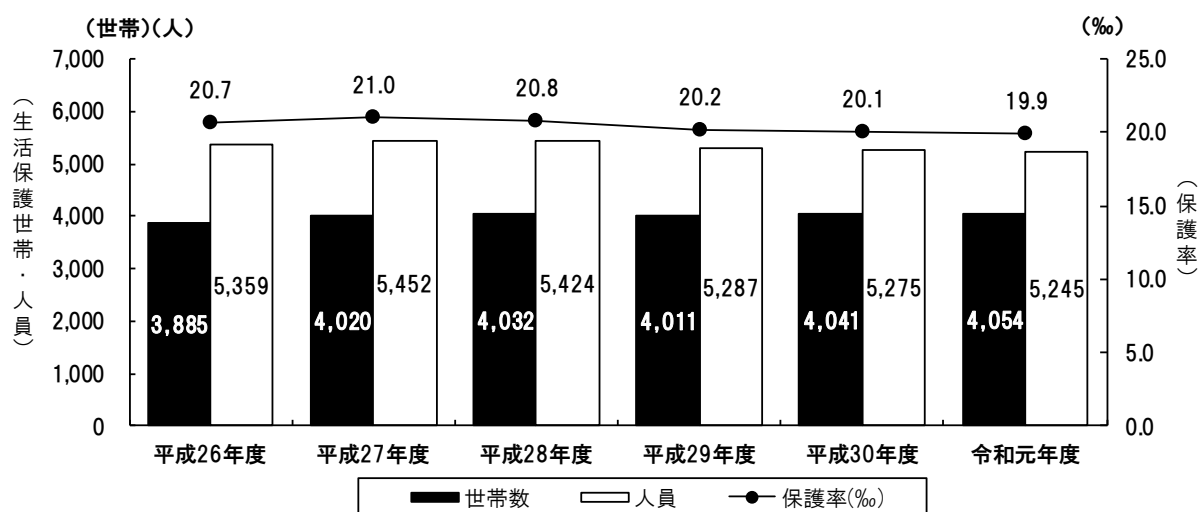
本市の生活保護世帯数及び人員は、平成27年度以降、ほぼ横ばいの状況です。令和2年3月31日時点の生活保護世帯及び人員は、4,054世帯及び5,245人で、保護率(※)は、19.9‰です。(図表2-13)

世帯類型別被保護世帯は、一貫して高齢者世帯が最も多い状況です。(図表2-14)

(※) 保護率：人口に対する保護人員の割合。1,000人当たりの比率であるパーミルで表す。

(保護人員÷推計人口)×1,000(単位 ‰)

図表2-13 生活保護世帯及び人員の推移



	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
世 帯 数 (世帯)	3,885	4,020	4,032	4,011	4,041	4,054
人 員(人)	5,359	5,452	5,424	5,287	5,275	5,245
保護率(‰)	20.7	21.0	20.8	20.2	20.1	19.9

出典：府中市生活援護課資料

図表2-14 世帯類型別被保護世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者世帯	1,747	1,850	1,905	1,900	1,916	1,943
母子世帯	324	314	295	295	306	285
傷病者世帯	534	596	574	567	538	499
障害者世帯	371	367	375	395	382	378
その他世帯	876	848	846	809	859	898
計	3,852	3,975	3,995	3,966	4,001	4,003

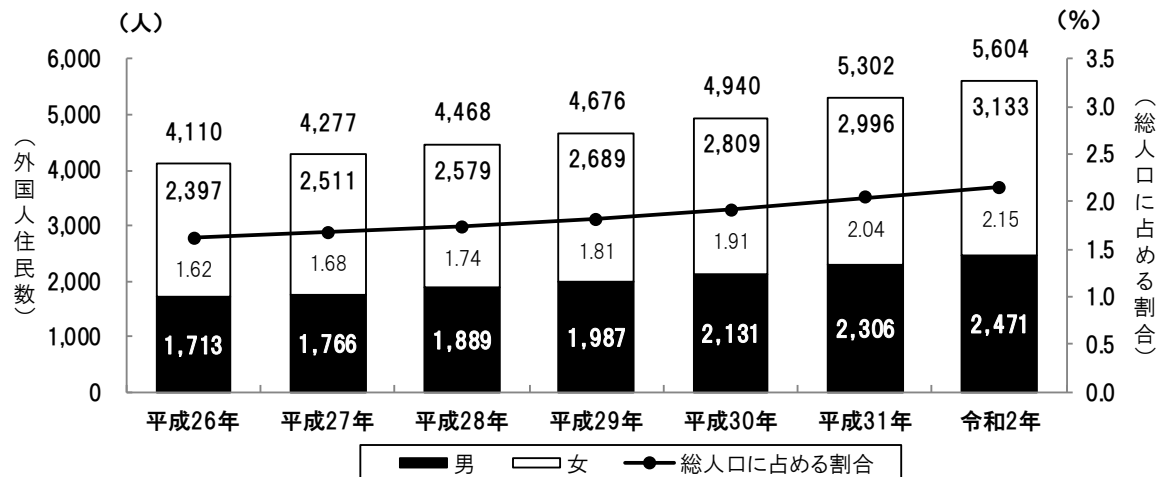
※停止世帯を除く。

出典：府中市事務報告書(各年3月31日)

(3) 外国人住民

外国人住民は、増加傾向にあり、令和2年1月1日時点では、5,604人で、総人口に占める割合は2.15%です。(図表2-15)

図表2-15 外国人住民の推移



	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
外国人住民(人)	4,110	4,277	4,468	4,676	4,940	5,302	5,604
男性(人)	1,713	1,766	1,889	1,987	2,131	2,306	2,471
女性(人)	2,397	2,511	2,579	2,689	2,809	2,996	3,133
総人口に占める割合(%)	1.62	1.68	1.74	1.81	1.91	2.04	2.15

出典：府中市統計書(各年1月1日)

(4) 自治会・町会等

本市には、平成31年4月1日時点で393の自治会があり、6万9,452世帯が加入しています。加入世帯数を総世帯数で割った加入割合は、約55.5%です。(図表2-16)

図表2-16 届出自治会数・加入世帯数の推移

	自治会数	加入世帯数	総世帯数	加入割合
平成 26 年	403	72,598	118,726	61.1%
平成 27 年	400	72,135	120,279	60.0%
平成 28 年	399	71,256	122,044	58.4%
平成 29 年	400	70,936	122,768	57.8%
平成 30 年	396	70,318	123,853	56.8%
平成 31 年	393	69,452	125,089	55.5%

出典：府中市事務報告書(各年4月1日)

(5) 市民活動

① 市民活動センター「プラッツ」の登録団体

平成29年7月に開館した市民活動センター「プラッツ」の令和元年度の登録団体数は486団体です。主な活動分野では、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興」が最も多くなっています。(図表2-17)

図表2-17 市民活動センター「プラッツ」登録団体数

(単位:団体)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
市民活動センター「プラッツ」登録団体数		293	431	486
主な活動分野	(1)保健、医療又は福祉の増進	51	78	95
	(2)社会教育の推進	24	37	41
	(3)まちづくりの推進	23	30	33
	(4)観光の振興	1	3	2
	(5)農山漁村又は中山間地域の振興	0	1	0
	(6)学術、文化、芸術又はスポーツの振興	110	167	180
	(7)環境の保全	6	10	11
	(8)災害救助活動	3	3	2
	(9)地域安全活動	0	3	3
	(10)人権の擁護又は平和の推進	5	7	12
	(11)国際協力の活動	7	10	8
	(12)男女共同参画社会の形成の促進	4	5	6
	(13)子どもの健全育成	44	63	72
	(14)情報化社会の発展	3	3	4
	(15)科学技術の振興	0	0	0
	(16)経済社会の活性化	2	2	3
	(17)職業能力開発又は雇用機会拡充の支援	3	2	5
	(18)消費者の保護	4	3	3
	(19)連絡、助言又は援助の活動	3	4	6
	(20)指定都市の条例で定める活動	0	0	0

出典:府中市協働推進課資料

② NPO法人

市内のNPO法人数は、令和元年11月30日現在で93法人であり、活動の分野は、「NPO団体への助言・援助」、「社会教育」及び「保健・医療・福祉」が多くなっています。（図表2-18）

図表2-18 府中市内のNPO法人数

(単位:法人)

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
NPO法人数		106	104	99	98	94	93
活動 の 分 野	保健・医療・福祉	59	57	56	55	52	50
	社会教育	54	54	51	53	51	51
	まちづくり	39	38	36	36	30	28
	観光	1	2	3	5	4	4
	農山漁村・中山間地域	1	2	2	2	1	1
	学術・文化・芸術・スポーツ	45	47	45	40	38	37
	環境保全	24	23	21	21	18	17
	災害救援	5	4	5	6	6	6
	地域安全	12	13	14	15	12	11
	人権擁護・平和推進	20	21	19	17	16	15
	国際協力	28	29	26	25	21	20
	男女共同参画	8	8	8	8	7	7
	子どもの健全育成	54	52	52	52	49	50
	情報化社会	19	20	19	18	16	15
	科学技術	3	3	3	4	3	3
	経済活動活性化	15	14	14	16	15	14
	職業能力開発・雇用機会拡充	32	30	28	30	29	29
	消費者保護	6	6	5	5	6	5
	NPO団体への助言・援助	65	61	62	61	55	54

※活動分野は複数選択

出典:東京都生活文化局資料「認証NPO法人一覧」(各年11月30日現在)

(6) 文化センターの利用状況

令和元年度の各文化センターの一般利用者数は、中央文化センターが7万2,148人と最も多く、続いて西府文化センター、片町文化センターが多くなっています。11文化センターの平均一般利用者数は年間5万1,305人です。(図表2-19)

図表2-19 令和元年度の文化センター一般利用者数

(単位:人)

	年間	1日当たり(※)
中央文化センター	72,148	214
白糸台文化センター	62,703	186
西府文化センター	69,915	212
武蔵台文化センター	62,878	190
新町文化センター	41,823	124
住吉文化センター	31,322	93
是政文化センター	44,702	133
紅葉丘文化センター	52,584	156
押立文化センター	36,185	107
四谷文化センター	25,754	76
片町文化センター	64,340	191
合計	564,354	1,682
館平均	51,305	153

※年間利用可能日数は、337日

なお、電気設備工事のため、西府文化センターの開館日数は330日、武蔵台文化センター開館日数は、331日

出典:府中市事務報告書

6 相談及び支援等に関する現状

(1) 高齢者

高齢者支援課の福祉相談への相談者数は、平成26年度から平成28年度にかけては減少傾向にありましたが、平成28年度から令和元年度にかけては増加し、令和元年度の相談者数は、3,411人です。相談者の内訳は、「地域包括支援センター」が最も多く、次いで「本人」、「別居親族」と続いています。(図表2-20)

また、令和年度の相談内容は、「高齢者虐待」が最も多く、次いで「高齢者施設相談」、「認知症」と続いています。高齢者虐待に関する相談件数は、令和元年度は520件で、平成29年度から倍増しています。(図表2-21)

図表2-20 福祉相談業務の相談件数の推移(相談者の内訳)

(単位:人)

相談者区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本人	355	171	315	433	390	609
同居親族	183	108	132	256	234	260
別居親族	258	143	280	295	312	403
地域住民・団体	71	68	74	—	—	—
近隣・知人	—	—	—	50	157	90
地域関係機関 (銀行・商店等)	—	—	—	75	49	55
地域包括支援センター	622	749	474	445	1,107	1,061
ケアマネジャー	146	118	36	49	93	147
高齢者関係施設 (介護保険サービス事業者)	108	75	41	100	—	—
高齢福祉関係機関	—	—	—	—	8	75
介護保険関係機関	—	—	—	—	65	83
社会福祉協議会	118	59	31	38	94	87
成年後見人	8	8	3	8	32	35
民生委員・児童委員	35	4	7	18	27	11
障害者関係機関 (施設)	6	5	10	7	5	13
医療機関	86	94	93	47	91	132
市関係課	118	124	77	65	135	222
警察・消防	18	26	40	60	47	35
保健所	—	—	—	—	41	50
他市区町村	—	—	—	—	6	12
その他官公庁	25	65	14	22	—	—
その他	54	33	32	14	6	31
合計	2,211	1,850	1,659	1,982	2,899	3,411

出典:府中市高齢者支援課資料

図表2-21 福祉相談業務の相談件数の推移(相談内容の内訳)

(単位:件)

相談区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢者日常生活相談	391	305	327	188	206	207
高齢者住宅・施設相談	580	222	343	-	-	-
高齢者住宅相談	-	-	-	154	254	179
高齢者施設相談	-	-	-	436	411	426
高齢者看護・介護(保険)相談	429	174	-	-	-	-
福祉サービス利用援助	118	39	-	-	-	-
介護(保険)サービス	-	-	96	126	184	229
高齢福祉サービス	-	-	132	107	160	122
介護予防・地域支援事業	4	1	3	8	0	6
在宅療養	-	-	-	37	17	10
医療機関	184	220	115	143	169	201
認知症	201	122	115	315	311	279
精神疾患	111	143	175	113	267	266
高齢者虐待	273	192	131	262	425	520
成年後見制度	222	118	103	87	180	199
消費者被害	13	4	9	12	34	8
熱中症に関すること	7	1	1	10	14	11
生活保護	163	84	71	104	116	153
障害者福祉施策	-	-	12	17	56	33
ひとり親家庭・DV・子ども	17	6	21	17	27	33
見守り相談	273	203	30	136	-	-
見守り相談(情報提供を受けたもの)	-	-	-	-	97	25
見守り相談を受けての対応	-	-	-	-	140	60
緊急対応・安否確認	55	72	55	91	81	91
震災関係(東日本大震災関係)	2	0	2	1	2	8
その他相談	68	18	205	107	90	211
合計	3,111	1,924	1,946	2,471	3,241	3,277

出典:府中市高齢者支援課資料

(2) 障害のある人

地域生活支援センター「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」において実施している委託相談支援事業の令和元年度の相談件数は、1万6,628件です。なお、「ふらっと」は、平成28年度に開設しました。(図表2-22)

また、障害者虐待防止センター(本市障害者福祉課)に寄せられた障害者虐待に関する相談件数は、令和元年度は25件となっています。(図表2-23)

図表2-22 委託相談支援事業(相談件数)の推移

(単位:件)

年度	相談件数
平成26年度	11,118
平成27年度	8,947
平成28年度	12,524
平成29年度	20,452
平成30年度	18,585
令和元年度	16,626

出典:府中市障害者福祉課資料

図表2-23 障害者虐待に関する相談件数の推移

(単位:件)

年度	相談件数
平成26年度	18
平成27年度	12
平成28年度	14
平成29年度	23
平成30年度	23
令和元年度	25

出典:府中市障害者福祉課資料

(3) 子ども・子育て

子ども家庭支援センターにおいて実施している子どもと家庭に関する総合相談事業の令和元年度の新規受付相談件数は、1,247件です。相談内容のうち、児童虐待に関する相談件数は、376件です。(図表2-24)

また、子育て応援課において実施している母子・父子及び女性相談の令和元年度の相談件数は、3,555件です。(図表2-25)

図表2-24 子どもと家庭に関する総合相談の新規相談受付件数の推移

(単位:件)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
養育困難	265	257	324	351	458	548
児童虐待	258	233	198	184	281	376
保健	51	70	66	107	68	43
障害等	18	12	15	18	14	8
非行	3	3	2	1	3	3
育成	263	284	323	243	264	204
不登校	24	15	23	19	26	12
その他	67	109	43	52	57	53
合計	949	983	994	975	1,171	1,247

出典:府中市事務報告書

図表2-25 母子・父子及び女性相談件数の推移

(単位:件)

年度	母子・父子及び女性相談
平成 26 年度	2,518
平成 27 年度	1,554
平成 28 年度	2,174
平成 29 年度	3,075
平成 30 年度	3,766
令和元年度	3,555

※平成26年度までは、「母子・女性相談」

出典:府中市事務報告書及び事務事業評価

(4) 生活困窮者

生活援護課の暮らしとしごとの相談コーナーでは、暮らしやしごとの困りごとについて相談支援を実施おり、一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、就労支援、家計相談支援、子どもの学習支援、住まいの確保に向けた支援等を行っています。

令和元年度の2, 176件の相談のうち、624件が新規の相談です。(図表2-26)

図表2-26 生活困窮者の支援に関する事業等の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
暮らしとしごとの相談コーナー	相談件数 (うち新規)	1,767 件 (700 件)	2,351 件 (567 件)	2,292 件 (580 件)	2,179 件 (603 件)	2,176 件 (624 件)
	就労支援利用 件数	77 件	94 件	111 件	115 件	116 件
家計改善支援 事業	延相談件数	420 件	694 件	669 件	559 件	599 件
	利用件数	63 件	49 件	57 件	64 件	56 件
子どもの学習・ 生活支援事業	登録者数	67 人	92 人	90 人	83 人	77 人
住居確保給付 金支給事業	申請件数	15 件	25 件	20 件	16 件	16 件
	支給月数	延べ 55 月	延べ 78 月	延べ 50 月	延べ 51 月	延べ 49 月
一時生活支援 事業	利用件数	—	5 件	5 件	5 件	6 件
就労準備支援 事業	利用者数	—	—	6 人	15 人	21 人
	延相談件数	—	—	54 件	424 件	471 件
	延セミナー等 参加者数	—	—	30 人	103 人	107 人
ホームレス巡回 相談	相談件数	3,642 件	2,506 件	2,504 件	2,455 件	2,834 件
	年度末人数	35 人	29 人	22 人	17 人	13 人

出典：府中市事務報告書

(5) 女性問題相談

男女共同参画センター「フューラル」が実施している家庭、子育て、配偶者等からの暴力（DV）、生き方などの女性に関わる日常の悩みごとに関する相談の令和元年度の相談件数は、1, 098件です。(図表2-27)

図表2-27 女性問題相談の相談件数

(単位: 件)

年度	総数	面接相談	電話相談
平成 26 年度	1,324	404	920
平成 27 年度	1,331	361	970
平成 28 年度	1,501	415	1,086
平成 29 年度	1,082	298	784
平成 30 年度	1,045	344	701
令和元年度	1,098	287	811

出典：府中市事務報告書

(6) 民生委員・児童委員による支援

本市の民生委員・児童委員の定数は、176人です。令和元年度の相談・支援件数は、2,603件で、相談内容は、「日常的な支援」が最も多く、次いで「健康・保健医療」、「生活環境」と続いており、高齢者からの相談が多い傾向にあります。(図表2-28)

図表2-28 民生委員・児童委員の相談・支援件数の推移(内容別)

(単位:件)

相談・支援内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
在宅福祉	200	235	178	208	138	131
介護保険	121	144	92	159	144	93
健康・保健医療	314	350	278	382	319	287
子育て・母子保健	181	143	139	108	96	102
子どもの地域生活	413	217	267	170	160	156
子どもの教育・学校生活	268	314	243	182	182	146
生活費	133	104	136	164	90	67
年金・保険	29	39	60	37	31	21
仕事	11	12	22	29	16	17
家族関係	275	255	229	214	172	148
住居	85	112	101	96	84	62
生活環境	146	190	159	239	180	167
日常的な支援	595	627	496	416	415	346
その他	1,412	1,872	1,296	925	873	860
合計	4,183	4,614	3,696	3,329	2,900	2,603

出典:府中市事務報告書

(7) 地域福祉コーディネーターによる支援

平成27年度から令和2年度の計画期間では、新たに身近な地域で市民からの相談を受ける地域福祉コーディネーターを段階的に配置しました。

令和元年度の地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会の実施回数は、233回で、相談件数は、577件です。(図表2-29)

図表2-29 地域福祉コーディネーターの配置数及び困りごと相談会の実施状況の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域福祉コーディネーターの配置数	2 人	3 人	4 人	6 人
困りごと相談会実施回数	36 回	116 回	156 回	233 回
困りごと相談会における延相談件数	136 件	388 件	445 件	577 件

出典:府中市地域福祉推進課資料

7 本計画策定のための調査（一般市民調査）の結果

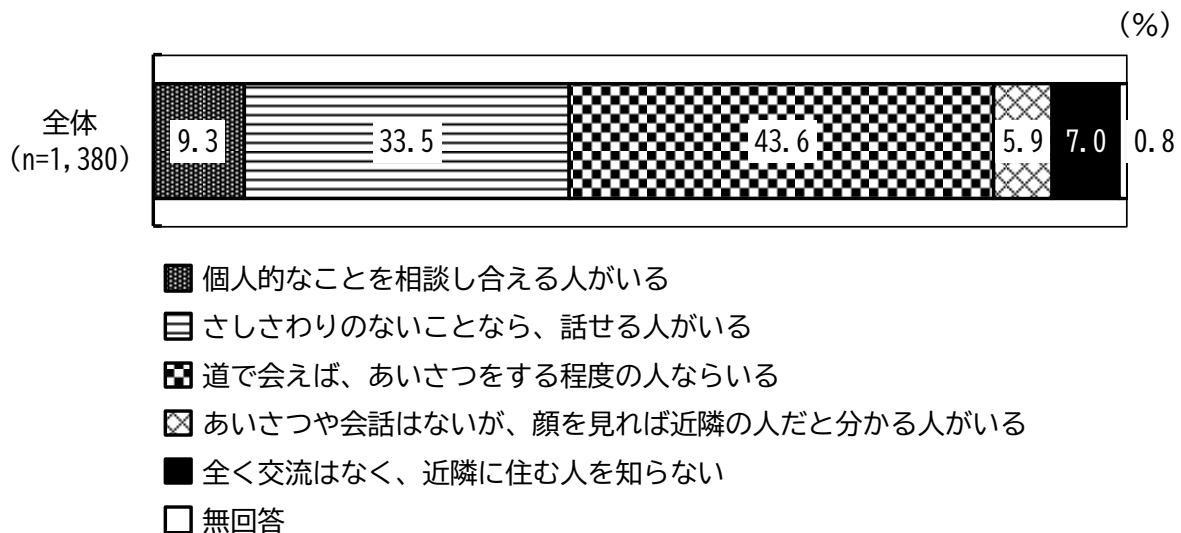
（1）近所づきあい

① 近所づきあいの現状

「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が43.6%で最も多くなっています。（図表2-30）

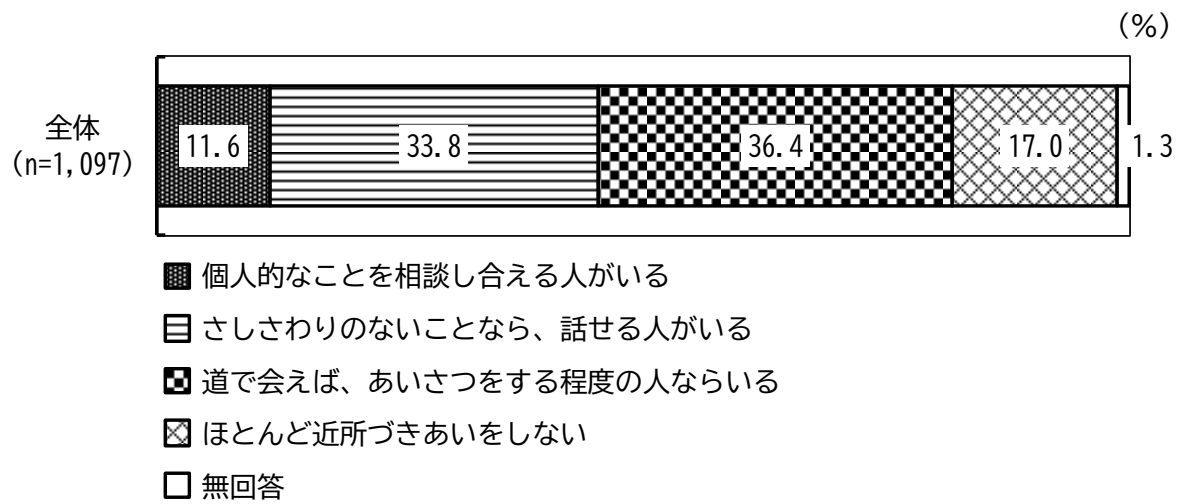
今回の調査と選択肢が一部異なりますが、平成25年度に実施した前回調査でも「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」の割合が、36.4%で最も多い割合でした。（図表2-31）

図表2-30 近所づきあいの現状(全体)



全体 (n=1,380)	
個人的なことを相談し合える人がいる	9.3%
さしさわりのないことなら、話せる人がいる	33.5%
道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる	43.6%
あいさつや会話はしないが、顔を見れば近隣の人だと分かる人がいる	5.9%
全く交流はなく、近隣に住む人を知らない	7.0%
無回答	0.8%

【参考：前回調査】図表2－31 近所づきあいの現状



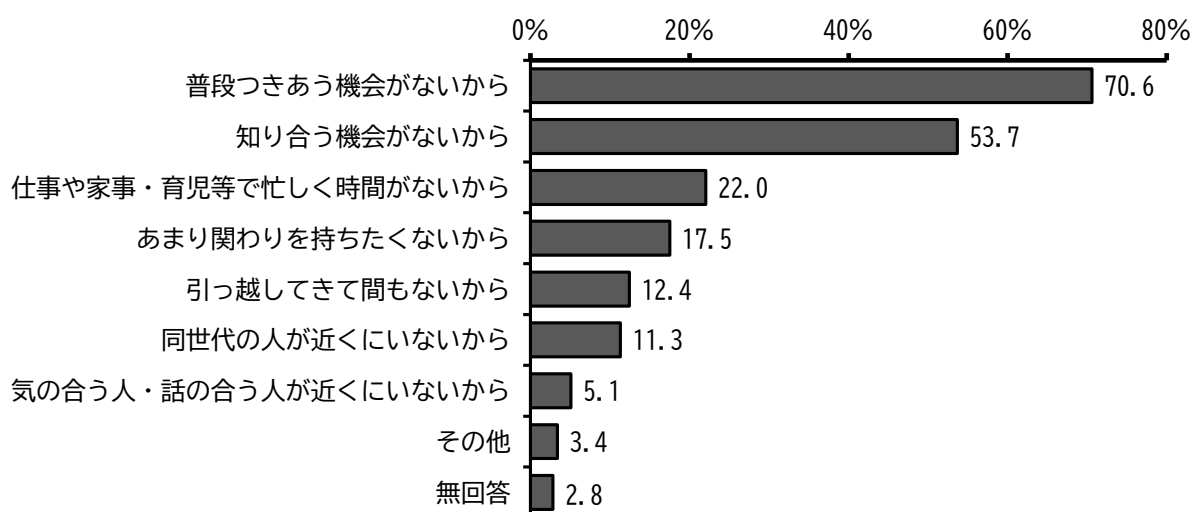
全体 (n=1,097)	
個人的なことを相談し合える人がある	11.6%
さしさわりのないことなら、話せる人がある	33.8%
道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる	36.4%
ほとんど近所づきあいをしない	17.0%
無回答	1.3%

② 近所づきあいをしない理由

近所づきあいについて「あいさつや会話はしないが、顔を見れば近隣の人だと分かる人がいる」、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」と回答した方に、近所づきあいをしない理由を尋ねたところ、「普段つきあう機会がないから」が最も多く、次いで「知り合う機会がない」、「仕事や家事・育児等で忙しく時間がないから」と続いています。（図表2-32）

図表2-32 近所づきあいをしない理由（全体：複数回答（3つまで））

＜近所づきあいについて「あいさつや会話はしないが、顔を見れば近隣の人だと分かる人がいる」、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」と回答した方＞



全体(n=177)

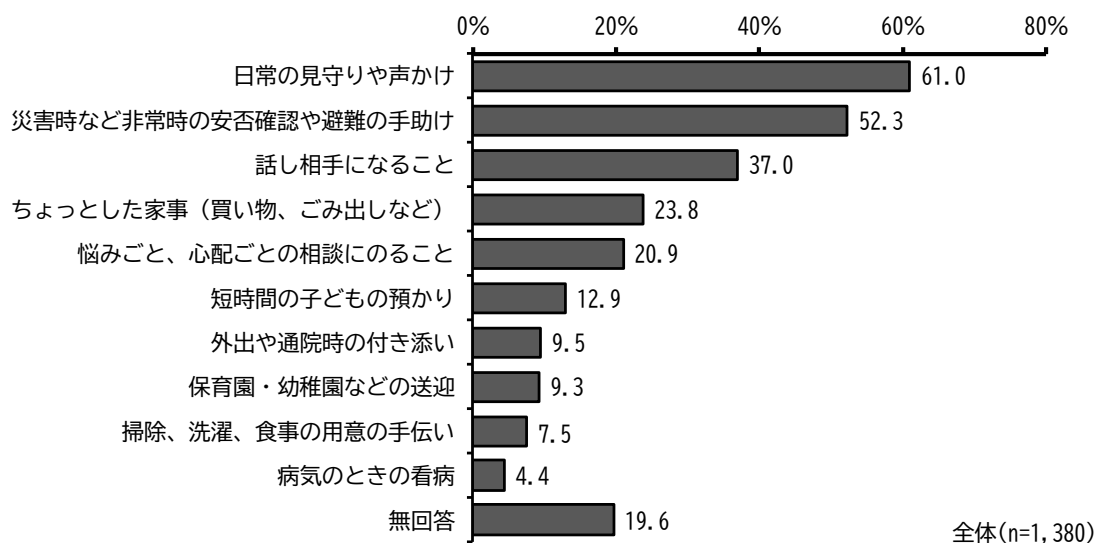
全体（n=177）	
普段つきあう機会がないから	70.6%
知り合う機会がないから	53.7%
仕事や家事・育児等で忙しく時間がないから	22.0%
あまり関わりを持ちたくないから	17.5%
引っ越してきて間もないから	12.4%
同世代の人が近くにいないから	11.3%
気の合う人・話の合う人が近くにいないから	5.1%
その他	3.4%
無回答	2.8%

(2) 地域における支え合い

① 近隣で手助けできること

80.4%の人が近隣で手助けできることがあります。手助けできることは、「日常の見守りや声かけ」が最も多く、次いで「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」、「話し相手になること」と続いています。(図表2-33)

図表2-33 近隣で手助けできること(全体:複数回答)

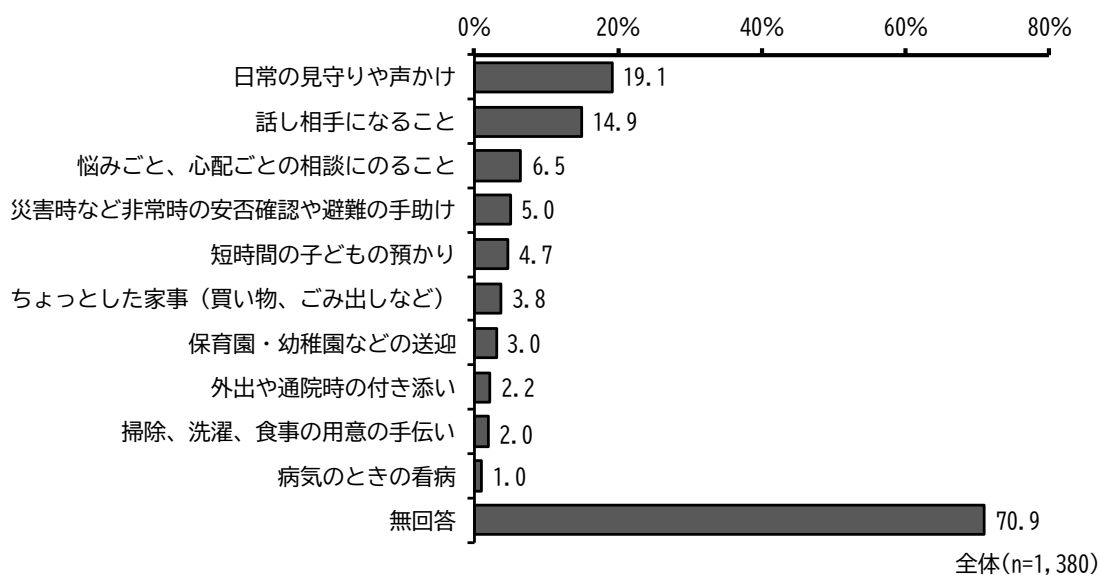


全体 (n=1,380)	
日常の見守りや声かけ	61.0%
災害時など非常時の安否確認や避難の手助け	52.3%
話し相手になること	37.0%
ちょっとした家事(買い物、ごみ出しなど)	23.8%
悩みごと、心配ごとの相談にのること	20.9%
短時間の子どもの預かり	12.9%
外出や通院時の付き添い	9.5%
保育園・幼稚園などの送迎	9.3%
掃除、洗濯、食事の用意の手伝い	7.5%
病気のときの看病	4.4%
無回答	19.6%

② 近隣で手助けしている又はしたこと

29. 1%の人が近隣で手助けしている又はしたことがあります。手助けしている又はしたことがあることは、「日常の見守りや声かけ」が最も多く、次いで「話し相手になること」、「悩みごと、心配ごとの相談にのること」と続いています。（図表2-34）

図表2-34 近隣で手助けしている又はしたこと(全体:複数回答)

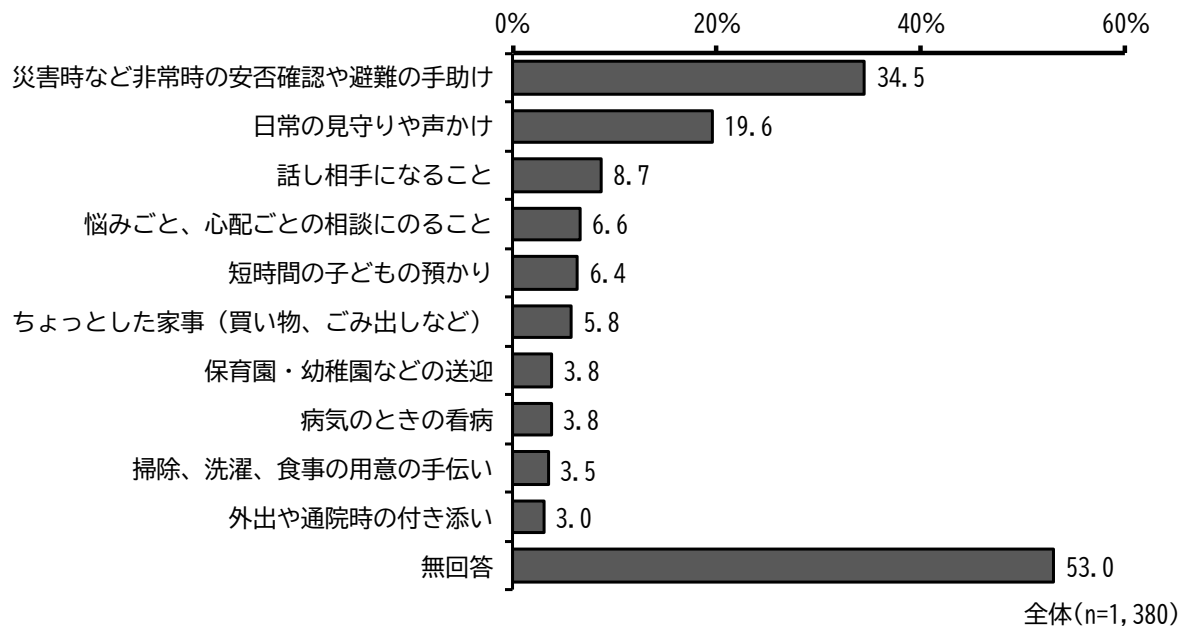


全体 (n=1,380)	
日常の見守りや声かけ	19.1%
話し相手になること	14.9%
悩みごと、心配ごとの相談にのること	6.5%
災害時など非常時の安否確認や避難の手助け	5.0%
短時間の子どもの預かり	4.7%
ちょっとした家事（買い物、ごみ出しなど）	3.8%
保育園・幼稚園などの送迎	3.0%
外出や通院時の付き添い	2.2%
掃除、洗濯、食事の用意の手伝い	2.0%
病気のときの看病	1.0%
無回答	70.9%

③ 近隣で手助けしてほしいこと

47.0%の人が近隣で手助けしてほしいことがあります。手助けしてほしいことは、「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」が最も多く、次いで「日常の見守りや声かけ」、「話し相手になること」と続いています。（図表2－35）

図表2－35 近隣で手助けしてほしいこと(全体:複数回答)



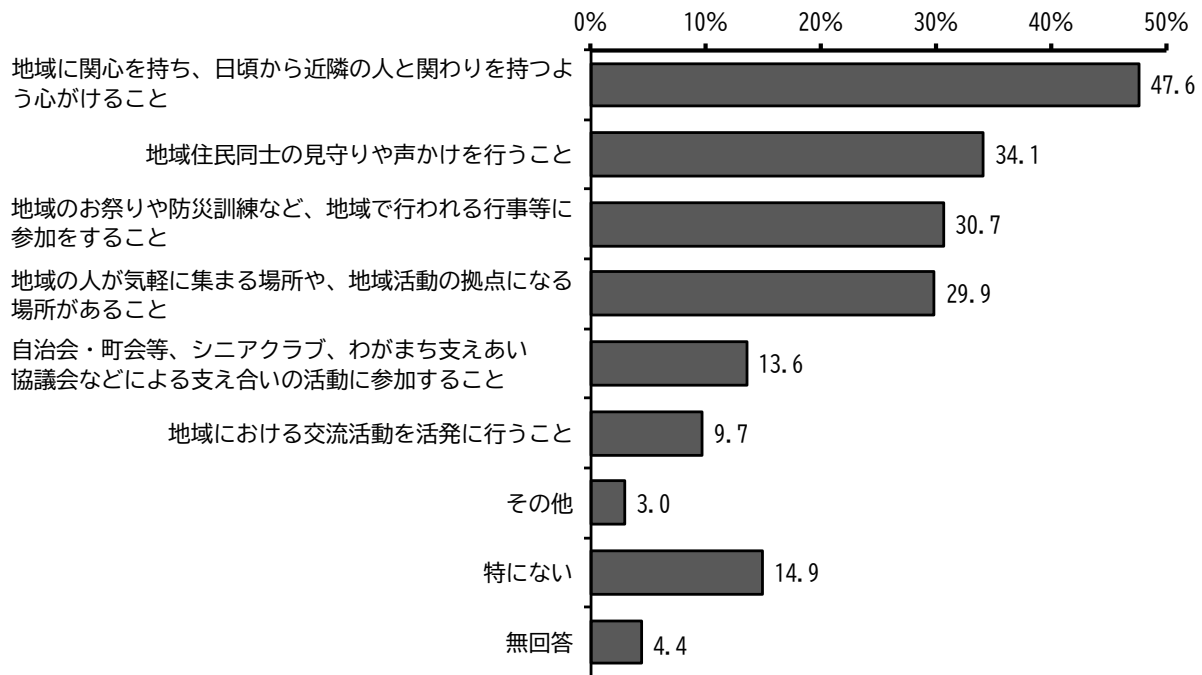
全体（n=1,380）	
災害時など非常時の安否確認や避難の手助け	34.5%
日常の見守りや声かけ	19.6%
話し相手になること	8.7%
悩みごと、心配ごとの相談にのること	6.6%
短時間の子どもの預かり	6.4%
ちょっとした家事（買い物、ごみ出しなど）	5.8%
保育園・幼稚園などの送迎	3.8%
掃除、洗濯、食事の用意の手伝い	3.5%
病気のときの看病	3.8%
外出や通院時の付き添い	3.0%
無回答	53.0%

④ 地域における支え合いをより充実するために必要なこと

「地域に関心を持ち、日頃から近隣の人と関わりを持つよう心がけること」が最も多く、次いで「地域住民同士の見守りや声かけを行うこと」、「地域のお祭りや防災訓練など、地域で行われる行事等に参加をすること」と続いています。（図表2－36）

図表2－36 地域における支え合いをより充実するために必要なこと

（全体：複数回答（3つまで））



全体(n=1,380)

全体（n=1,380）

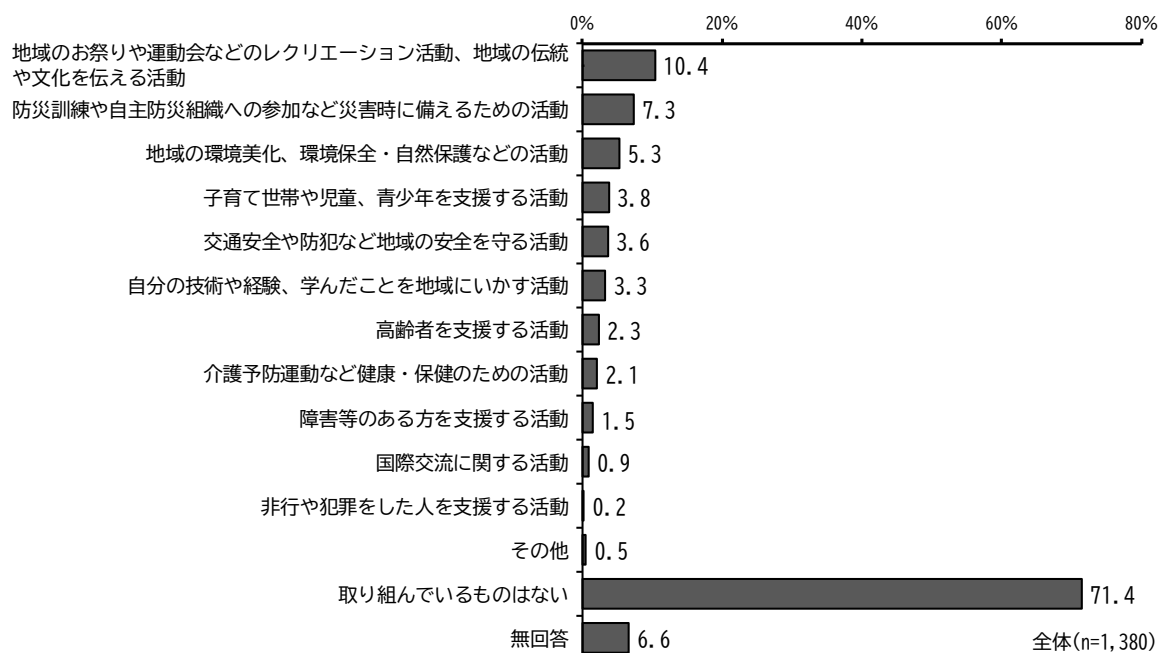
地域に関心を持ち、日頃から近隣の人と関わりを持つよう心がけること	47.6%
地域住民同士の見守りや声かけを行うこと	34.1%
地域のお祭りや防災訓練など、地域で行われる行事等に参加をすること	30.7%
地域の人が気軽に集まる場所や、地域活動の拠点になる場所があること	29.9%
自治会・町会等、シニアクラブ、わがまち支えあい協議会などによる支え合いの活動に参加すること	13.6%
地域における交流活動を活発に行うこと	9.7%
特にない	14.9%
その他	3.0%
無回答	4.4%

(3) 地域活動・ボランティア活動

① 地域活動・ボランティア活動の取組状況

22. 0%の人が地域での活動やボランティアに取り組んでいます。内容は、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」が最も多く、次いで「防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備えるための活動」、「地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動」と続いています。(図表2-37)

図表2-37 地域活動・ボランティア活動の取組状況(活動内容)(全体:複数回答)



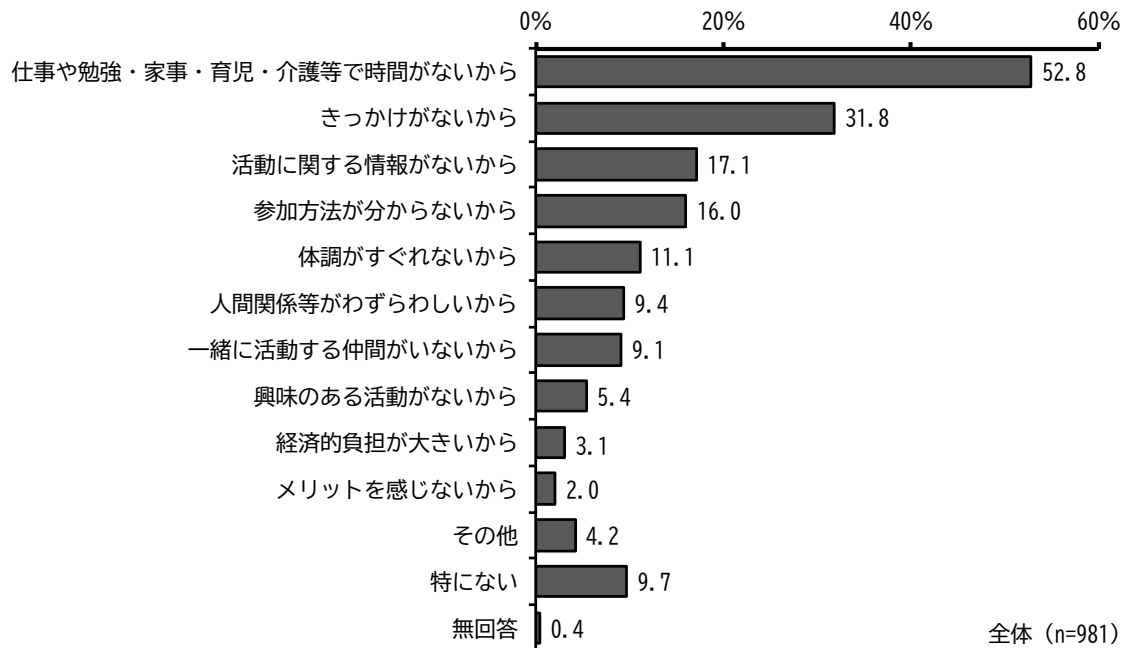
全体 (n=1,380)

地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動	10.4%
防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備えるための活動	7.3%
地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動	5.3%
子育て世帯や児童、青少年を支援する活動	3.8%
交通安全や防犯など地域の安全を守る活動	3.6%
自分の技術や経験、学んだことを地域にいかす活動	3.3%
高齢者を支援する活動	2.3%
介護予防運動など健康・保健のための活動	2.1%
障害等のある方を支援する活動	1.5%
国際交流に関する活動	0.9%
非行や犯罪をした人を支援する活動	0.2%
取り組んでいるものはない	71.4%
その他	0.5%
無回答	6.6%

② 地域活動・ボランティア活動をしていない主な理由

地域活動・ボランティア活動に「取り組んでいるものはない」と回答した方に、地域活動・ボランティア活動をしていない主な理由を尋ねたところ、「仕事や勉強・家事・育児・介護等で時間がないから」が最も多く、次いで「きっかけがないから」、「活動に関する情報がないから」と続いています。（図表2－38）

図表2－38 地域活動・ボランティア活動をしていない主な理由（全体：複数回答（3つまで））
 ＜地域活動・ボランティア活動に「取り組んでいるものはない」と回答した方＞

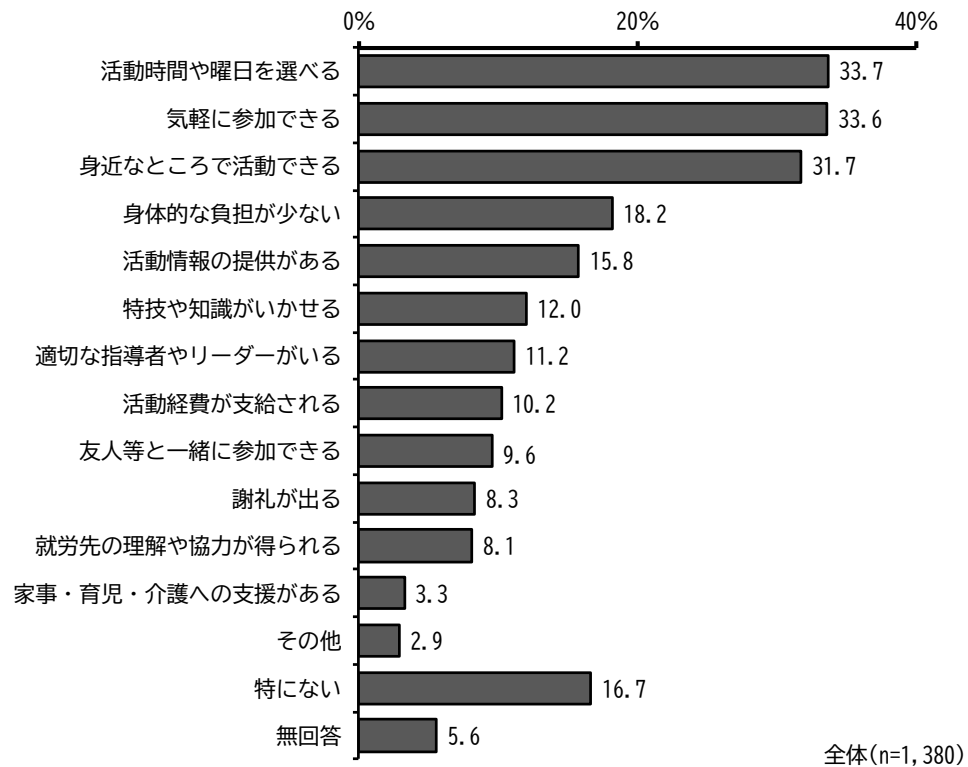


全体 (n=981)	
仕事や勉強・家事・育児・介護等で時間がないから	52.8%
きっかけがないから	31.8%
活動に関する情報がないから	17.1%
参加方法が分からないから	16.0%
体調がすぐれないから	11.1%
人間関係等がわずらわしいから	9.4%
一緒に活動する仲間がいないから	9.1%
興味のある活動がないから	5.4%
経済的負担が大きいから	3.1%
メリットを感じないから	2.0%
特になし	9.7%
その他	4.2%
無回答	0.4%

③ ボランティア活動に活動・参加しやすい条件

「活動時間や曜日が選べる」が最も多く、次いで「気軽に参加できる」、「身近なところで活動できる」と続いています。（図表2－39）

図表2－39 ボランティア活動に活動・参加しやすい条件
（全体：複数回答（3つまで））

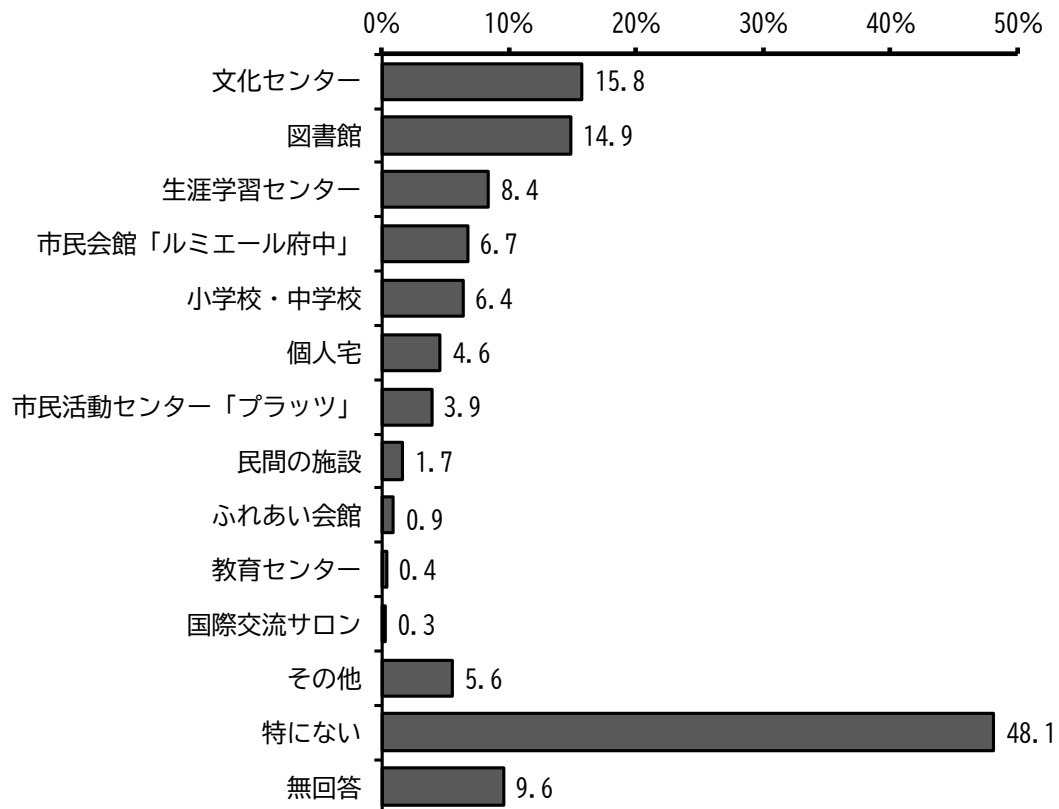


全体（n=1,380）	
活動時間や曜日を選べる	33.7%
気軽に参加できる	33.6%
身近なところで活動できる	31.7%
身体的な負担が少ない	18.2%
活動情報の提供がある	15.8%
特技や知識がいかせる	12.0%
適切な指導者やリーダーがいる	11.2%
活動経費が支給される	10.2%
友人等と一緒に参加できる	9.6%
謝礼が出る	8.3%
就労先の理解や協力が得られる	8.1%
家事・育児・介護への支援がある	3.3%
その他	2.9%
特にない	16.7%
無回答	5.6%

④ 活動の拠点

活動の拠点として利用している施設は、「文化センター」が最も多く、次いで「図書館」、
「生涯学習センター」と続いています。（図表2－40）

図表2－40 活動拠点の利用状況（全体：複数回答）



全体(n=1,380)

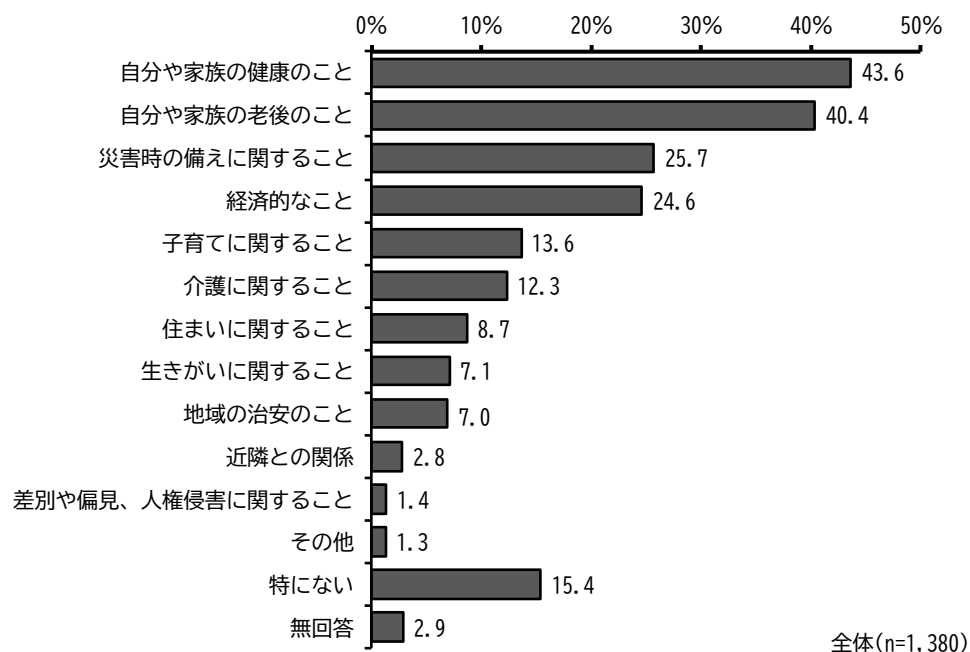
全体 (n=1,380)	
文化センター	15.8%
図書館	14.9%
生涯学習センター	8.4%
市民会館「ルミエール府中」	6.7%
小学校・中学校	6.4%
個人宅	4.6%
市民活動センター「プラッツ」	3.9%
民間の施設	1.7%
ふれあい会館	0.9%
教育センター	0.4%
国際交流サロン	0.3%
その他	5.6%
特にない	48.1%
無回答	9.6%

(4) 日頃の悩みと相談

① 悩みや不安の内容

81. 7%の人が日頃悩みや不安を感じています。内容としては、「自分や家族の健康のこと」が最も多く、次いで「自分や家族の老後のこと」、「災害時の備えに関する事」と続いています。（図表2-41）

図表2-41 日常生活における悩みや不安の内容(全体:複数回答(3つまで))

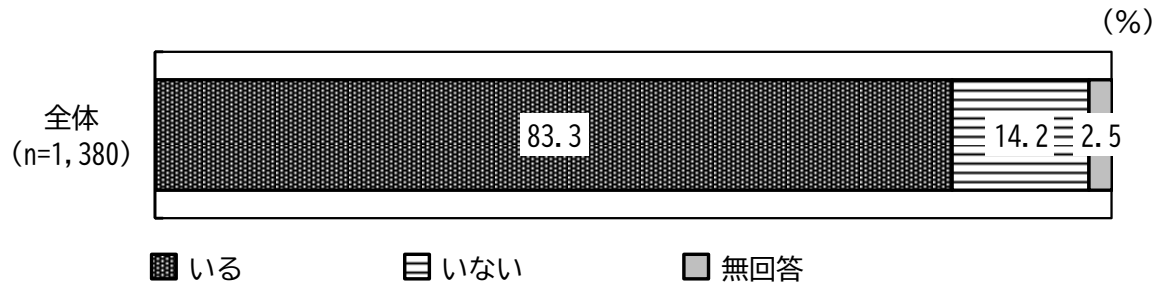


全体 (n=1,380)	
自分や家族の健康のこと	43.6%
自分や家族の老後のこと	40.4%
災害時の備えに関する事	25.7%
経済的なこと	24.6%
子育てに関する事	13.6%
介護に関する事	12.3%
住まいに関する事	8.7%
生きがいに関する事	7.1%
治安に関する事	7.0%
近隣との関係	2.8%
差別や偏見、人権侵害に関する事	1.4%
その他	1.3%
特になし	15.4%
無回答	2.9%

② 悩みや困りごとを相談できる人の有無

「いる」が83.3%、「いない」が14.2%となっています。(図表2-42)

図表2-42 悩みや困りごとを相談できる人の有無(全体)

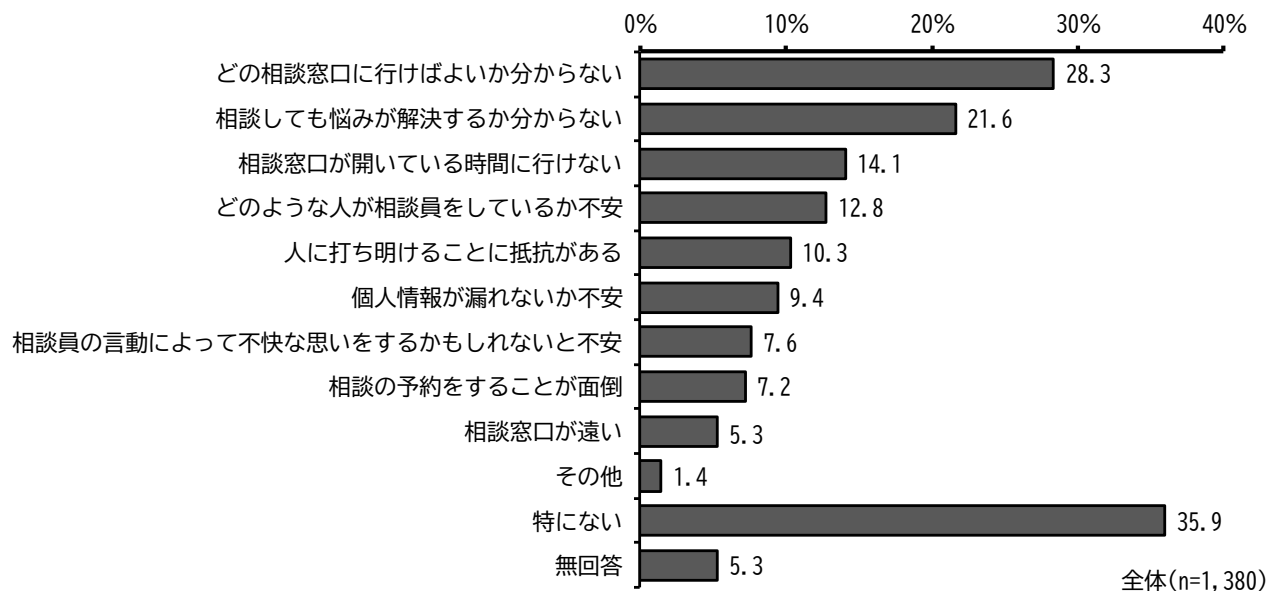


全体 (n=1,380)	
いる	83.3%
いない	14.2%
無回答	2.5%

③ 相談窓口を利用する上での課題

58.8%の人が相談窓口を利用する上での課題を感じています。具体的には、「どの相談窓口に行けばよいかわからない」が最も多く、次いで「相談しても悩みが解決するかわからない」、「相談窓口が開いている時間に行けない」と続いています。(図表2-43)

図表2-43 相談窓口を利用する上での課題(全体:複数回答(3つまで))



全体 (n=1,380)	
どの相談窓口に行けばよいかわからない	28.3%
相談しても悩みが解決するかわからない	21.6%
相談窓口が開いている時間に行けない	14.1%
どのような人が相談員をしているかわからない	12.8%
人に打ち明けることに抵抗がある	10.3%
個人情報が出漏れないか不安	9.4%
相談員の言動によって不快な思いをするかもしれないと不安	7.6%
相談の予約をすることが面倒	7.2%
相談窓口が遠い	5.3%
その他	1.4%
特になし	35.9%
無回答	5.3%

④ 相談したいと思う形態

全体では、来所による相談が最も多く、次いで「電話相談」、「メールによる相談」と続いています。

年齢別では、18～19歳で「メールによる相談」、20～29歳で「ライン等の無料通話アプリによる相談」、その他の年齢では、「来所による相談」が最も多くなっています。（図表2-44）

図表2-44 相談したいと思う形態
（全体、年齢別：複数回答（3つまで））

（単位：％）

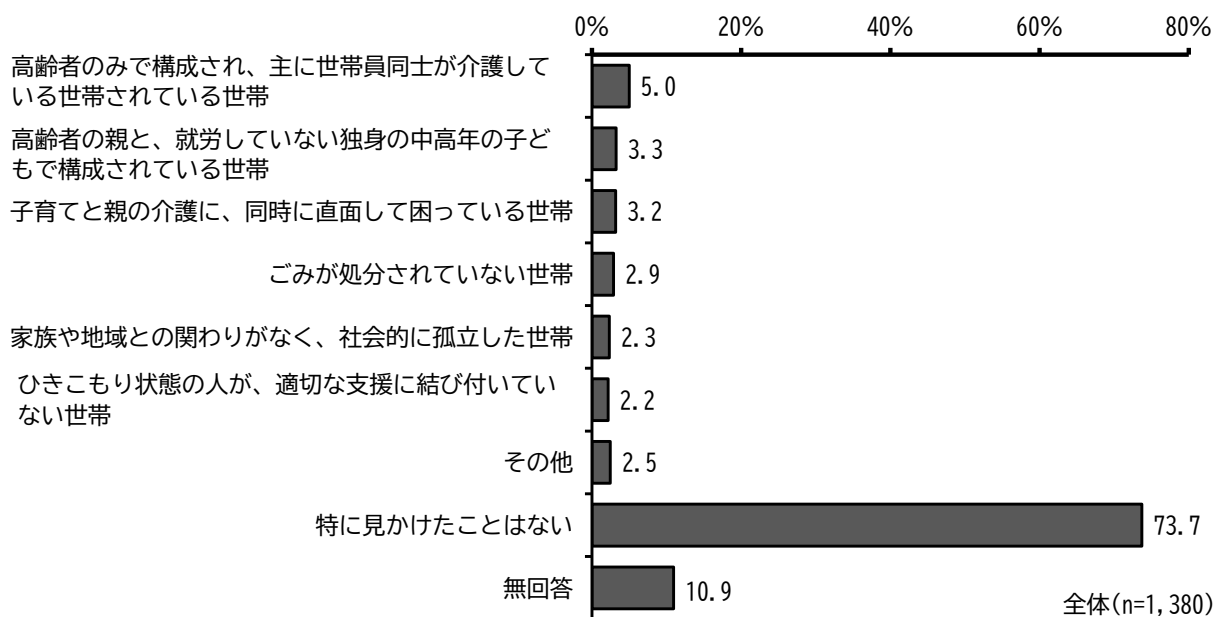
			来所による 相談	相談員の 訪問による 相談	電話相談	メールによ る相談	ライン等の 無料通話ア プリによる 相談
全体		(n=1,380)	40.7	11.7	30.2	22.5	15.9
年齢	18～19 歳	(n=11)	36.4	0.0	18.2	45.5	36.4
	20～29 歳	(n=93)	33.3	8.6	18.3	35.5	45.2
	30～39 歳	(n=173)	37.0	11.6	27.7	33.5	30.1
	40～49 歳	(n=278)	40.6	9.0	30.6	33.1	18.0
	50～59 歳	(n=278)	46.8	11.5	36.7	30.6	16.9
	60～64 歳	(n=115)	45.2	14.8	31.3	13.0	6.1
	65～69 歳	(n=110)	42.7	10.0	34.5	10.0	8.2
	70～74 歳	(n=132)	40.9	10.6	25.8	4.5	2.3
	75 歳以上	(n=187)	34.8	18.7	28.9	2.7	2.7

			投書による 相談	特にない	その他	無回答
全体		(n=1,380)	3.0	24.1	1.5	3.0
年齢	18～19 歳	(n=11)	18.2	18.2	0.0	0.0
	20～29 歳	(n=93)	8.6	20.4	2.2	1.1
	30～39 歳	(n=173)	4.0	17.9	0.6	0.0
	40～49 歳	(n=278)	1.4	20.1	2.9	1.8
	50～59 歳	(n=278)	1.8	15.5	0.7	1.8
	60～64 歳	(n=115)	2.6	32.2	0.9	3.5
	65～69 歳	(n=110)	1.8	27.3	1.8	3.6
	70～74 歳	(n=132)	3.0	34.8	0.8	8.3
	75 歳以上	(n=187)	3.7	36.4	2.1	5.3

⑤ 地域における課題を抱えた世帯の把握状況

15. 4%の人が地域の中で困っている世帯を見かけたり、相談を受けたりしたことがあります。具体的には、「高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯」が最も多く、次いで「高齢者の親と、就労していない独身の中高年の子どもで構成されている世帯」、「子育てと親の介護に、同時に直面して困っている世帯」と続いています。
(図表2-45)

図表2-45 地域における課題を抱えた世帯の把握状況(全体:複数回答)



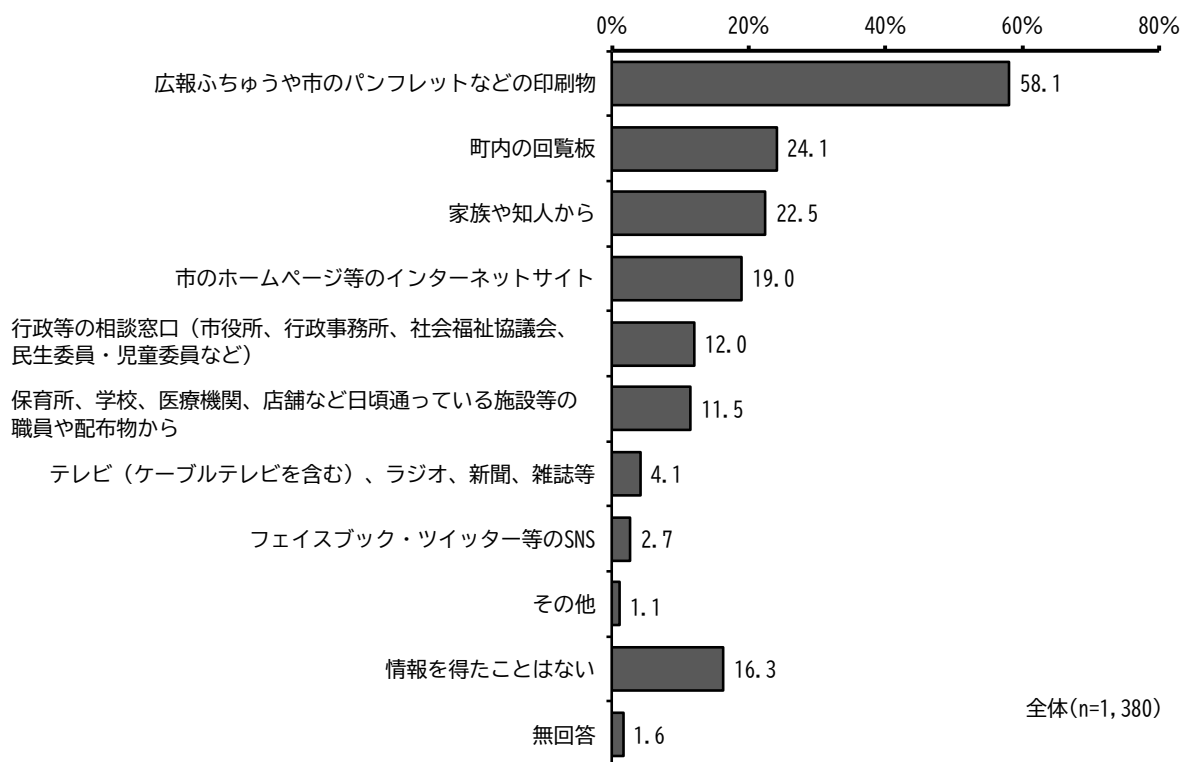
全体 (n=1,380)	
高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯	5.0%
高齢者の親と、就労していない独身の中高年の子どもで構成されている世帯	3.3%
子育てと親の介護に、同時に直面して困っている世帯	3.2%
ごみが処分されていない世帯	2.9%
家族や地域との関わりがなく、社会的に孤立した世帯	2.3%
ひきこもり状態の人が、適切な支援に結び付いていない世帯	2.2%
その他	2.5%
特に見かけたことはない	73.7%
無回答	10.9%

(5) 福祉に関する情報

① 市の福祉に関する情報の入手先

82. 1%の人がいずれかの方法で本市の福祉に関する情報を入手しています。情報の入手先としては、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」が最も多く、次いで「町内の回覧板」、「家族や知人から」と続いています。（図表2-46）

図表2-46 市の福祉に関する情報の入手先(全体:複数回答)

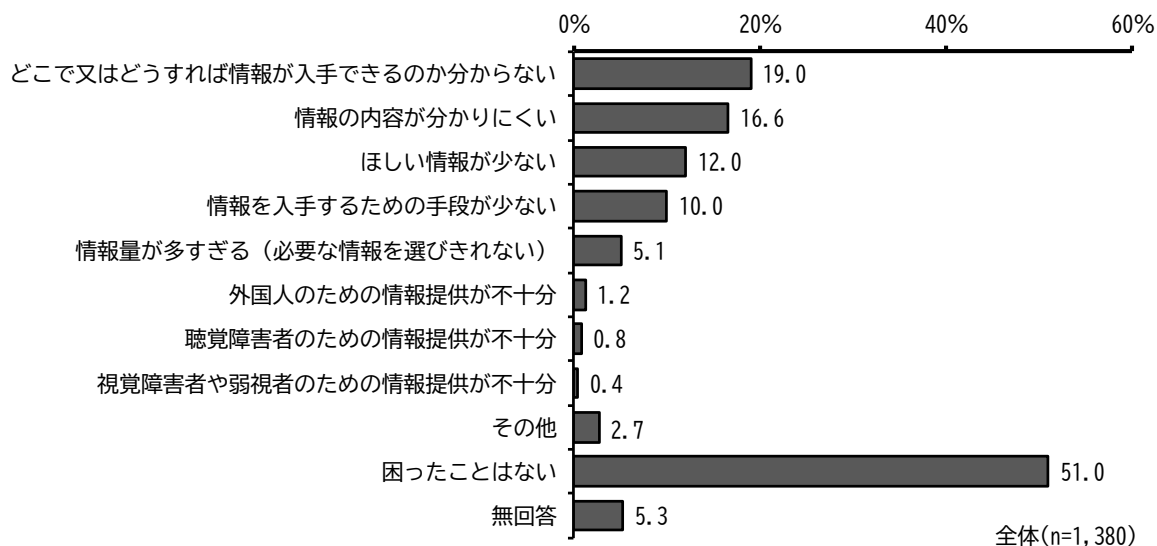


全体 (n=1,380)	
広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物	58.1%
町内の回覧板	24.1%
家族や知人から	22.5%
市のホームページ等のインターネットサイト	19.0%
行政等の相談窓口 （市役所、行政事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など）	12.0%
保育所、学校、医療機関、店舗など日頃通っている施設等の職員や配布物から	11.5%
テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオ、新聞、雑誌等	4.1%
フェイスブック・ツイッター等のSNS	2.7%
その他	1.1%
情報を得たことはない	16.3%
無回答	1.6%

② 情報を入手する際に困っていること

43. 7%の人が情報を入手する際に困っていることがあります。具体的には、「どこで又はどうすれば情報が入手できるのか分からない」が最も多く、次いで「情報の内容が分かりにくい」、「ほしい情報が少ない」と続いています。（図表2－47）

図表2－47 情報を入手する際に困っていること(全体:複数回答(3つまで))



全体 (n=1,380)	
どこで又はどうすれば情報が入手できるのか分からない	19.0%
情報の内容が分かりにくい	16.6%
ほしい情報が少ない	12.0%
情報を入手するための手段が少ない	10.0%
情報量が多すぎる（必要な情報を選びきれない）	5.1%
外国人のための情報提供が不十分	1.2%
聴覚障害者のための情報提供が不十分	0.8%
視覚障害者や弱視者のための情報提供が不十分	0.4%
その他	2.7%
困ったことはない	51.0%
無回答	5.3%

(6) 福祉のまちづくり

① 福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況

※《整備されている》・・・「整備されている」と「やや整備されている」の合計

※《整備されていない》・・・「整備されていない」と「あまり整備されていない」の合計

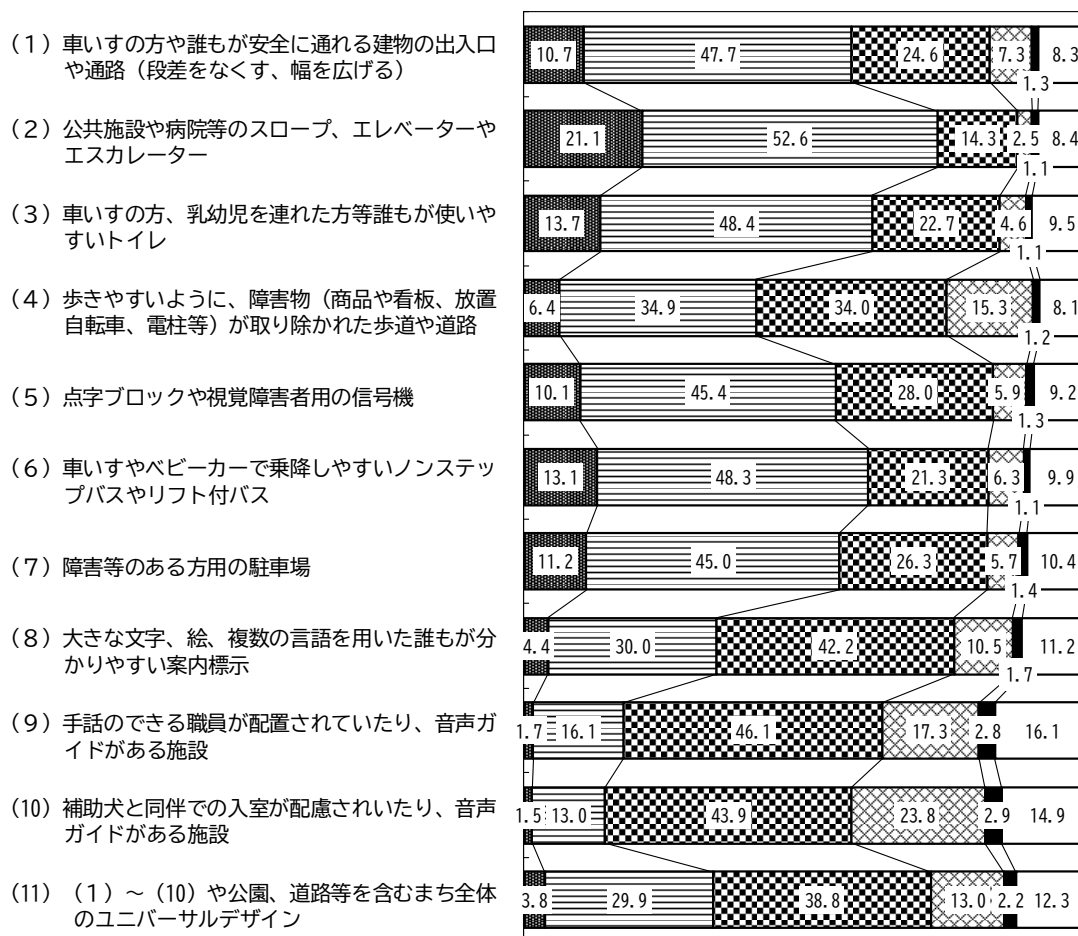
《整備されている》の割合が、『(1) 車いすの方や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（段差を無くす、幅を広げる）』、『(2) 公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター』、『(3) 車いすの方、乳幼児を連れた方等誰もが使いやすいトイレ』、『(5) 点字ブロックや視覚障害者用の信号機』、『(6) 車いすやベビーカーで乗降しやすいノンステップバスやリフト付バス』及び『(7) 障害等のある方用の駐車場』で5割を超えています。

一方、『(9) 手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設』及び『(10) 補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストラン等』は1割台で低くなっています。（図表2-48）

図表2-48 福祉のまちづくり(建築物、インフラ、情報案内)の状況(全体)

全体(n=1,380)

(%)



■ 整備されている

■ やや整備されている

■ あまり整備されていない

■ 整備されていない

■ 整備の必要を感じない

□ 無回答

(単位:%)

	整備されている	やや整備されている	あまり整備されていない	整備されていない	整備の必要を感じない	無回答
(1) 車いすの方や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（段差を無くす、幅を広げる）	10.7	47.7	24.6	7.3	1.3	8.3
(2) 公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター	21.1	52.6	14.3	2.5	1.1	8.4
(3) 車いすの方、乳幼児を連れた方等誰もが使いやすいトイレ	13.7	48.4	22.7	4.6	1.1	9.5
(4) 歩きやすいように、障害物（商品や看板、放置自転車、電柱等）が取り除かれた歩道や道路	6.4	34.9	34.0	15.3	1.2	8.1
(5) 点字ブロックや視覚障害者用の信号機	10.1	45.4	28.0	5.9	1.3	9.2
(6) 車いすやベビーカーで乗降しやすいノンステップバスやリフト付バス	13.1	48.3	21.3	6.3	1.1	9.9
(7) 障害等のある方用の駐車場	11.2	45.0	26.3	5.7	1.4	10.4
(8) 大きな文字、絵、複数の言語を用いた誰もが分かりやすい案内標示	4.4	30.0	42.2	10.5	1.7	11.2
(9) 手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設	1.7	16.1	46.1	17.3	2.8	16.1
(10) 補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストラン等	1.5	13.0	43.9	23.8	2.9	14.9
(11) (1)～(10)や公園、道路等を含むまち全体のユニバーサルデザイン	3.8	29.9	38.8	13.0	2.2	12.3

(単位:%)

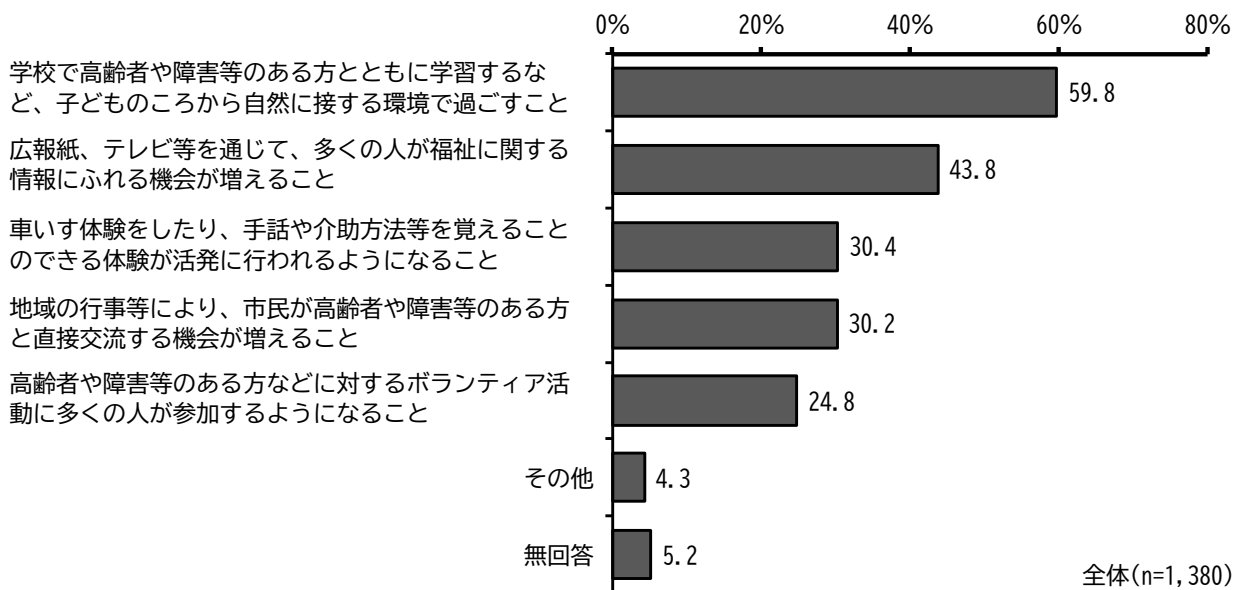
	《整備されている》	《整備されていない》	整備の必要を感じない
(1) 車いすの方や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（段差を無くす、幅を広げる）	58.4	31.9	1.3
(2) 公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター	73.7	16.8	1.1
(3) 車いすの方、乳幼児を連れた方等誰もが使いやすいトイレ	62.1	27.3	1.1
(4) 歩きやすいように、障害物（商品や看板、放置自転車、電柱等）が取り除かれた歩道や道路	41.3	49.3	1.2
(5) 点字ブロックや視覚障害者用の信号機	55.5	33.9	1.3
(6) 車いすやベビーカーで乗降しやすいノンステップバスやリフト付バス	61.4	27.6	1.1
(7) 障害等のある方用の駐車場	56.2	32.0	1.4
(8) 大きな文字、絵、複数の言語を用いた誰もが分かりやすい案内標示	34.4	52.7	1.7
(9) 手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設	17.8	63.4	2.8
(10) 補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストラン等	14.5	67.7	2.9
(11) (1)～(10)や公園、道路等を含むまち全体のユニバーサルデザイン	33.7	51.8	2.2

※《整備されている》・・・「整備されている」と「やや整備されている」の合計
《整備されていない》・・・「整備されていない」と「あまり整備されていない」の合計

② 心のバリアフリーを実現するために必要なこと

「学校で高齢者や障害等のある方とともに学習するなど、子どものころから自然に接する環境で過ごすこと」が最も多く、次いで「広報紙、テレビ等を通じて、多くの人が福祉に関する情報にふれる機会が増えること」、「車いす体験をしたり、手話や介助方法等を覚えることのできる体験が活発に行われるようになること」と続いています。（図表2-49）

図表2-49 心のバリアフリーを実現するために必要なこと（全体：複数回答（3つまで））

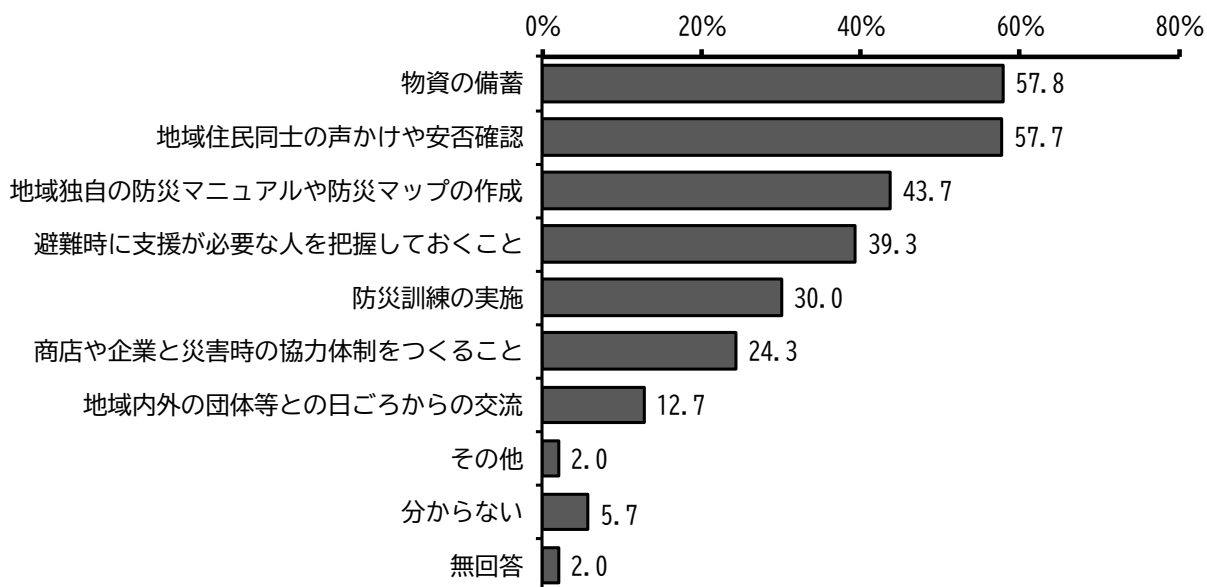


全体（n=1,380）		
学校で高齢者や障害等のある方とともに学習するなど、子どものころから自然に接する環境で過ごすこと		59.8%
広報紙、テレビ等を通じて、多くの人が福祉に関する情報にふれる機会が増えること		43.8%
車いす体験をしたり、手話や介助方法等を覚えることのできる体験が活発に行われるようになること		30.4%
地域の行事等により、市民が高齢者や障害等のある方と直接交流する機会が増えること		30.2%
高齢者や障害等のある方などに対するボランティア活動に多くの人が参加するようになること		24.8%
その他		4.3%
無回答		5.2%

(7) 災害に備えて地域で取り組むとよいもの

「物資の備蓄」が最も多く、次いで「地域住民同士の声かけや安否確認」、「地域独自の防災マニュアルや防災マップの作成」と続いています。(図表2-50)

図表2-50 災害に備えて地域で取り組むとよいと思うもの(全体:複数回答)



全体(n=1,380)

全体 (n=1,380)	
物資の備蓄	57.8%
地域住民同士の声かけや安否確認	57.7%
地域独自の防災マニュアルや防災マップの作成	43.7%
避難時に支援が必要な人を把握しておくこと	39.3%
防災訓練の実施	30.0%
商店や企業と災害時の協力体制をつくること	24.3%
地域内外の団体等との日頃からの交流	12.7%
その他	2.0%
分からない	5.7%
無回答	2.0%

(8) 福祉に関する考え方

※《そう思う》・・・「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

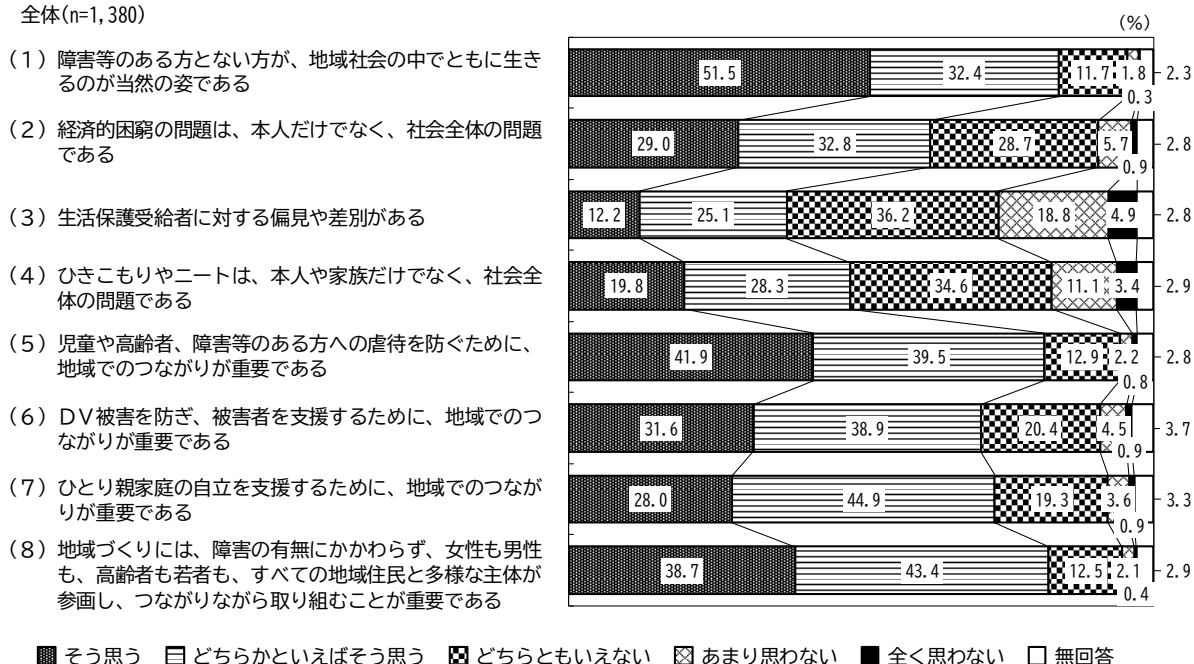
※《そう思わない》・・・「あまり思わない」と「全く思わない」の合計

《そう思う》の割合が、『(1) 障害等のある方とない方が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である』、『(5) 児童や高齢者、障害等のある方への虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である』及び『(8) 地域づくりには、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての地域住民と多様な主体が参画し、つながりながら取り組むことが重要である』で8割以上と高くなっている。

一方、『(3) 生活保護受給者に対する偏見や差別がある』及び『(4) ひきこもりやニートは、本人や家族だけでなく、社会全体の問題である』で5割未満と低くなっている。(図表2-51)

図表2-51 福祉に関する考え方(全体)

全体(n=1,380)



(単位:%)

	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらとも いえない	あまり思 わない	全く思わ ない	無回答
(1)障害等のある方とない方が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である	51.5	32.4	11.7	1.8	0.3	2.3
(2)経済的困窮の問題は、本人だけでなく、社会全体の問題である	29.0	32.8	28.7	5.7	0.9	2.8
(3)生活保護受給者に対する偏見や差別がある	12.2	25.1	36.2	18.8	4.9	2.8
(4)ひきこもりやニートは、本人や家族だけでなく、社会全体の問題である	19.8	28.3	34.6	11.1	3.4	2.9
(5)児童や高齢者、障害等のある方への虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である	41.9	39.5	12.9	2.2	0.8	2.8
(6)DV被害を防ぎ、被害者を支援するために、地域でのつながりが重要である	31.6	38.9	20.4	4.5	0.9	3.7
(7)ひとり親家庭の自立を支援するために、地域でのつながりが重要である	28.0	44.9	19.3	3.6	0.9	3.3
(8)地域づくりには、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての地域住民と多様な主体が参画し、つながりながら取り組むことが重要である	38.7	43.4	12.5	2.1	0.4	2.9

(単位:%)

	《そう思う》	どちらともいえない	《そう思わない》
(1)障害等のある方とない方が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である	83.9	11.7	2.1
(2)経済的困窮の問題は、本人だけでなく、社会全体の問題である	61.8	28.7	6.6
(3)生活保護受給者に対する偏見や差別がある	37.3	36.2	23.7
(4)ひきこもりやニートは、本人や家族だけでなく、社会全体の問題である	48.1	34.6	14.5
(5)児童や高齢者、障害等のある方への虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である	81.4	12.9	3.0
(6)DV被害を防ぎ、被害者を支援するために、地域でのつながりが重要である	70.5	20.4	5.4
(7)ひとり親家庭の自立を支援するために、地域でのつながりが重要である	72.9	19.3	4.5
(8)地域づくりには、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての地域住民と多様な主体が参画し、つながりながら取り組むことが重要である	82.1	12.5	2.5

※《そう思う》・・・「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

《そう思わない》・・・「あまり思わない」と「全く思わない」の合計

(9) 市の福祉施策

① 居住地域の暮らしやすさ

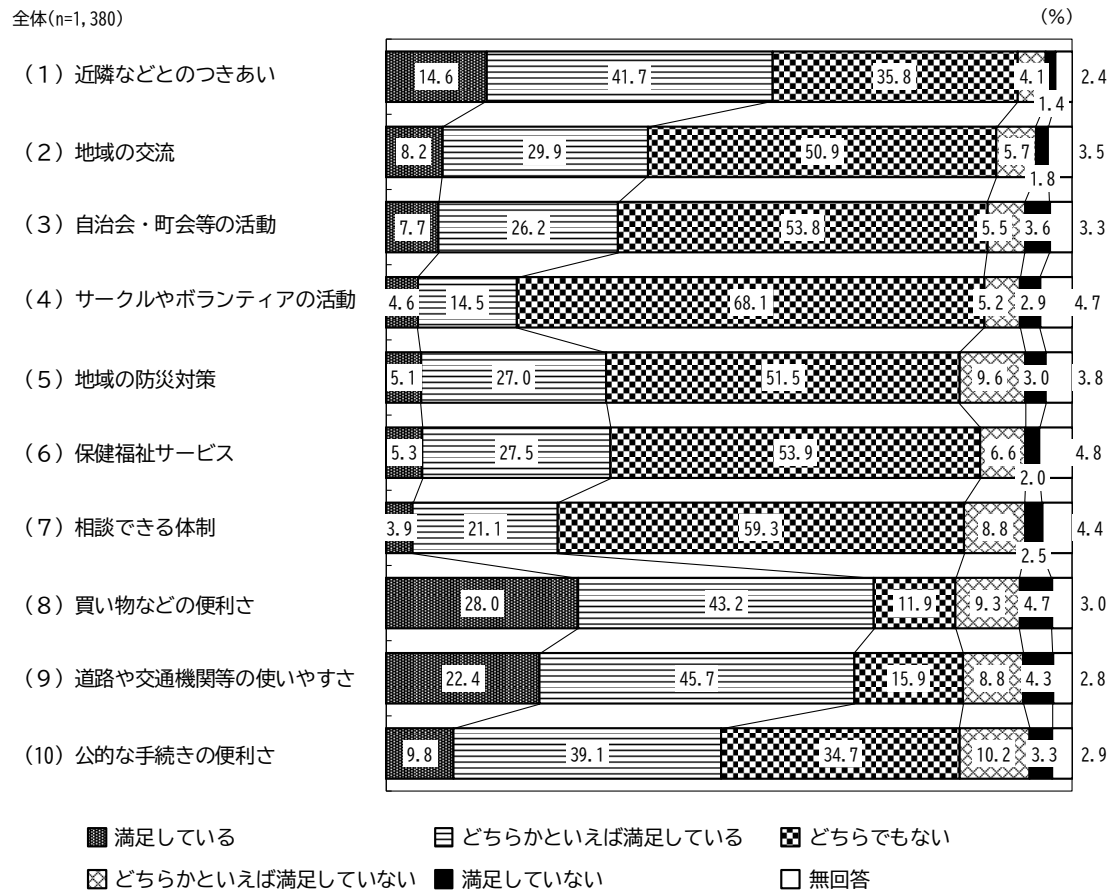
※《満足》・・・「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計

※《不満》・・・「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」の合計

地域の暮らしやすさでは、《満足》の割合が、『(8) 買い物などの便利さ』で71.2%、『(9) 道路や交通機関等の使いやすさ』で68.1%と高くなっています。

一方、『(4) サークルやボランティアの活動』で19.1%、『(7) 相談できる体制』で25.0%と低くなっています。(図表2-52)

図表2-52 居住地域の暮らしやすさに関する満足度(全体)



(単位: %)

	満 足 して いる	どちらか といえ ば 満 足 して いる	どちらでも ない	どちらか といえ ば 満 足 して いない	満 足 して いない	無回答
全体 (N=1,380)						
(1)近隣などとのつきあい	14.6	41.7	35.8	4.1	1.4	2.4
(2)地域の交流	8.2	29.9	50.9	5.7	1.8	3.5
(3)自治会・町会等の活動	7.7	26.2	53.8	5.5	3.6	3.3
(4)サークルやボランティアの活動	4.6	14.5	68.1	5.2	2.9	4.7
(5)地域の防災対策	5.1	27.0	51.5	9.6	3.0	3.8
(6)保健福祉サービス	5.3	27.5	53.9	6.6	2.0	4.8
(7)相談できる体制	3.9	21.1	59.3	8.8	2.5	4.4
(8)買い物などの便利さ	28.0	43.2	11.9	9.3	4.7	3.0
(9)道路や交通機関等の使いやすさ	22.4	45.7	15.9	8.8	4.3	2.8
(10)公的な手続きの便利さ	9.8	39.1	34.7	10.2	3.3	2.9

(単位: %)

	《満足》	どちらでもない	《不満足》
(1)近隣などとのつきあい	56.3	35.8	5.5
(2)地域の交流	38.1	50.9	7.5
(3)自治会・町会等の活動	33.9	53.8	9.1
(4)サークルやボランティアの活動	19.1	68.1	8.1
(5)地域の防災対策	32.1	51.5	12.6
(6)保健福祉サービス	32.8	53.9	8.6
(7)相談できる体制	25.0	59.3	11.3
(8)買い物などの便利さ	71.2	11.9	14.0
(9)道路や交通機関等の使いやすさ	68.1	15.9	13.1
(10)公的な手続きの便利さ	48.9	34.7	13.5

※《満足》・・・「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計

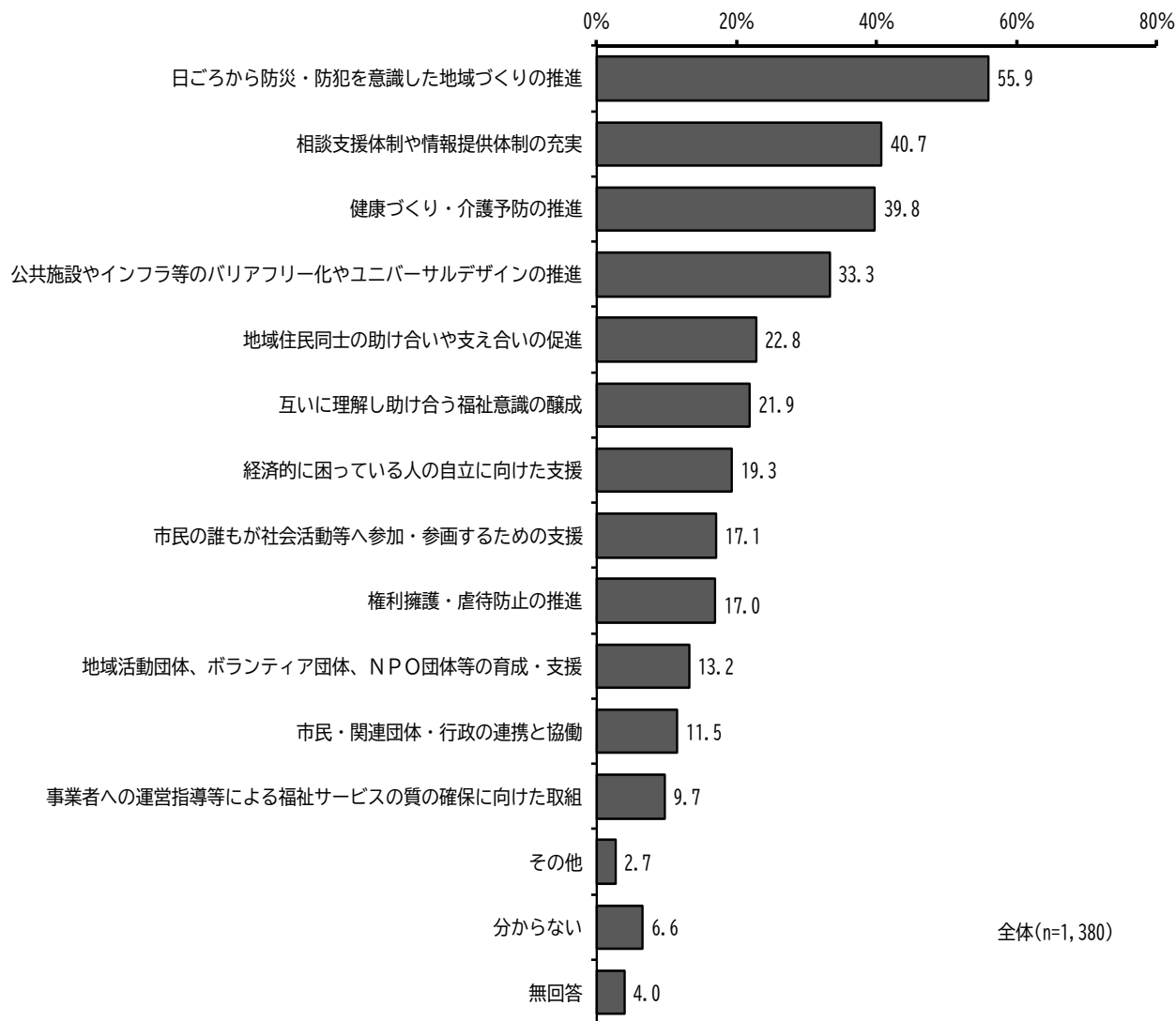
《不満》・・・「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」の合計

全体 (n=1,380)			
(1) 近隣などとのつきあい			
満足している	14.6%	どちらかといえば満足している	41.7%
どちらでもない	35.8%	どちらかといえば満足していない	4.1%
満足していない	1.4%	無回答	2.4%
(2) 地域の交流			
満足している	8.2%	どちらかといえば満足している	29.9%
どちらでもない	50.9%	どちらかといえば満足していない	5.7%
満足していない	1.8%	無回答	3.5%
(3) 自治会・町会等の活動			
満足している	7.7%	どちらかといえば満足している	26.2%
どちらでもない	53.8%	どちらかといえば満足していない	5.5%
満足していない	3.6%	無回答	3.3%
(4) サークルやボランティアの活動			
満足している	4.6%	どちらかといえば満足している	14.5%
どちらでもない	68.1%	どちらかといえば満足していない	5.2%
満足していない	2.9%	無回答	4.7%
(5) 地域の防災対策			
満足している	5.1%	どちらかといえば満足している	27.0%
どちらでもない	51.5%	どちらかといえば満足していない	9.6%
満足していない	3.0%	無回答	3.8%
(6) 保健福祉サービス			
満足している	5.3%	どちらかといえば満足している	27.5%
どちらでもない	53.9%	どちらかといえば満足していない	6.6%
満足していない	2.0%	無回答	4.8%
(7) 相談できる体制			
満足している	3.9%	どちらかといえば満足している	21.1%
どちらでもない	59.3%	どちらかといえば満足していない	8.8%
満足していない	2.5%	無回答	4.4%
(8) 買い物などの便利さ			
満足している	28.0%	どちらかといえば満足している	43.2%
どちらでもない	11.9%	どちらかといえば満足していない	9.3%
満足していない	4.7%	無回答	3.0%
(9) 道路や交通機関等の使いやすさ			
満足している	22.4%	どちらかといえば満足している	45.7%
どちらでもない	15.9%	どちらかといえば満足していない	8.8%
満足していない	4.3%	無回答	2.8%
(10) 公的な手続きの便利さ			
満足している	9.8%	どちらかといえば満足している	39.1%
どちらでもない	34.7%	どちらかといえば満足していない	10.2%
満足していない	3.3%	無回答	2.9%

② 市が優先して取り組むべき福祉施策

「日頃から防災・防犯を意識した地域づくりの推進」が最も多く、次いで「相談支援体制や情報提供体制の充実」、「健康づくり・介護予防の推進」と続いています。（図表2-53）

図表2-53 府中市で優先して取り組むべき福祉施策（全体：複数回答（5つまで））



全体（n=1,380）	
日頃から防災・防犯を意識した地域づくりの推進	55.9%
相談支援体制や情報提供体制の充実	40.7%
健康づくり・介護予防の推進	39.8%
公共施設やインフラ等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進	33.3%
地域住民同士の助け合いや支え合いの促進	22.8%
互いに理解し助け合う福祉意識の醸成	21.9%
経済的に困っている人の自立に向けた支援	19.3%
市民の誰もが社会活動等へ参加・参画するための支援	17.1%
権利擁護・虐待防止の推進	17.0%
地域活動団体、ボランティア団体、NPO団体等の育成・支援	13.2%
市民・関連団体・行政の連携と協働	11.5%
事業者への運営指導等による福祉サービスの質の確保に向けた取組	9.7%
その他	2.7%
分からない	6.6%
無回答	4.0%

8 前計画期間の取組について

(1) 事業内容の評価（97事業）

平成27年度から令和2年度の計画期間中の事業の実績や進捗状況について、府中市福祉のまちづくり推進審議会に諮りながら評価を行いました。評価は次の3段階で行い、評価に基づき、次年度以降に向けた改善点等を検討しました。

○：事業内容のとおり実施

△：事業内容の一部を実施

×：未実施

目標1 安心・安全の仕組みづくりの推進

すべての事業において、当該年度に予定の計画内容に取り組みました。

各相談機関の相談件数は年々増加し、内容も複雑化しており、他分野にまたがるケースも増えていることから、相談体制の強化が必要です。また、地域における避難行動要支援者の安否確認や避難誘導の仕組みづくりの支援が必要です。

事業 番号	事業名	評価			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
1	相談窓口の連携強化	○	○	○	○
2	総合相談窓口の整備	○	○	○	○
3	利用者の立場に立った相談体制の充実	○	○	○	○
4	地域福祉コーディネーター(仮称)の育成・配置	○	○	○	○
5	苦情相談窓口の充実	○	○	○	○
6	権利擁護事業の充実	○	○	○	○
7	市民後見人の養成・活用	○	○	○	○
8	虐待や暴力に対する相談窓口の周知	○	○	○	○
9	避難行動要支援者支援体制の充実	○	○	○	○
10	避難ルート及び避難所のバリアフリー化	○	○	○	○
11	防災マップの充実	○	○	○	○
12	サービス提供事業者への事業継続計画(BCP)策定の促進	△	○	○	○
13	社会福祉施設等との防災協定、福祉避難所の確保	△	○	○	○
14	防犯意識の向上	○	○	○	○
15	犯罪に関する情報提供の充実	○	○	○	○
16	声掛け隊の組織化支援	○	○	○	○
17	生活困窮者の自立相談支援の充実	○	○	○	○
18	生活困窮者の就労支援事業の実施	○	○	○	○
19	生活困窮者の住居確保給付金の支給	○	○	○	○
20	生活困窮者の家計再建支援の実施	○	○	○	○
21	生活困窮家庭の子どもへの学習支援の実施	○	○	○	○
22	生活問題の実態把握	○	○	○	○
23	福祉課題の共有	○	○	○	○
24	事業者団体への支援	○	○	○	○
25	福祉サービス事業者への運営指導	○	○	○	○
26	福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	○	○	○	○

目標2 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりの推進

すべての事業において、当該年度に予定の計画内容に取り組みました。

今後は、介護予防や健康づくり活動の自主グループの立ち上げ支援、活動のリーダーとなる人材育成のための更なる支援が必要です。また、住民参加による福祉サービスの充実が必要です。

事業 番号	事業名	評価			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
27	ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携	○	○	○	○
28	こころの健康を守る取組の推進	○	○	○	○
29	成人健康診査・各種検診	○	○	○	○
30	特定健康診査・特定保健指導	○	○	○	○
31	後期高齢者医療健康診査	○	○	○	○
32	健康管理の促進	○	○	○	○
33	自主的な健康づくりへの支援	○	○	○	○
34	健康づくり・介護予防の場と機会の提供	○	○	○	○
35	介護予防事業の充実	○	○	○	○
36	相談・情報提供体制の充実	○	○	○	○
37	個人の健康管理への支援	○	○	○	○
38	住まいの確保	△	○	○	○
39	住まいのバリアフリー化	○	○	○	○
40	多様な主体による生活支援の推進	○	○	○	○
41	地域での見守り活動の充実	○	○	○	○
42	認知症高齢者を支えるまちづくり	○	○	○	○

目標3 支え合いの福祉コミュニティの形成

おおむね当該年度に予定の計画内容に取り組みました。

今後は、わがまち支えあい協議会等、住民主体の地域課題を解決する仕組みづくりの実現に向けた更なる支援が必要です。

事業 番号	事業名	評価			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
43	文化センター等を活用した福祉活動の推進	○	○	○	○
44	交流活動支援の充実	○	○	○	○
45	地域での自主的な福祉活動の支援	○	○	○	○
46	地域福祉活動推進事業への支援	○	○	○	○
47	小地域活動の推進	○	○	○	○
48	あらゆる市民の地域参加の促進	○	○	○	○
49	ボランティア活動による生活支援の充実	○	○	○	○
50	就業機会の拡大	○	○	○	○
51	多様な主体との連携	○	○	○	○
52	地域の自主財源の確保	×	△	△	○
53	相談窓口の連携強化(再掲 1)	○	○	○	○
54	活動拠点の拡充	○	○	○	○
55	地域子育て支援事業	○	○	○	○
56	子育てひろば事業	○	○	○	○

目標4 市民との協働の推進

計画期間の当初は未実施の事業もありましたが、おおむね当該年度に予定の計画内容に取り組みました。

今後は、市民が多様な知識や経験をいかして幅広くボランティア活動ができるよう更なる支援の充実が必要です。

事業 番号	事業名	評価			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
57	専門的な人材の確保	×	△	△	○
58	多様な人材の育成・確保	○	○	○	○
59	地域福祉コーディネーター(仮称)の育成・配置(再掲 4)	○	○	○	○
60	ボランティアセンター事業の拡充	○	○	○	○
61	支援ネットワークの推進	○	○	○	○
62	民生委員・児童委員活動への支援	○	○	○	○
63	地域福祉団体への支援	○	○	○	○
64	情報交換の場の設置	×	×	△	○
65	地域での見守り活動の充実 (再掲 41)	○	○	○	○
66	関係団体との連携	△	○	○	○
67	地域福祉活動推進事業への支援(再掲 46)	○	○	○	○
68	小地域活動の推進(再掲 47)	○	○	○	○
69	民間活力の活用	○	○	○	○
70	地域との連携の推進	○	○	○	△

目標5 連携・協働で進める福祉のまちづくりの推進

計画期間の当初は未実施の事業もありましたが、おおむね当該年度に予定の計画内容に取り組みました。

今後は、できる限り多くの市民が希望に沿った社会参加・参画ができるための支援や分かりやすい情報提供のための手段の更なる充実が必要です。

事業 番号	事業名	評価			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
71	福祉意識の醸成	○	○	○	○
72	福祉教育・啓発活動の推進	○	○	○	○
73	分かりやすい情報提供	○	○	○	○
74	情報利用のアクセスの確保	○	○	○	○
75	カラーバリアフリーガイドライン及びユニバーサルデザインガイドラインの周知	○	○	○	○
76	公共施設のサイン(案内板)整備の拡充	○	○	○	○
77	音声案内の整備	○	○	○	○
78	使いやすい制度についての情報提供	○	○	○	○
79	市民参画による制度づくり	×	×	△	△
80	協議会等への参加推進	○	○	○	○
81	ワークショップ・懇談会の開催	×	○	○	○
82	市民の福祉ニーズの把握	×	○	○	○
83	福祉のまちづくり推進事業	○	○	○	○
84	福祉的環境の整備の推進	○	○	○	○
85	公共施設のバリアフリー化の推進	○	○	○	○
86	公共施設のだれでもトイレの整備拡充	○	○	○	○
87	学校のバリアフリー化の推進	○	○	○	○
88	住まいのバリアフリー化(再掲 39)	○	○	○	○
89	トイレのバリアフリー化促進	○	○	○	○
90	ベンチ設置の拡充	○	○	○	○
91	歩行空間の段差解消の推進	○	○	○	○
92	移動ルートの整備促進	○	○	○	○
93	交通事業者との連携強化	○	×	○	○
94	福祉移送の支援	○	○	○	○
95	コミュニティバスの運行	○	○	○	○
96	自転車駐車場の整備	○	○	○	○
97	バリアフリー情報の提供	△	△	△	○

評価一覧のまとめ

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度
○:事業内容のとおり実施	86 事業	91 事業	92 事業	95 事業
△:事業内容の一部を実施	5 事業	3 事業	5 事業	2 事業
×:未実施	6 事業	3 事業	無し	無し

(2) 重点施策

平成27年度から令和2年度までの計画期間では、「福祉コミュニティの形成」及び「セーフティネットの充実」を重点施策として取組を進めました。

① 福祉コミュニティの形成

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	計画最終年度 (令和2年度) 目標値	令和元年度 実績値
避難行動要支援者名簿登録指数(%)	避難行動要支援者名簿登録者数を75歳以上人口で除したものです。事業を周知し、指数の維持を目指します。	35.6 (平成23年度)	38.0	31.4
社会福祉協議会登録ボランティア数(人)	社会福祉協議会に登録しているボランティアの人数です。自主的な地域福祉活動を促進し、人数の増加を目指します。	1,017 (平成25年度)	1,115	912

② セーフティネットの充実

指標名 (単位)	指標の説明	現状値	計画最終年度 (令和2年度) 目標値	令和元年度 実績値
地域福祉コーディネーター配置数(か所)	福祉の総合相談支援機能を担う地域福祉コーディネーターの配置数です。相談支援機能の強化を図るため、配置数の増加を目指します。	—	6	6
市民後見人受任者数(人)	判断能力の低下した地域の高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人人数です。人数の増加を目指します。	3 (平成25年度)	7	9

9 地域福祉・福祉のまちづくり推進に当たっての今後の課題

本市の現状、計画策定のための調査結果及び平成27年度から令和2年度までの取組を踏まえ、今後の地域福祉・福祉のまちづくり推進に当たっての課題を次のとおり整理しました。

(1) つながりが希薄化する地域社会への対応

① 地域における支え合いの促進

本市の人口・世帯数は増加傾向にある一方で、一世帯当たりの世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます。また、高齢化率も上昇しており、従来の世帯内での支え合いだけではなく、地域における支え合いを促進する必要があります。

一般市民調査では、近所つきあいが必要だと考えている人は約9割います。また、近所つきあいの現状は、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が最も多くなっています。近所つきあいのない理由は、「普段つきあう機会がないから」及び「知り合う機会がないから」が多くなっています。なお、地域による支え合いをより充実するために必要なこととして、「地域に関心を持ち、日頃から近隣の人と関わりを持つよう心がけること」が最も多くなっています。

今後は、地域に関心を持ち、地域における助け合い・支え合いを促進するための意識啓発、場づくり及び知り合うきっかけづくり等、近所つきあい及び地域における支え合いを促進するための更なる方策が必要です。

② 地域の担い手の確保・育成

府中市市民活動センター「プラッツ」では、市民活動を始めたい市民に対する講座、市民活動に関する講演会等を実施するとともに、市民活動に取り組む市民・団体を支援しています。また、府中市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティアに対する情報提供・相談支援等を行い、あらゆる市民の地域参加を促進しています。

しかし、一般市民調査では、地域活動・ボランティア活動に取り組んでいる人は2割程度にとどまっています。また、分野横断調査の文化センター圏域別グループディスカッションでは、どの地域でも、地域の担い手不足が課題として挙げられています。一方で、一般市民調査では、近隣で手助けできることがあると回答している人は8割を超えており、特に「日常の見守りや声かけ」、「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」ができると回答した人が多くなっています。

今後は、地域での活動に関心がある人や近隣で手助けできることがあると考えている人を活動につなげるための仕組みづくりを積極的に行っていくことが必要です。

③ 住民主体で地域課題を発見し、解決に向けた検討を行う仕組みづくり

平成27年度から令和2年度の計画期間では、地域における支え合いの推進に向け、住民相互の支え合い組織であるわがまち支えあい協議会等の地域福祉活動団体の取組を支援してきました。同協議会は、文化センター圏域を基本とした組織であり、令和元年度末時点では、3つの同協議会が発足し、住民が参加しながら福祉課題を解決していく地域づくりが進んでいます。

また、一般市民調査では、活動の拠点として利用する施設は、文化センターが最も多くなっています。令和3年度から福祉エリアを、文化センター圏域を基本とする11エリアに設定します。今後は、11の福祉エリアを基本とした住民主体の地域課題を解決する仕組みづくりの構築及び更なる推進に向けた支援が必要です。

④ 防災を意識した地域における関係づくりの促進、地域の防災体制の強化

平成27年度から令和2年度までを計画期間とする福祉計画では、災害時における避難行動要支援者への支援に係る取組を進めてきました。しかし、令和元年10月の台風19号による風水害では様々な課題が生じ、新たな対策を検討する必要が出てきています。

また、一般市民調査では、困っているときに近隣で手助けしてほしいことは、「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」が最も多くなっています。

また、同調査で、地域の暮らしの満足度を尋ねた質問では、『地域の防災対策』は「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた《満足》の割合が3割台で、全10項目のうち3番目に低くなっており、本市が優先して取り組むべき福祉施策としては、「日頃から防災・防犯を意識した地域づくりの推進」が最も多くなっています。

同調査では、災害に備えて地域で取り組むとよいと思うものは、「物資の備蓄」、「地域住民同士の声かけや安否確認」が多くなっていることから、日頃から防災を意識した地域における関係づくりを促進するとともに、物資の備蓄や住民同士の声かけや安否確認等、地域における災害対策の取組を促進する必要があります。

（２）多様化・複合化する課題への対応

① 多様な媒体・手段による福祉に関する情報提供の充実、相談窓口の周知

一般市民調査では、福祉に関する情報入手先は、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」が最も多く、次いで「町内の回覧板」、「家族や知人から」が続いています。

また、情報入手の際に困っていることは、「どこで又はどうすれば情報が入手できるのか分からない」が最も多く、次いで「情報の内容が分かりにくい」、「ほしい情報が少ない」と続いています。

同調査の福祉に関する相談窓口の認知度は、「市役所の相談窓口」は6割台で高くなっていますが、それ以外の窓口では、認知度が3割を超えている項目がなく、相談窓口を利用するに当たっての課題は、「どの相談窓口に行けばよいか分からない」が最も多くなっています。

更に、同調査では、障害や制度の認知度は、『発達障害・学習障害』や『若年性認知症』の認知度が4～5割台となっていますが、『障害者差別解消法』や『再犯防止推進法』は認知度が1割程度となっています。

今後は、多様な媒体・手段による福祉に関する情報提供の充実を図るとともに、相談窓口の周知を図る必要があります。

② 市民が利用しやすい相談体制の整備

本市は、平成27年度から令和2年度の計画期間において、新たに身近な地域で市民からの相談を受ける地域福祉コーディネーターを配置し、6つの文化センターで毎週困りごと相談会を実施しました。

一般市民調査では、悩みや困りごとを相談できる人がいない人は14.2%となっています。また、地域の暮らしの満足度を尋ねた質問では、『相談できる体制』は《満足》の割合が2割台で全10項目のうち2番目に低くなっており、市が優先して取り組むべき福祉施策は、「相談支援体制や情報提供体制の充実」が2番目に多くなっています。

更に、同調査では、相談窓口を利用するに当たっての課題は、「どの相談窓口に行けばよいか分からない」が最も多く、次いで「相談しても悩みが解決するか分からない」、「相談窓口が開いている時間に行けない」と続いています。相談形態の希望は、年代により「来所による相談」、「メールによる相談」、「ライン等の無料通話アプリによる相談」等があります。

今後は、多様な相談形態や休日や夜間も相談が可能な窓口の設置に向けた検討が必要です。

③ 複合的な課題を抱える人及び世帯、制度の狭間にいる人及び世帯を支援するための体制の構築

各相談機関への相談件数は年々増加傾向にあり、内容も複雑化し、他分野にまたがる課題を抱えているケースも増えています。また、分野横断調査の相談支援機関へのグループインタビューにおいても、8050問題等の複合的な課題を抱える事例が増えており、多機関が連携して対応する必要があり、包括的に連携するネットワークづくりが課題であるという意見が挙げられました。

今後は、全庁的な連携や関係機関等との連携の強化など、従来の制度では対応が困難な課題や複合的な課題を抱えた人及び世帯に対応し、解決を図るための体制の構築や取組の推進が必要です。

(3) 誰もがいきいきと健康に生活できる環境づくり

① 身近な地域における健康づくり活動・介護予防活動の推進

本市では、講座やフォーラム等を開催し、健康づくりに向けて啓発を図っています。また、身近な地域における健康づくり・介護予防に関する人材の育成、活動支援等を行っています。

一般市民調査では、日常生活における悩みや不安は、「自分や家族の健康のこと」が最も多くなっています。また、同調査では、市で優先して取り組むべき福祉施策として、「健康づくり・介護予防の推進」上位に挙がっています。

すべての市民がいきいきと健康に生活できるために、身近な地域における健康づくり・介護予防活動の充実等が必要です。

(4) 福祉のまちづくりの推進

本市は、高齢者や障害のある人を含めたすべての人が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを実現するため、物理的なバリアフリー、制度のバリアフリー、情報のバリアフリー及び心のバリアフリーを推進しています。

一般市民調査では、福祉のまちづくりを実現するために、優先して取り組む必要があることは、「高齢者、障害等のある方、乳幼児を連れた方が歩きやすい道路の整備」が最も多く、次いで「交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備」、「公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進」が多くなっています。

また、同調査では、心のバリアフリーを実現するために必要なことは、「学校で高齢者や障害等のある方とともに学習するなど、子どものころから自然に接する環境で過ごすこと」が最も多く、次いで「広報紙、テレビ等を通じて、多くの人が福祉に関する情報にふれる機会が増えること」が多くなっています。

今後も障害物が取り除かれた歩道や道路等の物理的なバリアフリー、だれもが希望する社会活動に参加及び参画することを支援することによる制度のバリアフリー、分かりやすい案内標示や手話通訳の配置や音声ガイド等による情報のバリアフリー、子どものころからの福祉教育や福祉に関する情報に触れる機会を増やすことでの心のバリアフリー、等に取り組むことで、更なる福祉のまちづくりを推進する必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の理念

国は、制度及び分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、包括的な地域や社会を創る「地域共生社会」を目指しています。

本市においても、平成27年度から令和2年度の計画における理念を引き継ぎ、市と市民、市と関係機関等、多様な主体の協働による、地域共生社会の実現を目指し、本市の更なる地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

みんなでつくる、「共に生きるまち」

みんなでつくる = 協働

共に生きるまち = 地域共生社会

(2) 計画の基盤となる考え

本市の課題に対応し、地域福祉及び福祉のまちづくりを推進するため、次の3つの考えを計画の基盤として取組を進めていきます。

① みんながつながり、支え合う地域づくり

すべての市民が、地域とつながりを持ち、また、地域住民自身が地域の課題に気づき、解決に向けた活動に主体的に取り組むことで互いに支え合う地域づくりを進めます。

② みんなが安心して生活できる地域づくり

複合的な課題を抱える人及び世帯に対し、庁内や関係機関が連携し、包括的に支援を行うことで安心して生活できる地域づくりを進めます。

③ みんなが自分らしく生活できる地域づくり

すべての市民が、年齢、性別及び障害等の有無にかかわらず、健康で自分らしい生活ができる環境の整備を進めます。

(3) 計画の基本目標

「みんなでつくる、「共に生きるまち」の実現に向けて、次の4つの目標を設定し、計画を推進します。

① 地域力の強化

すべての市民が、日頃から地域に関心を持ち、孤立することなく、つながりあう地域づくりを進めるため、地域の人がお互いを知り、交流する機会や場づくりを進めます。また、地域住民自身による地域の課題への気づきや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり及び地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援等、地域力の強化を推進します。

【取組の方針】

- 地域福祉活動の促進
- 多様な主体との協働の推進
- 地域の防災対策の推進
- 地域の防犯対策の推進

② 包括的支援体制の整備

複合的な課題を抱えた人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられる等、誰もが安心して生活できる地域とするため、分かりやすい情報提供体制や相談窓口の充実、庁内及び関係機関の連携等、包括的な支援体制の整備を進めます。

【取組の方針】

- 情報提供の充実
- 地域における相談を包括的に受け止める相談体制の構築
- 社会福祉協議会との連携強化
- 権利擁護の推進、虐待防止の推進
(※府中市成年後見制度利用促進基本計画について含む)
- 自立と社会参加への支援
(※府中市再犯防止推進計画について含む)
- 福祉サービスの質の確保

③ いきいきと健康に暮らすための環境づくり

いつまでもいきいきと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進します。

【取組の方針】

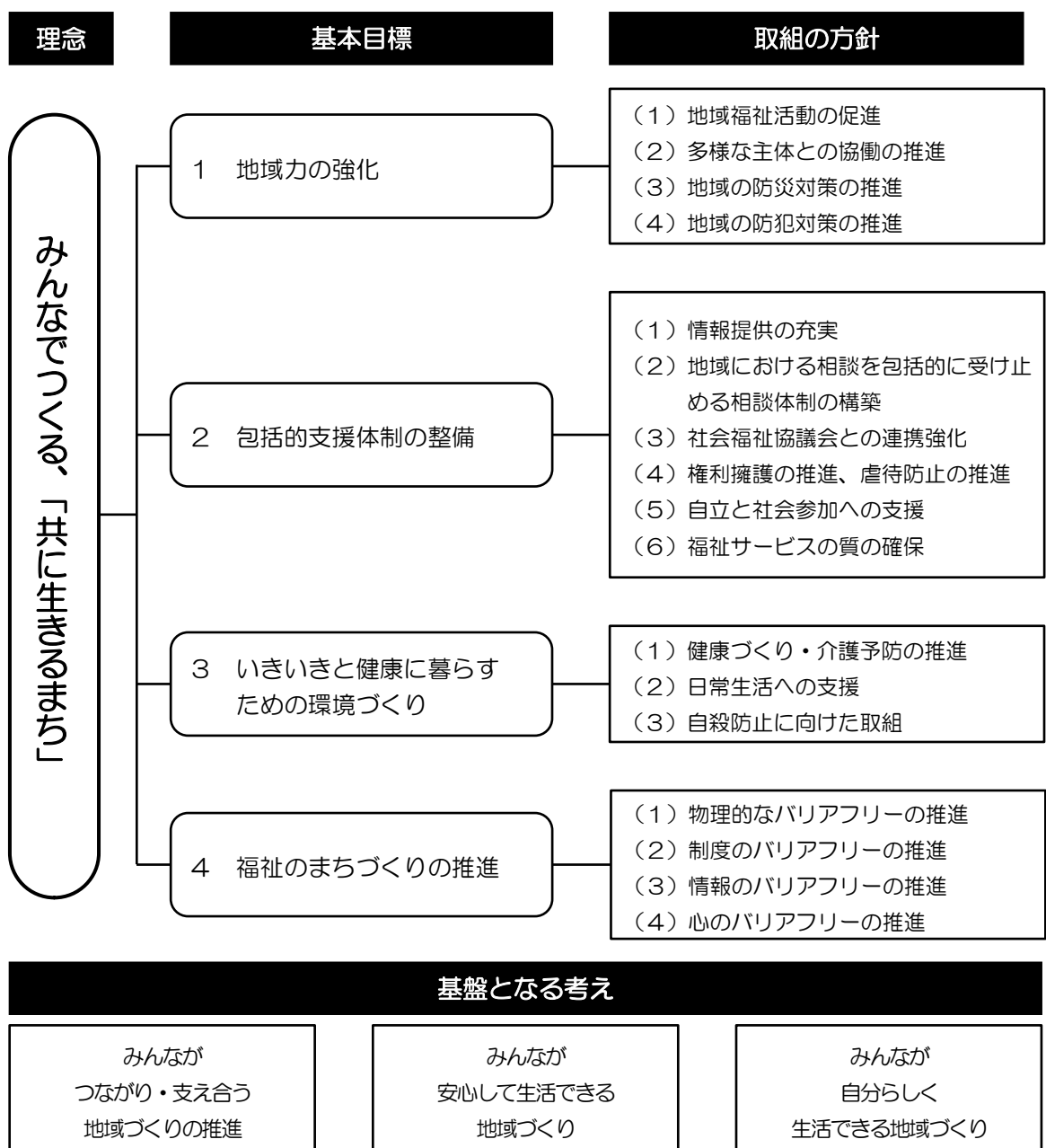
- 健康づくり・介護予防の推進
- 日常生活への支援
- 自殺防止に向けた取組

④ 福祉のまちづくりの推進

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めたすべての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

【取組の方針】

- 物理的なバリアフリーの推進
- 制度のバリアフリーの推進
- 情報のバリアフリーの推進
- 心のバリアフリーの推進



(4) 計画の体系

本計画の理念、基本目標の達成を目指し、ソフトとハードの両面からの一体的な地域福祉と福祉のまちづくりの推進に向けて、施策及び事業を展開します。

基本目標	取組の方針	施策
1 地域力の強化	(1) 地域福祉活動の促進	① 地域福祉を担う人材の育成と支援 ② 地域活動・ボランティア活動の充実 ③ 住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化【重点1-1】
	(2) 多様な主体との協働の推進	① 市民及び企業等との協働の推進
	(3) 地域の防災対策の推進	① 地域の防災対策の推進【重点1-2】
	(4) 地域の防犯対策の推進	① 防犯意識の向上
2 包括的支援体制の整備	(1) 情報提供の充実	① 福祉情報提供体制の充実
	(2) 地域における相談を包括的に受け止める相談体制の構築	① 身近な相談機能の充実 ② 複合化・複雑化した課題に対応する相談機能の充実【重点1-3】
	(3) 社会福祉協議会との連携強化	① 社会福祉協議会との連携
	(4) 権利擁護の推進、虐待防止の推進	① 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進(府中市成年後見制度利用促進基本計画)【重点2-1】 ② 虐待防止の推進
	(5) 自立と社会参加への支援	① 再犯防止等の推進(府中市再犯防止推進計画)【重点2-2】 ② セーフティネットの充実【重点2-3】 ③ 住宅確保に関する支援 ④ 就業による社会参加への支援 ⑤ ひきこもりに関する支援
	(6) 福祉サービスの質の確保	① 事業者・事業者団体への支援

事業

1 地域の担い手の育成と支援

2 地域の居場所及び見守り機能の強化

3 市民の自主活動への支援

4 地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化

5 情報交換の場の設置

6 市民及び企業等との協働の取組の推進

7 避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化

8 地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり【新規】

9 防犯意識の向上

10 福祉情報提供体制の充実

11 身近な相談機能の充実

12 福祉の総合相談窓口の設置

13 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】

14 地域福祉活動推進事業の支援

15 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進

16 様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組

17 再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり

18 生活困窮者の自立支援事業の推進

19 住宅確保に関する支援

20 就業機会の拡大

21 ひきこもりに関する支援【新規】

22 福祉サービス事業者への運営支援及び指導

23 専門的な人材確保のための支援

基本目標	取組の方針	施策
3 いきいきと暮らすための環境づくり	(1) 健康づくり・介護予防の推進	① 健康づくりへの支援 ② 健康に関する相談・情報提供の充実 ③ 介護予防の推進
	(2) 日常生活への支援	① 日常生活への支援
	(3) 自殺防止に向けた取組	① 府中市自殺総合対策計画の推進
4 福祉のまちづくりの推進	(1) 物理的なバリアフリーの推進	① ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進
	(2) 制度のバリアフリーの推進	① 幅広く使いやすい制度の推進
	(3) 情報のバリアフリーの推進	① わかりやすく利用しやすい情報提供の推進
	(4) 心のバリアフリーの推進	① 互いを理解し、助け合う福祉意識の醸成

事業

24 ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携

25 健康に関する相談・情報提供の充実

26 介護予防事業の充実

27 住まいのバリアフリー化の支援
28 生活支援の充実

29 府中市自殺総合対策計画の推進【新規】

30 福祉のまちづくり推進事業

31 ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備
32 公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備
33 公園のバリアフリー化の推進
34 移動のバリアフリー化の推進

35 社会活動等への参加・参画に対する支援の充実

36 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

37 福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成

第4章 重点施策

1 地域から課題解決につながる体制づくりの推進

(1) 住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化【重点1－1】

地域の困りごと及び生活課題に関しては、直接市や各相談支援機関が相談を受けたり、自治会・町会等、民生委員・児童委員及び地域福祉コーディネーター等の地域の多様な主体が相談を受け、市や各相談支援機関につないだり、解決に向けた取組を行ったりしてきました。人口減少、高齢化などによる地域の担い手不足、社会的孤立、制度の狭間にある問題及び公的な福祉サービスにつながらない課題等が表面化するなか、住民が抱える様々な困りごと及び生活課題を地域の支え合いの力で解決していくことがますます重要となっています。

今後も、福祉エリアにおいて、住民が抱える様々な困りごと及び生活課題について、地域の多様な主体が協働・連携して解決していく体制の構築を進めるための取組を、市と府中市社会福祉協議会が連携し、地域福祉コーディネーターが支援していきます。

(2) 地域の防災対策の推進【重点1－2】

近年、震災や風水害等、様々な自然災害が頻発し、福祉の分野においても災害時に一次避難所での避難生活を送ることが困難な要配慮者のための福祉避難所の確保、災害時要支援者に対する支援の強化等、防災や災害時における対応は重要な課題となっています。また、市民の防災に対する関心も高まっています。

災害時においては、安否の確認や被災者の救助など地域における支え合いが普段以上に重要で、日頃から地域全体で災害時に備えて取り組むことが大切です。まずは、地域における関係づくりを強化することが、特に高齢者、障害のある人等の避難行動要支援者及び要配慮者の避難時の支援や円滑な避難所生活につながります。

そのため、防災意識の向上、避難行動要支援者及び要配慮者についての周知及び必要な支援に対する理解を地域で深めてもらうための啓発活動等を行い、地域の防災対策を推進します。また、これらの取組が、地域への関心の向上や地域活動への参加の契機となるよう図ります。

(3) 複合化・複雑化した課題に対応する相談機能の充実【重点1－3】

一人の人や一つの世帯が抱える課題が複雑で複合的であるケースが増えるなか、福祉エリアごとの体制で解決が難しい場合や、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮など

の現在の対象別の相談支援機関では解決が困難な課題の解決に向けては、総合的・包括的な相談支援体制を充実させていく必要があります。高齢者に係る福祉や、障害のある人等に係る福祉等、制度の異なる福祉分野との連携だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、教育等、多岐にわたる分野の協働により包括的な支援体制の構築を進めます。

参考指標

指標名	指標の説明	現状値	令和8年度目標値
地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数	地域福祉コーディネーターが実施する困りごと相談会での相談件数です。増加を目指します。	577件 (令和元年度時点)	1,120件

2 課題を抱える人・世帯を包括的に支援する仕組みづくりの推進

(1) 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進（府中市成年後見制度利用促進基本計画）【重点 2-1】

高齢化社会の進展等により、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方の生活を保護し、地域で安心して暮らすため、成年後見制度の利用の促進がいっそう必要とされています。

本市は、権利擁護センターふちゅうにおいて地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に係る事業を実施し、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方でも、安心して地域で暮らし続けられるように取り組んできました。

本計画に成年後見制度の利用促進に関する内容を取りまとめ、成年後見制度の利用促進による更なる権利擁護の推進を図ります。

① 成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても十分に判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。成年後見制度は、このような判断能力の不十分な方々の生活を保護し、支援する制度です。

(2) 成年後見制度の種類

成年後見制度は、判断能力が不十分になってから家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」と、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の3つがあり、「後見」の対象となるのは、判断能力が欠けているのが通常の状態の方、「保佐」の対象となるのは、判断能力が著しく不十分な方、「補助」の対象となるのは、判断能力が不十分な方等、判断能力の程度等、本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書により結んでおくものです。

(3) 国の動向

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、成年後見制度利用促進法を平成 28 年 5 月に施行しました。

その背景には、認知症、知的障害及び精神上的の障害により、財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現にも必要であること、また、成年後見制度がそのための重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことがあります。

同法の第14条第1項では、市町村の講ずる措置として、平成29年3月に策定された国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること、また、成年後見等実施機関の設立等に係る支援等に努めることなどが規定されています。

(I) 本市の成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度の推進は、地域福祉計画に盛り込むべき「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の一つとして挙げられています。

成年後見制度に係る取組は、判断能力が不十分になった高齢者や障害のある人等に対する支援として横断的な施策を展開する必要性があり、地域で支え合うまちづくりに欠かせないものであるため、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や活動支援についてなど、本計画に成年後見制度の利用促進に関する施策を取りまとめ、「府中市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

② 現状

(I) 権利擁護センターふちゅうの取組

本市は、地域における権利擁護を担う中心的な機関として、平成18年度より権利擁護センターふちゅうを設置し、その運営を府中市社会福祉協議会へ委託しています。同センターでは、成年後見制度をはじめとする様々な制度や社会資源を活用することにより、判断能力の不十分な高齢者、障害のある人等が不利益を被ることなく住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう支援しています。（図表5-1、5-2、5-3）

また、社会貢献的な精神で貢献業務を担う市民後見人の養成等を実施しており、平成27年度から令和2年度までの「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」では、市民後見人受任者数を、重点施策「セーフティネットの充実」の進ちょく状況の参考指標の一つとしており、令和2年度の目標値である7人に対して、令和元年度末時点では、9人となっています。（図表5-4）

図表5－1 福祉サービスや成年後見制度利用に関する相談件数の推移

年度	相談件数
平成27年度	1,435件
平成28年度	1,198件
平成29年度	1,226件
平成30年度	1,265件
令和元年度	1,311件

出典：府中市地域福祉推進課資料

図表5－2 地域福祉権利擁護事業の相談件数の推移

年度	相談件数
平成27年度	5,142件
平成28年度	4,692件
平成29年度	5,164件
平成30年度	5,085件
令和元年度	4,803件

出典：府中市地域福祉推進課資料

図表5－3 地域福祉権利擁護事業の契約締結件数の推移

年度	相談件数
平成27年度	19件
平成28年度	19件
平成29年度	18件
平成30年度	22件
令和元年度	21件

出典：府中市地域福祉推進課資料

図表5－4 市民後見人受任者数の推移

年度	市民後見人受任者数
平成27年度	2人
平成28年度	4人
平成29年度	4人
平成30年度	5人
令和元年度	9人

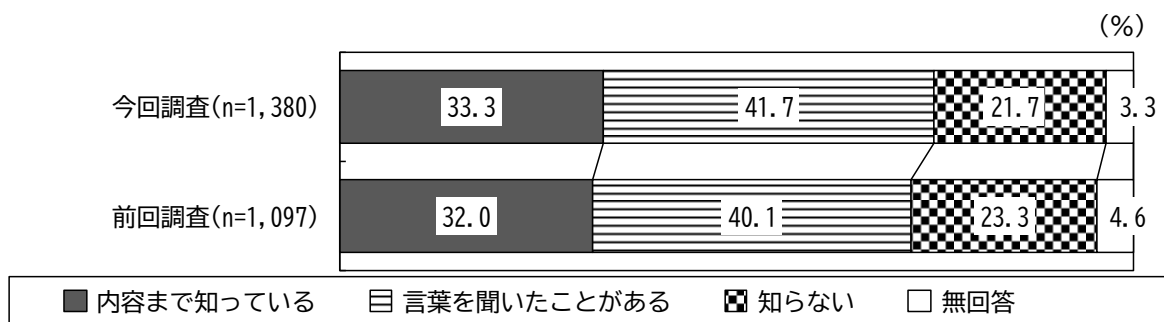
出典：府中市地域福祉推進課資料

(イ) 成年後見制度及び権利擁護センターふちゅうの周知の状況について

一般市民調査では、福祉に関する用語の認知度のうち、成年後見制度については、「内容まで知っている」が33.3%、「言葉は聞いたことがある」が41.7%、「知らない」が21.7%です。平成25年10月に実施した調査（配布数2,200名、有効回収数1,097件）では、「内容まで知っている」が32.0%、「言葉を聞いたことがある」が40.1%、「知らない」が23.3%でした。「内容まで知っている」、「言葉を聞いたことがある」と回答した人の割合は、どちらも1.5ポイント程度増加しています。（図表5-5）

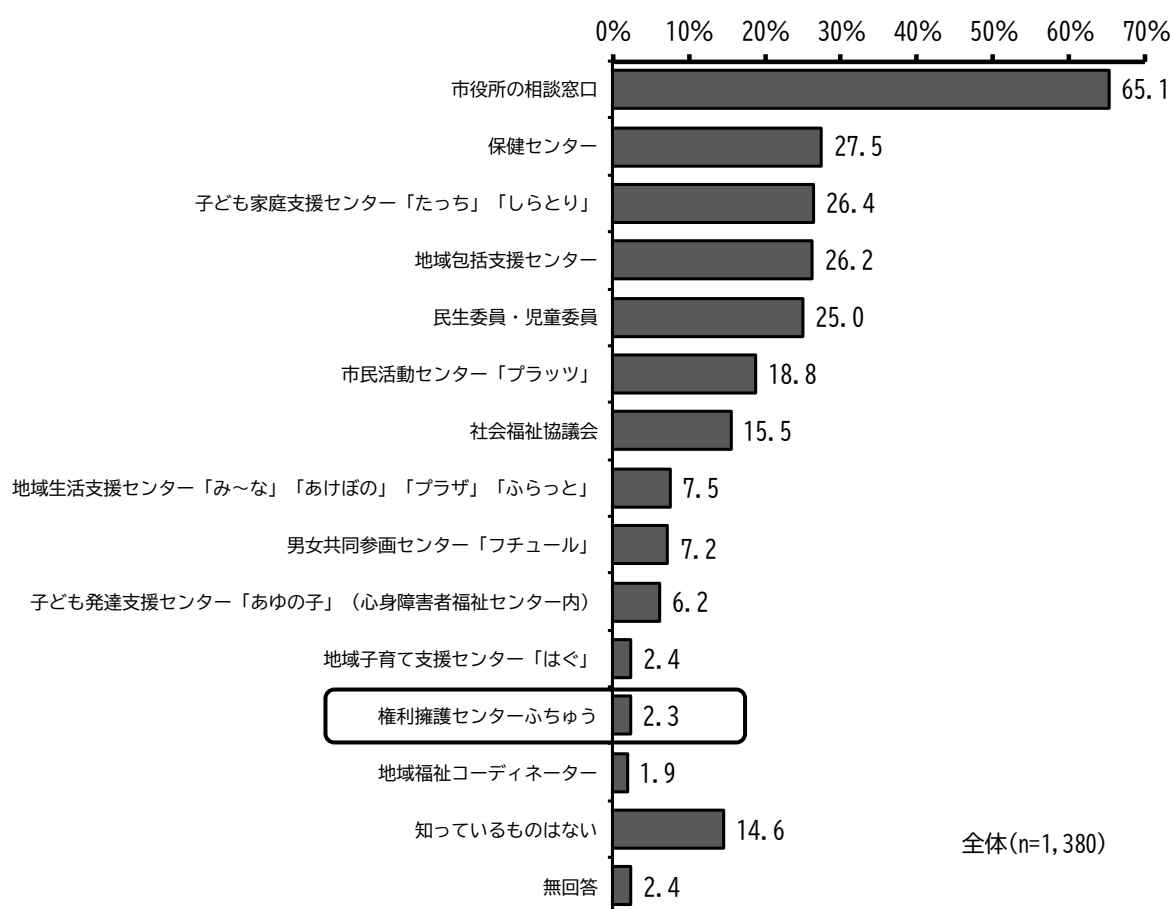
また、権利擁護センターふちゅうを知っている人は2.3%で、権利擁護センターふちゅうの役割や機能に関して知っていることは、「まったく知らなかった」が82.0%で最も多く、知っている機能として最も多いのは「福祉サービスの利用や老いじたくに関する相談を受け、財産管理の支援を行っている」で8.0%です。（図表5-6、図表5-7）

図表5-5 福祉に係る用語「成年後見制度」の認知度(全体)【経年比較】



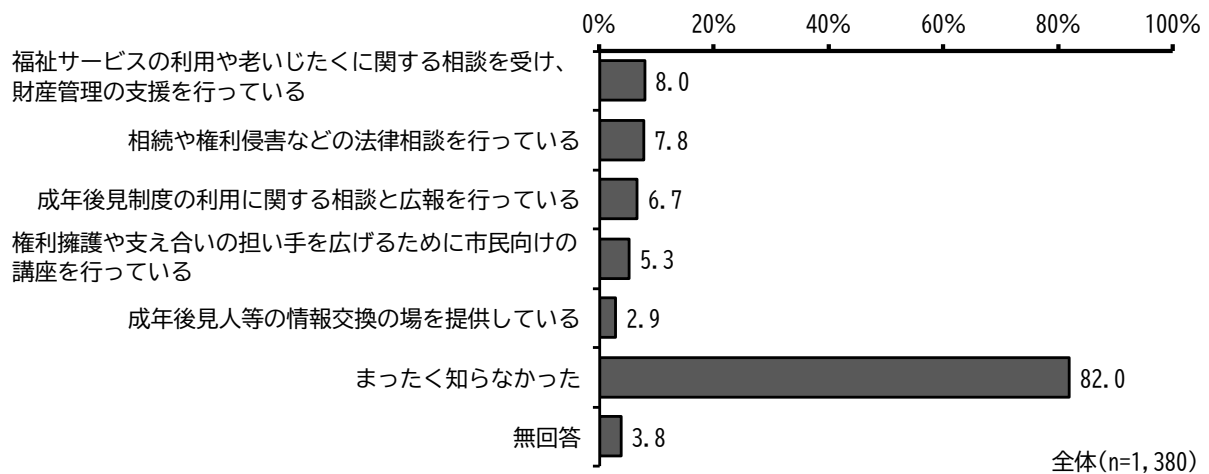
今回調査 (n=1,380)	
内容まで知っている	33.3%
言葉を聞いたことがある	41.7%
知らない	21.7%
無回答	3.3%
前回調査 (n=1,097)	
内容まで知っている	32.0%
言葉を聞いたことがある	40.1%
知らない	23.3%
無回答	4.6%

図表5-6 相談窓口の認知度(全体:複数回答)



全体 (n=1,380)	
市役所の相談窓口	65.1%
保健センター	27.5%
子ども家庭支援センター「たち」「しらとり」	26.4%
地域包括支援センター	26.2%
民生委員・児童委員	25.0%
市民活動センター「ブラッツ」	18.8%
社会福祉協議会	15.5%
地域生活支援センター「み～な」「あけぼの」「プラザ」「ふらっと」	7.5%
男女共同参画センター「フチャール」	7.2%
子ども発達支援センター「あゆの子」(心身障害者福祉センター内)	6.2%
地域子育て支援センター「はぐ」	2.4%
◎権利擁護センターふちゅう	2.3%
地域福祉コーディネーター	1.9%
知っているものはない	14.6%
無回答	2.4%

図表5-7 権利擁護センターふちゅうの役割や機能の認知度(全体:複数回答)



全体 (n=1,380)

福祉サービスの利用や老いじたくに関する相談を受け、財産管理の支援を行っている	8.0%
相続や権利侵害などの法律相談を行っている	7.8%
成年後見制度の利用に関する相談と広報を行っている	6.7%
権利擁護や支え合いの担い手を広げるために市民向けの講座を行っている	5.3%
成年後見人等の情報交換の場を提供している	2.9%
まったく知らなかった	82.0%
無回答	3.8%

③ 今後の取組

本市の要介護認定者数は増加傾向にあります。今後は高齢化が急激に進み、更なる要介護認定者、認知症高齢者の増加から、判断能力が不十分な状態で支援を必要とされる方が増えることが予測されます。また、障害のある人の親や家族の高齢化が進むなか、その方たちが亡くなった後の障害のある人の生活に対する支援も必要とされています。

本市では、権利擁護センターふちゅうにおいて成年後見制度に係る事業を実施していますが、一般市民調査の結果から、成年後見制度及び権利擁護センターふちゅうに関する更なる周知や取組の促進が必要であることが分かりました。

今後も引き続き権利擁護センターふちゅうを中心として、判断能力が不十分な方への権利擁護を支援するため、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援を行います。また、更なる成年後見制度の利用促進のため、保健、医療、福祉及び司法といった様々な専門機関で構成される協議会の設置及び権利擁護センターふちゅうの機能強化など域連携ネットワークの構築に向けた取組を進めます。

(2) 再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画）【重点 2-2】

我が国の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇し続け、平成30年には48.8%となっています。この原因として、犯罪をした者等のなかには、高齢者や障害のある人等の福祉的な支援が必要な人、出所時に住居や就労が確保できず生活が不安定な者など、社会復帰に多くの困難を抱えている者がいることから、様々な困難を抱えている人が地域で孤立して再び罪を犯すことを防ぐための支援が必要とされています。

本市では、府中地区保護司会、府中地区更生保護女性会等と協力し、社会を明るくする運動をはじめとする再犯の防止や更生保護に関する啓発活動を行うほか、関係団体の活動支援に取り組んできました。

本計画に再犯の防止等の推進に関する内容を取りまとめ、再犯防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくりを図ります。

① 再犯防止推進計画について

(1) 国の動向

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現するため、再犯防止推進法を平成28年12月に施行しました。

再犯防止推進法では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であるとして、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本事項が定められています。

再犯防止推進法の第8条第1項では、市町村は、平成29年12月に策定された国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

(2) 本市の再犯防止推進計画の位置付け

再犯の防止等の推進は、地域福祉計画に盛り込むべき「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の一つとして挙げられています。

市民が安全で安心して暮らせる社会づくりの実現のためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止等の取組を推進していくことが不可欠です。

再犯防止推進法の趣旨やソーシャルインクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、東京都、民間支援機関等と連携して取組を推進することで、市民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、本計画に、再犯の防止等に関する施策を取りまとめ、「府中市再犯防止推進計画」として位置付けます。

② 現状

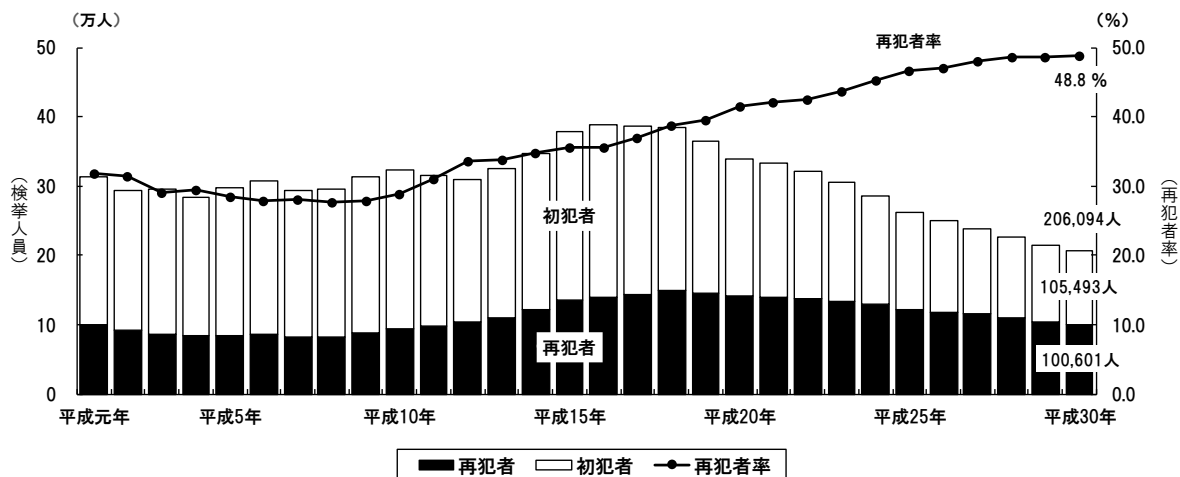
(1) 国の現状

再犯者の人員は、平成元年から平成7年まで増減を繰り返し、平成8年を境に増加し続けていました。平成18年をピークに、その後は減少傾向にあり、平成30年は平成18年と比べて32.6%減少しています。

一方、初犯者の人員は、平成元年から11年まで増減を繰り返し、平成12年を境に増加し続けていまし。平成16年をピークに、その後は減少し続けており、平成30年は平成16年と比べて57.8%減少しています。

再犯者の人員が、減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率は平成9年以降一貫して上昇し続け、平成30年は平成期で最も高い48.8%になっています。(図表5-8)

図表5-8 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移(国)



	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
検挙人員(人)	312,992	293,264	296,158	284,908	297,725	307,965	293,252	295,584	313,573	324,263
初犯者(人)	213,140	201,112	210,149	200,757	213,109	222,041	210,564	213,808	225,998	230,235
再犯者(人)	99,852	92,152	86,009	84,151	84,616	85,924	82,688	81,776	87,575	94,028
再犯者率(%)	31.9	31.4	29.0	29.5	28.4	27.9	28.2	27.7	27.9	29.0

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
検挙人員(人)	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577	339,752
初犯者(人)	217,399	205,645	215,314	226,217	244,307	250,030	243,410	235,086	220,525	198,813
再犯者(人)	97,956	104,004	109,978	121,341	135,295	138,997	143,545	149,164	145,052	140,939
再犯者率(%)	31.1	33.6	33.8	34.9	35.6	35.7	37.1	38.8	39.7	41.5

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
検挙人員(人)	332,888	322,620	305,631	287,021	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094
初犯者(人)	192,457	185,006	171,907	156,944	139,848	132,734	124,411	116,070	110,229	105,493
再犯者(人)	140,431	137,614	133,724	130,077	122,638	118,381	114,944	110,306	104,774	100,601
再犯者率(%)	42.2	42.7	43.8	45.3	46.7	47.1	48.0	48.7	48.7	48.8

注1 警察庁の統計による。

注2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

注3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出典：令和元年版犯罪白書

(i) 再犯率

本市（府中警察署管轄区域）の平成30年の刑法犯の再犯率は51.5%で、東京都（警視庁）及び全国を若干上回っています。（図表5-9）

図表5-9 平成30年の初犯者・再犯者別 検挙人員

【府中警察署】

	総数	初犯者	再犯者	再犯率
刑法犯総数	262 人	127 人	135 人	51.5%
うち凶悪犯	10 人	2 人	8 人	80.0%
うち粗暴犯	64 人	34 人	30 人	46.9%
うち窃盗犯	113 人	51 人	62 人	54.9%
うち知能犯	18 人	9 人	9 人	50.0%
うち風俗犯	8 人	4 人	4 人	50.0%
覚せい剤取締法	8 人	1 人	7 人	87.5%
麻薬等取締法	1 人	1 人	0 人	0.0%
大麻取締法	5 人	2 人	3 人	60.0%

【警視庁】

	総数	初犯者	再犯者	再犯率
刑法犯総数	25,389 人	12,816 人	12,573 人	49.5%
うち凶悪犯	658 人	308 人	350 人	53.2%
うち粗暴犯	6,690 人	3,482 人	3,208 人	48.0%
うち窃盗犯	10,353 人	4,670 人	5,683 人	54.9%
うち知能犯	1,854 人	810 人	1,044 人	56.3%
うち風俗犯	826 人	480 人	346 人	41.9%
覚せい剤取締法	1,408 人	297 人	1,111 人	78.9%
麻薬等取締法	140 人	91 人	49 人	35.0%
大麻取締法	651 人	304 人	347 人	53.3%

【全国】

	総数	初犯者	再犯者	再犯率
刑法犯総数	182,124 人	90,101 人	92,023 人	50.5%
うち凶悪犯	3,705 人	1,624 人	2,081 人	56.2%
うち粗暴犯	48,101 人	25,818 人	22,283 人	46.3%
うち窃盗犯	88,995 人	40,686 人	48,309 人	54.3%
うち知能犯	11,061 人	4,840 人	6,221 人	56.2%
うち風俗犯	5,082 人	2,896 人	2,186 人	43.0%
覚せい剤取締法	9,557 人	1,486 人	8,071 人	84.5%
麻薬等取締法	377 人	229 人	148 人	39.3%
大麻取締法	3,066 人	1,219 人	1,847 人	60.2%

注1 20歳以上の検挙者数で、少年の検挙者は含まない。

注2 全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯及び覚せい剤取締法違反、麻薬等取締法違反、大麻取締法違反による検挙者であり、その他の法令違反の検挙者は含まない。

注3 一般の刑法犯には、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯又は風俗犯に当てはまらないものがあるため、内訳の計と合わないことがある。

出典：法務省矯正局提供資料

(り) 犯行時の職業

本市（府中警察署管轄区域）の平成30年の刑法犯の職業のうち、無職者の割合は、46.2%となっています。（図表5-10）

図表5-10 平成30年の犯行時の職業別 検挙人員

	総数	有職者	無職 (学生・生徒等)	無職者	無職者の割合
刑法犯総数	262 人	118 人	23 人	121 人	46.2%
うち凶悪犯	10 人	2 人	0 人	8 人	80.0%
うち粗暴犯	64 人	44 人	4 人	16 人	25.0%
うち窃盗犯	113 人	32 人	8 人	73 人	64.6%
うち知能犯	18 人	8 人	0 人	10 人	55.6%
うち風俗犯	8 人	7 人	0 人	1 人	12.5%
覚せい剤取締法	8 人	4 人	0 人	4 人	50.0%
麻薬等取締法	1 人	1 人	0 人	0 人	0.0%
大麻取締法	5 人	1 人	3 人	1 人	20.0%

注1 20歳以上の検挙者数で、少年の検挙者は含まない。

注2 全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯及び覚せい剤取締法違反、麻薬等取締法違反、大麻取締法違反による検挙者であり、その他の法令違反の検挙者は含まない。

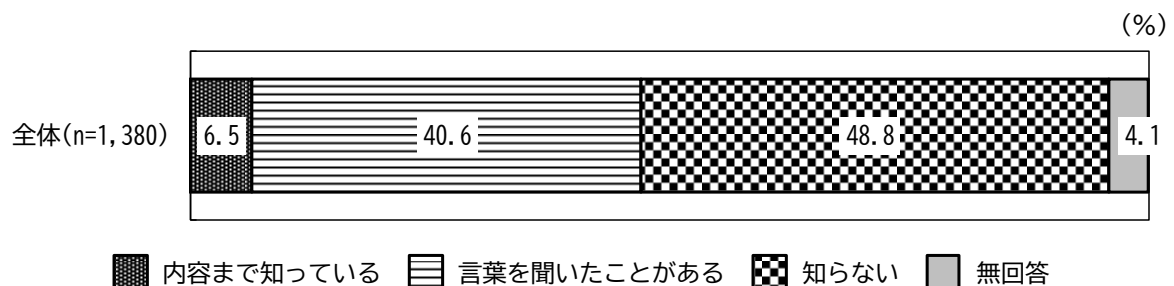
注3 一般の刑法犯には、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯又は風俗犯に当てはまらないものがあるため、内訳の計と合わないことがある。

出典：法務省矯正局提供資料

(I) 再犯の防止等に関する周知の状況について

一般市民調査では、福祉に関する用語の認知度のうち、再犯防止推進法についての回答は、「内容まで知っている」が6.5%、「言葉を聞いたことがある」が40.6%、「知らない」が48.8%、「知らない」が48.8%です。（図表5-11）

図表5-11 「再犯防止推進法」に関する認知度(全体)



③ 今後の取組

更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等のなかには、高齢者、障害がある人、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上での困難を抱え、継続的な支援を必要とする者がいます。

本市では、府中地区保護司会、府中地区更生保護女性会等と協力し、社会を明るくする運動をはじめとする再犯の防止や更生保護に関する啓発活動や関係団体の活動支援に取り組んできました。

今後は、犯罪をした者等が地域に復帰するに当たり、適切な福祉、保健医療サービス等の継続的な支援を円滑に受けることができるよう、関係機関との連携を強化します。また、犯罪をした者等を孤立させることなく支え合う地域づくりを目指し、再犯防止等に関する市民への周知及び啓発等の取組を進めます。

（３）セーフティネットの充実【重点 2-3】

本市は、平成２７年度から令和２年度までの「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」に生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労支援事業及び学習支援事業等の内容を盛り込み、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ってきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後は生活に困窮する人や家に引きこもりがちな人の増加が懸念され、更なる経済的な支援が必要になることが考えられます。

引き続き、仕事や暮らし等の様々な課題を抱える方に対する、就労、住居確保等に関する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

また、新型コロナウイルス感染症により、市民生活は大きく変化し、これまでの地域福祉の在り方にも課題を投げ掛けています。

経済的な支援に加え、特に高齢者や障害のある人等が孤立しないための情報伝達の仕組みづくりや新しいつながりを生み出すための地域づくりを進め、更なるセーフティネットの充実を図ります。

参考指標

指標名	指標の説明	現状値	令和８年度目標値
市民後見人受任者数	判断能力の低下した高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人の人数です。人数の増加を目指します。	９人 （令和元年度時点）	２０人

第5章 計画の基本目標に向けた取組

基本目標1 地域力の強化

すべての市民が、日頃から地域に関心を持ち、孤立することなく、つながりあう地域づくりを進めるため、地域の人がお互いを知り、交流する機会や場づくりを進めます。また、地域住民自身による地域の課題への気づきや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり及び地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援等、地域力の強化を推進します。

取組の方針（1）地域福祉活動の促進

地域住民自身が地域課題に気づき、課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に参加するなどの地域福祉活動の促進のため、地域福祉を担う人材の育成、地域の居場所づくりや見守り活動の活性化、地域活動・ボランティア活動の支援、各団体が連携できる仕組みづくりを行います。

施策① 地域福祉を担う人材の育成と支援

事業番号1. 地域の担い手の育成と支援

地域福祉を担う人材の育成と支援を進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等、様々な形による地域の福祉への参加を促し、活動を支援します。

取 組	内 容
ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成	・ 幅広い年齢層の参加促進に努め、多様な人材の確保・育成を図る。
民生委員・児童委員活動への支援	・ 民生委員・児童委員の活動内容を周知するとともに、新たな福祉エリアにおいても民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに努める。
関係団体への支援	・ 府中地区保護司会や府中市赤十字奉仕団等の活動強化のための取組を行う。

施策② 地域活動・ボランティア活動の充実

事業番号2. 地域の居場所及び見守り機能の強化

高齢者、障害のある人、子ども及び子育てをしている人等、様々な人が地域とのつながりを保つため、地域での居場所づくりと見守り機能の強化を進めます。

取 組	内 容
高齢者に対する地域での見守り活動の充実	・ 見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会等、民生委員・児童委員、シニアクラブ、地域包括支援センター等に加えて、広く福祉関係団体とも連携を図り、見守りネットワークによる地域連携を強化する。
認知症高齢者を支えるまちづくりの推進	・ 認知症サポーターを養成し、認知症高齢者世帯への支援体制を構築する。 ・ 認知症カフェの立上げ及び運営を支援する。
障害のある人の地域参加・地域交流の促進	・ 障害のある人が地域の一員として地域に参加することを促進するため市民主体の地域交流、地域活動を支援する。
地域における子育て支援事業の充実	・ 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）、子どもの居場所づくりなど、地域における子育て支援事業の充実を図る。

事業番号3. 市民の自主活動への支援

市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。

取 組	内 容
自主的な健康づくりへの支援	・ 健康づくりに向けた啓発を図る。 ・ 地域において自主的に健康づくりを実践している個人・団体を「元気いっぱいサポーター」として活動を支援する。
文化センター等を活用した福祉活動の推進	・ 市に福祉団体として登録した団体が、公共施設で活動する際の支援を行う。 ・ 文化センター等を活用して、地域で進められる福祉活動の場・機会を提供するほか、学習、交流事業や相談支援など、多様な福祉活動の展開を図る。
交流活動の支援	・ 市民活動センターの運営を通じて、市民活動に取り組む市民・団体を支援するとともに、市民活動団体の活動拠点や交流の場を提供する。
地域での自主的な福祉活動の支援	・ わがまち支えあい協議会等による地域の実情に応じた自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進する。

取 組	内 容
あらゆる市民の地域参加の促進	・ 知識や経験をいかして地域で活躍できるよう、活動を始めた人への情報提供、機会や活動の場の確保を支援する。
小地域活動の推進	・ 自治会・町会等の活動を推進するための支援を行う。
地域活動のための自主財源の確保に対する支援	・ 市民活動団体の自主財源の確保に関する情報を紹介する。また、事業収益の確保等に関する窓口相談や専門相談を実施する。
活動拠点の拡充	・ 地域福祉活動の拠点として、既存の公共施設のほか、空き家等の民間スペースの活用を検討する。

施策③ 住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化【重点１－１】

事業番号４．地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化

福祉エリアごとに住民や地域で活動する団体等が連携しながら、主体的に地域生活課題を解決する体制を構築します。

取 組	内 容
地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化	・ 各福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置し、地域の多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組むための調整を行う等、機能を強化する。

事業番号５．情報交換の場の設置

福祉活動を目的とする関係団体による情報交換を行います。

取 組	内 容
情報交換の場の設置	・ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会・町会等及びNPO等の地域福祉活動を行う団体や各福祉分野の相談機関等も含めた情報交換を行う。

取組の方針（２）多様な主体との協働の推進

地域の課題解決のための活動をより広く展開していくため、多様な主体が協働する仕組みづくりを推進します。

施策① 市民及び企業等との協働の推進

事業番号６．市民及び企業等との協働の取組の推進

市と市民及び企業等との協働の取組を推進します。

取 組	内 容
多様な主体との連携	・ NPO・ボランティア団体、大学、事業者等との連携による福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡充を図る。 ・ 福祉と市民協働の担当部署が連携し、市民と行政との協働の意義や必要性についての働き掛けを行う。
地域との連携の推進	・ 福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進する。 ・ 保育所・地域包括支援センターなどの福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供、相談事業を行うなど、地域との連携を推進する。

取組の方針（３）地域の防災対策の推進

高齢者や障害のある人等、日常生活のなかで手助けを必要とする人たちが災害時等も安心して生活できるように、支援体制の整備を図ります。

また、地域における防災対策のための取組が、市民の地域への関心の向上や地域活動への参加の契機につながるよう図ります。

施策① 地域の防災対策の推進【重点１－２】

事業番号 7. 避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化

高齢者や障害のある人等、自力での避難が困難な方及び一次避難所での避難生活を送ることが困難な方への支援を強化します。

取 組	内 容
避難行動要支援者支援体制の強化	・ 災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるように整備する。 ・ 平時から避難行動要支援者と接している自治会・町会等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備する。 ・ 避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やす。 ・ 避難行動要支援者名簿の登録要件を整理し、見直しを検討する。
避難所の課題の精査及び対応の検討	・ 学校及び地域が主体となり避難所開設に取り組む学校を増やすとともに、避難所として学校を利用する際のバリアフリー対応等の課題を精査し、対応を検討する。

取 組	内 容
防災マップの充実	・ ハザードマップの内容の充実や周知等を行う。
社会福祉施設等との防災協定、福祉避難所の確保	・ 災害時に一次避難所での避難生活を送ることが困難な要配慮者のための福祉避難所として、福祉施設等を利用できるよう防災協定を結び、要配慮者が安心して避難生活を送れる環境を整備する。

事業番号8. 地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり【新規】

地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくりを進めます。

取 組	内 容
防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり	・ 地域における防災についての意識啓発や、防災をテーマとした情報交換等の場づくりを行う。

取組の方針（４）地域の防犯対策の推進

高齢者や子ども等を犯罪から守るため、地域の防犯対策の強化を図ります。

施策① 防犯意識の向上

事業番号9. 防犯意識の向上

高齢者や子ども等を犯罪から守り、安全に暮らせるよう地域の防犯意識を向上します。

取 組	内 容
防犯意識の向上	・ 詐欺や窃盗等の被害から守るため、生活者自身の防犯意識を高める啓発活動の充実を図る。また、地域の自主防犯意識の啓発活動や支援活動の充実を図る。
犯罪に関する情報提供の充実	・ 詐欺や窃盗等の被害から守るため、犯罪についての情報提供の充実を図る。
自主防犯パトロール活動の支援	・ 府中警察署及び府中防犯協会等と連携し、防犯意識向上啓発活動及び住民による自主防犯パトロール活動を支援する。

基本目標２ 包括的支援体制の整備

複合的な課題を抱えた人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられる等、誰もが安心して生活できる地域とするため、分かりやすい情報提供体制や相談窓口の充実、庁内及び関係機関の連携等、包括的な支援体制の整備を進めます。

取組の方針（１）情報提供の充実

支援を必要とする人や福祉サービスを利用する人が、必要とする福祉に関する情報を得ることができるよう、多様な媒体による分かりやすい情報提供を行います。

施策① 福祉情報提供体制の充実

事業番号１０．福祉情報提供体制の充実

誰もが相談窓口や利用できる制度についてなど、福祉に関する必要な情報を得ることができるよう、情報の内容及び情報の提供体制を充実します。

取 組	内 容
分かりやすい情報の提供	- 福祉情報冊子・パンフレット等による、分かりやすくきめ細やかな情報提供を行う。 - 情報を分野別に収集し、必要な情報が入手しやすいように情報提供を行う。
使いやすい制度についての情報提供	多様な広報手段により、誰もが社会活動に参加できるよう、様々な制度について情報提供の充実に努める。

取組の方針（２）地域における相談を包括的に受け止める相談体制の構築

身近な地域で相談支援につながる仕組みづくりを進めるとともに、複合化・複雑化した課題の解決に向けて包括的に支援する体制を構築します。

施策① 身近な相談機能の充実

事業番号１１．身近な相談機能の充実

地域福祉コーディネーターによる文化センターでの困りごと相談会を充実する等、身近な地域における相談機能を強化します。

取 組	内 容
身近な相談窓口の充実	・ 身近な相談窓口として、民生委員・児童委員及び地域福祉コーディネーターと連携し相談体制の整備を進める。
利用者の立場に立った相談体制の充実	・ 高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実する。
苦情相談窓口の充実	・ 福祉サービスの利用に関する苦情に対して、苦情相談窓口で対応し、解決に努める。

施策② 複合化・複雑化した課題に対応する相談機能の充実【重点１－３】

事業番号１２．福祉の総合相談窓口の設置

様々な福祉分野の問題を１か所で相談できる総合相談窓口の整備を進めます。

取 組	内 容
総合相談窓口の整備	・ 様々な福祉分野の問題を相談できる総合相談窓口の整備を進める。

事業番号１３．多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】

分野ごとの相談支援体制では、解決が困難な課題について、多機関が連携して解決に向けた支援をするための体制を構築します。

取 組	内 容
福祉課題の共有	・ 福祉課題の共有と解決のため、市役所内部及び関係機関との連携体制の確保に努める。
相談窓口の連携強化	・ 地域包括支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センター等の相談窓口間の連携を強化する。
多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	・ 複数の分野にまたがる複合的な課題を抱える人・世帯について、関係機関との連携による包括的・継続的な支援を図る。また、地域福祉コーディネーターが関係機関等の調整を図る。

取組の方針（３）社会福祉協議会との連携強化

府中市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の推進のための取組を連携して進めます。

施策① 社会福祉協議会との連携

事業番号14. 地域福祉活動推進事業の支援

地域福祉活動計画の推進を支援します。

取 組	内 容
地域福祉活動推進事業の支援	・ 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画と連携する地域福祉活動計画の推進を支援する。

取組の方針（４）権利擁護の推進、虐待防止の推進

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人の生活が守られ、地域で安心して暮らせるよう成年後見制度の利用促進による権利擁護を推進します。また、高齢者、障害のある人、子ども等に対する虐待の防止を推進します。

施策① 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）【重点2-1】

事業番号15. 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、地域連携ネットワークの構築に向け取り組みます。また、引き続き、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施します。

取 組	内 容
地域連携ネットワークの構築に向けた取組の実施	・ 日常的に支援が必要な方を見守り、必要な対応を行う本人に身近な親族、福祉、医療等の関係者及び後見人等で構成されるチームに対し、専門機関等が必要な支援を行えるよう、保健、医療、福祉及び司法等の様々な専門機関から構成される協議会を設置する。 ・ 専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関とするため、権利擁護センターふちゅうの機能を強化する。
成年後見制度に関する相談・広報の拡充	・ 権利擁護センターふちゅうの相談機能及び広報機能を拡充する。成年後見制度に関する講座を実施するなど、制度についての周知と利用促進を図る。
市民後見人等の養成及び支援	・ 市民後見人養成のための講習を実施するとともに、後見人同士の情報交換会の実施等、後見人の円滑な後見活動のための支援を行う。

施策② 虐待防止の推進

事業番号16. 様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組

虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進めます。

取 組	内 容
虐待防止対策の推進	・ 虐待や暴力に対する相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・対応に努める。

取組の方針（５）自立と社会参加への支援

様々な課題を抱える人も含めたすべての人が自立や社会に参加しながら暮らすことができるよう、相談支援、就労や住居確保のための支援など社会参加に向けた支援を行います。

施策① 再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画）【重点2－2】

事業番号17. 再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり

犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、就労・住居確保に係る支援、保健医療・福祉サービスの利用の促進、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行います。

取 組	内 容
就労及び住居の確保支援	・ ホームページ、広報紙において、協力雇用主制度の周知を図る。 ・ 就労及び住居の確保について支援する。
保健医療、福祉サービスの利用促進	・ 必要な保健医療、福祉サービスにつなげる。 ・ 薬物乱用防止については、東京都に協力し啓発活動を推進する。
非行防止等の取組の推進	・ 青少年の健全な育成のための事業を推進する。
民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進	・ 保護司会等の活動の促進を支援する。 ・ 社会を明るくする運動を推進する。
国・民間団体等との連携強化等	・ 国、都、保護観察所、刑務所等との連携を強化し、再犯防止を推進する。

施策② セーフティネットの充実【重点２－３】

事業番号１８．生活困窮者の自立支援事業の推進

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に対応するため、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

取 組	内 容
生活困窮者の自立相談支援の充実	生活困窮者の自立のための相談支援を実施する。
生活困窮者の就労支援・就労準備支援の実施	- ハローワーク等と連携し就労支援を行い、早期就労を図る。 - 生活リズムの崩れや就労経験がないなど、就労に向けた準備が整っていない方に対し、基礎能力向上を支援する。
生活困窮者の住居確保給付金の支給	居住が不安定な離職者等に対し休職期間中の家賃を支給し、生活再建を支える。
生活困窮者の家計改善支援の実施	家計の改善のため、家計状況の把握、収支バランスの改善、負債整理等を支援する。
生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援の実施	生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援により、健全な育成の促進、進学・就職に向けた支援を行う。

施策③ 住宅確保に関する支援

事業番号１９．住宅確保に関する支援

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）に対する住宅確保に係る支援を進めます。

取 組	内 容
住宅確保に関する支援	- 居住支援協議会による住宅確保要配慮者に対する住宅確保に係る支援を行う。 - 高齢者や障害のある人及びひとり親世帯向けの公営住宅の確保に努める。 - 高齢者、障害のある人が地域で共同生活するためのグループホームの整備を推進する。 - 社会福祉協議会による住宅に困窮する高齢者や障害のある人への民間賃貸住宅のあっ旋、入居支援を行う。

施策④ 就業による社会参加への支援

事業番号20. 就業機会の拡大

高齢者、障害のある人、ひとり親等の就労機会の拡大に努めます。

取 組	内 容
就業機会の拡大	・ 高齢者の知識や経験をいかせるよう、シルバー人材センターと連携し、社会参加の機会を拡大する。 ・ いきいきワーク府中やハローワーク等と連携し、高齢者の就業を支援する。 ・ 障害のある人の能力に着目した職域の拡大を検討するとともに、企業等との連携を図り、障害のある人の雇用促進に努める。 ・ ひとり親の就職を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定事業や資格取得のための給付金事業等を実施する。

施策⑤ ひきこもりに関する支援

事業番号21. ひきこもりに関する支援【新規】

ひきこもり等に悩む人や家族の支援を行います。

取 組	内 容
ひきこもりに関する支援	・ 東京都ひきこもりサポートネット等と連携し、ひきこもり等に悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行う。

取組の方針（６）福祉サービスの質の確保

利用者が適切なサービスを利用できるよう福祉サービス提供事業者への運営指導や支援を通して、サービスの質の向上を図ります。

施策① 事業者・事業者団体への支援

事業番号２２．福祉サービス事業者への運営支援及び指導

福祉サービス提供体制及び質を確保するため、福祉事業所に対する運営支援、指導等を実施します。

取 組	内 容
福祉サービス提供事業者への事業継続計画（ＢＣＰ）策定の促進	・ 被災した避難行動要支援者に対し、居宅・避難所・仮設住宅等において、サービスの継続的な提供や福祉施設が早期に再開できるよう、事業者連絡会等を活用して、サービス提供事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進する。
事業者団体への支援	・ 福祉サービス提供事業者に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援する等、福祉サービスの安定的提供、質の確保を図る。
福祉サービス事業者への運営指導	・ 福祉サービス提供事業者である社会福祉法人等への指導検査を実施し、サービスの質の確保を図る。
民間活力の活用	・ 民間事業者が提供する福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人等の健全な運営を支援し、安定的かつ効率的なサービス提供体制を確保する。
福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	・ 福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供する。

事業番号２３．専門的な人材確保のための支援

福祉分野での人材を確保します。

取 組	内 容
専門的な人材確保のための支援	・ 社会福祉士資格取得費用助成事業及び介護職員初任者研修費用助成事業を実施し、専門的な人材の確保について支援する。

基本目標3 いきいきと健康に暮らすための環境づくり

いつまでもいきいきと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進します。

取組の方針（1）健康づくり・介護予防の推進

いきいきと健康に暮らし続けるためには、市民一人ひとりが日頃から自らの健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。それぞれのライフステージに合わせた健康づくりへの支援と、介護予防の推進を図ります。

施策① 健康づくりへの支援

事業番号24. ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携

市民が自らの健康に関心を持ち、ライフステージに合わせた健康づくりに取り組むこと、また、疾病の予防及び早期発見に取り組むよう促進します。

取 組	内 容
医療機関との連携	- 医療機関と連携した健康教育事業を実施する。 - かかりつけ医（医科・歯科・薬局）の普及を促進する。
こころの健康を守る取組の推進	こころの健康に関する相談窓口を充実するとともに、ストレス等への対応等、こころの健康についての啓発活動を行う。
各種健康診査・検診等の実施	様々な疾病の早期発見及び生活習慣病の予防のため、成人健康診査、特定健診、後期高齢者医療健診及び各種検診を実施する。

施策② 健康に関する相談・情報提供の充実

事業番号25. 健康に関する相談・情報提供の充実

健康に関する相談・情報提供の充実を図ります。

取 組	内 容
健康に関する相談・情報提供の充実	健康に関する相談・情報提供の充実を図る。

施策③ 介護予防の推進

事業番号26. 介護予防事業の充実

健康でいきいきと暮らし続けるため、介護予防事業について充実します。

取 組	内 容
健康づくり・介護予防の場と機会の提供	・ ライフステージに応じた健康づくり、介護予防事業に取り組むための場や機会を提供する。
介護予防事業の充実	・ 介護予防の必要性等について周知する。 ・ 介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施する。 ・ 各地域で介護予防活動の取組が広められるよう介護予防サポーターを育成する。 ・ 介護予防の自主グループの立上げや活動の継続を支援する。

取組の方針（2）日常生活への支援

すべての人が地域において、自分らしい暮らしを安心して続けることができるよう、一人ひとりの状況に応じた生活支援を行います。

施策① 日常生活への支援

事業番号27. 住まいのバリアフリー化の支援

高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成による住まいのバリアフリー化を支援します。

取 組	内 容
住まいのバリアフリー化	・ 高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成を行い、住まいのバリアフリー化を支援する。

事業番号28. 生活支援の充実

公的なサービス以外の制度や様々な主体や方法による生活支援の充実を図ります。

取 組	内 容
多様な主体や方法による生活支援の推進	・ ファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会の有償在宅福祉サービスなど、住民主体の生活支援サービスの展開を支援する。 ・ ボランティア等による生活支援サービスの充実と担い手の増加を図る。

取組の方針（3）自殺防止に向けた取組

「こころといのちを支えあうまち」を目指して策定された府中市自殺総合対策計画を推進します。

施策① 府中市自殺総合対策計画の推進**事業番号29. 府中市自殺総合対策計画の推進【新規】**

府中市自殺総合対策計画に定める取組を推進します。

取 組	内 容
府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進	・ 府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図る。

基本目標４ 福祉のまちづくりの推進

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めたすべての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

取組の方針（１）物理的なバリアフリーの推進

多くの市民が利用する公共施設、道路、公園、公共交通施設等について、高齢者、障害のある人をはじめ、すべての市民が円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいて整備を進めます。

施策① ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進

事業番号３０．福祉のまちづくり推進事業

福祉のまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの周知、民間事業者への指導、福祉環境整備の助成等を行います。

取 組	内 容
カラーユニバーサルデザインガイドライン及びユニバーサルデザインガイドラインの周知	・ 分かりやすく理解しやすい表現にするためカラーユニバーサルデザインガイドラインを周知する。 ・ 安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境を創出するため、ユニバーサルデザインガイドラインを周知する。
福祉のまちづくり推進事業の実施	・ バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対する着工前の事前協議及び指導を実施する。
福祉的環境の整備の推進	・ 福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく改修工事費用の一部を助成する。

事業番号31. ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備

学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備します。

取 組	内 容
公共施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化の推進	学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備する。

事業番号32. 公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備

市の公共施設におけるトイレのバリアフリー化や、分かりやすいサイン（案内）の表示などの整備を推進します。

取 組	内 容
公共施設のトイレのバリアフリー化の促進	高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、公共施設のトイレのバリアフリー化を順次進める。
公共施設のサイン（案内板）整備の拡充	ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して、ピクトグラムなど見えやすく分かりやすいサインの整備を拡充する。
音声案内の整備	視覚障害者の安全性及び利便性を確保するため、音声による案内を整備する。

事業番号33. 公園のバリアフリー化の推進

トイレのバリアフリー化、ベンチの設置、歩行空間の段差の解消等、公園のバリアフリー化を推進します。

取 組	内 容
トイレのバリアフリー化の促進	誰でも利用できるようトイレのバリアフリー化を順次進める。
ベンチ設置の拡充	自然や環境に親しめるよう、公園、緑道及び水辺周辺に誰でも休めるベンチを設置する。
歩行空間の段差解消の推進	階段のスロープ化や園路や通路の付け替えなどに取り組み、既存の公園、緑道等の段差解消を推進する。

事業番号34. 移動のバリアフリー化の推進

高齢者、障害のある人、子ども連れの方など移動の困難な方も含め、移動の安全性及び利便性が向上するための取組を推進します。

取 組	内 容
道路のバリアフリー化の推進	・ 段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の管理及び電柱の占用箇所の見直し等市道のバリアフリー化を推進する。
交通事業者との連携強化	・ 子ども連れの方や妊婦、高齢者、障害のある人など誰もが安全かつ快適に移動できるようにするため、駅舎、駅構内、バス停、駅前広場等の整備について、交通事業者との連携を強化する。
福祉移送の支援	・ 高齢者、障害のある人等、移動の困難な方の移動を支援するため、交通事業者やNPOと連携した福祉移送を支援する。
コミュニティバスの運行	・ コミュニティバスを運行し、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の移動を支援する。
自転車駐車場の整備	・ 自転車利用者の利便性を供するとともに、自転車の放置防止を図り、市民の良好な生活環境を確保するため、駅周辺等に自転車駐車場を整備する。

取組の方針（２）制度のバリアフリーの推進

障害等のあるなしにかかわらず、すべての市民が希望する社会活動等に参加及び参画ができるための制度づくりや必要とされる福祉ニーズの把握を行います。

施策① 幅広く使いやすい制度の推進

事業番号35. 社会活動等への参加・参画に対する支援の充実

市民の誰もが希望する社会活動に参加及び参画することができるための支援を行います。

取 組	内 容
市民参画による制度づくり	・ できる限り多くの市民が希望に沿った社会参加・参画ができる制度づくりに努める。
協議会等への参加促進	・ 当事者の意見が市政に積極的に反映されるように、当事者の協議会等への参加や計画づくりへの参画を推進する。
市民の福祉ニーズの把握	・ 支援を必要とする人や市民の福祉課題やニーズを把握するため、ワークショップやアンケート調査等を実施する。

取組の方針（３）情報のバリアフリーの推進

障害のある人、高齢者、外国人などを含め、誰もが必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体、表現方法を用いて情報提供の充実を図ります。

施策① 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

事業番号36. 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

誰もが市民が必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体を用いた情報提供の推進を図ります。

取 組	内 容
多様な媒体を活用した情報の提供	・ 広報、ホームページ等による情報の即時性を向上させる。 ・ ケーブルテレビや出前講座、地域の掲示板等の多様な情報提供媒体を活用する。 ・ 新たな情報提供手段を検討する。
情報利用のアクセスの機会の確保	・ 障害のある人、高齢者、外国人など情報入手が困難な方に対して、多様な情報提供手段を活用し、情報利用のアクセスの機会の確保に努める。
バリアフリー情報の提供	・ ホームページ等で、公共施設、駅、公園等のバリアフリーの整備状況について情報を提供する。

取組の方針（４）心のバリアフリーの推進

子どもから大人まで、すべての市民が地域に関心を持ち、高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人への理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

施策① 互いを理解し、助け合う福祉意識の醸成

事業番号３７．福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成

すべての市民が、地域には、高齢者、障害がある人、子ども、外国人等、多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちが持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

取 組	内 容
福祉意識の醸成	・ 様々な広報媒体や福祉まつり等のイベント、福祉教育を通じて、ソーシャルインクルージョン及びノーマライゼーションの理念の普及に努める。 ・ 高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人への理解を深め、共に支え合う気持ちを持てるよう、福祉意識の醸成を図る。
福祉教育・啓発活動の推進	・ 小中学校での福祉教育やボランティア体験等の充実を図り、高齢者や障害のある人への理解を深め、支え合う気持ちを育む。 ・ 教員を対象として福祉研修を実施し、各学校の理解の深化につなげる。 ・ 社会福祉協議会のボランティア体験などを活用し、地域における福祉教育を推進する。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 庁内連携の強化

地域福祉及び福祉のまちづくりは様々な分野に関係しており、課題も複合化しています。課題を解決し、取組を推進するため、庁内関係部署との横断的な連携の強化を図ります。

(2) 地域、国・東京都との協働・連携

地域福祉の推進には、市、市民、活動団体、関係機関、事業者等による主体的な取組と相互の連携及び協力が欠かせません。

市民、民生委員・児童委員、自治会・町会等の地縁組織、様々な市民活動団体及び事業者等並びに国・東京都の関係機関と、協働・連携して地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

なかでも、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とは、本市の地域福祉の推進という共通の目的を目指し、相互に協力を図ります。

(3) 計画及び事業内容の周知

本計画を推進していく上で、本市の課題や本計画の目指す理念等について、市民、活動団体、関係機関、事業者等に共通して理解をもってもらうことが必要です。

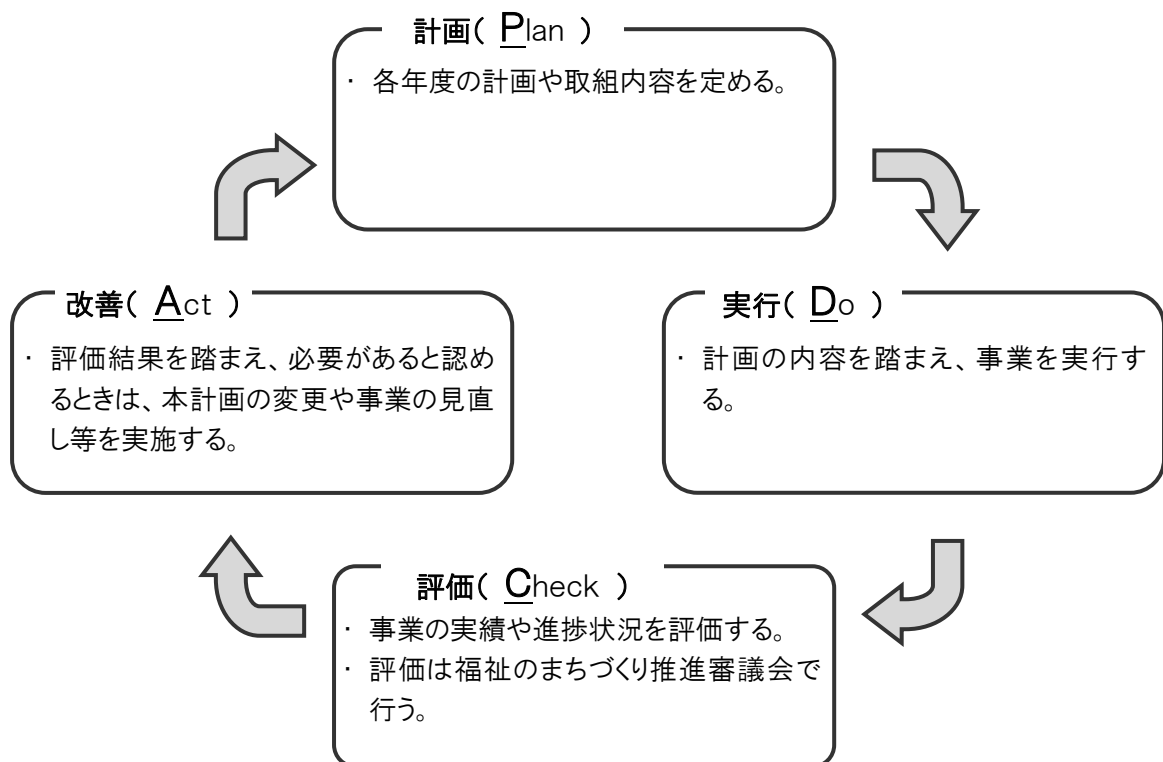
そのため、市の広報やホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知していきます。

2 計画の進行管理

本計画の推進のため、引き続き市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において、事業の取組実績等を報告し、計画の進捗状況について評価を行います。

計画の進捗状況や本計画に影響を及ぼす事由が発生した際には、必要に応じて、本計画の変更や事業の見直すこととします。

図表6-1 PDCAサイクルの図



資料

資料 1 府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿

任期：令和元年7月17日～令和3年7月16日

	氏名	選出区分	団体名等
○	横倉 聡	学識経験者	東洋英和女学院大学
◎	和田 光一	学識経験者	創価大学名誉教授
	七字 藍子	市民	府中市立小中学校PTA連合会
	宮崎 貞男	市民	府中市自治会連合会
	川口 宣男	事業者	むさし府中商工会議所
	野本 和久	事業者	府中市医師会
	中山 圭三	事業者(社会福祉事業)	府中市社会福祉協議会
	永合 美穂	事業者(社会福祉事業)	社会福祉法人 多摩同胞会
	原田 まち子	事業者(社会福祉事業)	府中市民生委員児童委員協議会
	増岡 寛子	高齢者団体の代表者	府中市シニアクラブ連合会
	高橋 史	障害者団体の代表者	府中市肢体不自由児者父母の会
	生田目 和美	障害者団体の代表者	府中視覚障害者福祉協会
	山下 達也	障害者団体の代表者	府中市聴覚障害者協会
	工藤 希一	公募市民	
	齋藤 慶子	公募市民	

(選出区分内で50音順・敬称略)

◎会長、○副会長(団体名等は就任時)

資料２ 検討経過

【令和元年度】

開催日時	検討内容	資料
第１回 令和元年 ７月１７日（水） 午後３時～午後４時５２分 府中市役所 北庁舎３階 第３会議室	１ 委嘱状伝達 ２ 市長挨拶 ３ 委員自己紹介 ４ 正副会長選出 ５ 諮問 ６ 審議事項 (１) 会議の公開等について (２) 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定について (３) 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施する調査について (４) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュールについて ７ その他	１ 府中市福祉のまちづくり推進審議会について ２ 府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿 ３ 府中市福祉のまちづくり推進審議会の公開等について（案） ４ 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定について ５－１ 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査概要（案） ５－２ 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査票（案） ６ 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール（案） 資料 府中市福祉計画 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（冊子）
第２回 令和元年 ８月２９日（木） 午前１０時～正午 府中市役所 北庁舎３階 第３会議室	１ 議題 (１) 府中市の福祉に関する現状について (２) 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施する調査について ２ その他	１ 府中市の福祉に関する現状について ２－１ 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査概要（案２） ２－２ 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査票（案２） 参考 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査票（案１）
第３回 令和元年 １２月１８日（水） 午前１０時～午前１１時３０分 府中市役所 北庁舎３階 第６会議室	１ 議題 (１) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進行管理について (２) 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施した調査（一般市民調査）の単純集計結果について ２ その他	１ 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進行管理及び評価方法について ２ 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 事業体系一覧 ３ 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 進行管理一覧表 資料 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施した調査（一般市民調査）の単純集計結果について
第４回 令和２年 １月３０日（木） 午後１時５５分～午後４時５分 府中市役所 北庁舎３階 第６会議室	１ 議題 (１) 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施した調査（一般市民調査）の集計結果について (２) その他	１ 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施した調査概要について ２ 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施した調査結果 分野横断の共通質問結果について ３ 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施した調査結果 経年比較 ４ 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施した調査結果 クロス集計結果

【令和２年度】

開催日時	検討内容	資料
第１回 令和２年 ６月３０日（火） 午前９時５５分～ 午前 １１時４０分 府中市役所 北庁舎３階 第１・２会議室	１ 議題 (1)府中市福祉計画（地域福祉・福祉のまちづくり推進）調査報告書について（報告） (2)次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題（案）及び基本的な考え方（案）について (3)その他	１ 府中市福祉計画（地域福祉・福祉のまちづくり推進）調査報告書の主な修正事項一覧 ２ 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定に向けた課題（案） ３ 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の基本的な考え方（案） ３－１（参考） 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の基本的な考え方の図表 ３－２（参考） 現行「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」計画書の抜粋 ４ 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（平成２７年度～令和２年度）体系図 参考 府中市福祉計画（地域福祉・福祉のまちづくり推進）調査報告書
第２回 令和２年 ７月２１日（火） 午後２時～午後３時５０分 府中市役所 北庁舎３階 第１・２会議室	１ 議題 (1)成年後見制度の利用促進について (2)再犯防止等の推進について (3)次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の重点施策（案）について (4)次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の体系（案）について (5)次期府中市福祉計画の基本理念、基本の仕組み及び基本視点 (6)その他	１ 成年後見制度の利用促進について ２ 再犯防止等の推進について ３ 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の体系（案） ４ 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の重点施策（案）について 参考 次期府中市福祉計画の基本理念、基本の仕組み及び基本視点
第３回 令和２年 ８月１３日（木） 午前１０時～午前１１時４０分 府中市役所 北庁舎３階 第１・２会議室	１ 議題 (1)市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題について (2)次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業内容（案）について (3)その他	１ 市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題 ２ 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和３年度～令和８年度）
第４回 令和２年 ９月１０日（木） 午前１０時～午前１１時２５分 府中市役所 北庁舎３階 第１・２会議室	１ 議題 (1)次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（素案）について (2)その他	１ 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（素案） ２ 近所づきあいの状況と地域の支え合いの充実のために必要なこととの関係について（クロス集計結果）